令和2年

会津美里町議会会議録

定例会 6 月会議

6月3日開議~6月12日散会

会津美里町議会

令和2年会津美里町議会定例会6月会議会議録目次

第1日 6月3日(水曜日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件 ····································
○出欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者 ····································
開 議 (午前10時00分)3
○開議の宣告
○諸般の報告
○会議録署名議員の指名
○議案の上程及び提案理由の説明
○陳情の常任委員会付託について
○散会の宣告
散 会 (午前10時16分)7
第2日 6月4日(木曜日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者
開 議 (午前10時00分)11
○開議の宣告
○一般質問
根 本 謙 一 君
石 川 栄 子 君
堤 信 也 君
村 松 尚 君
○延会の宣告
延 会 (午後 3時29分)

第3日 6月5日(金曜日)

○議事日程	3							
○本日の会議に付した事件 ····································								
○出欠席議員	4							
○説明のため出席した者	4							
○事務局職員出席者	4							
開 議 (午前10時00分)6	5							
○開議の宣告	5							
○一般質問	5							
山 内 須加美 君	5							
佐 治 長 一 君	3 0							
渋 井 清 隆 君	5							
野 中 寿 勝 君9	6							
○散会の宣告) 5							
散 会 (午後 2時49分)) 5							
第4日 6月8日(月曜日)								
○議事日程	7							
○本日の会議に付した事件	7							
○出欠席議員	8 (
○説明のため出席した者	8 (
○事務局職員出席者	8 (
開 議 (午前10時00分)10	9							
○開議の宣告	9							
○議案の訂正	9							
○報告第5号の議題、説明、質疑	9							
○報告第6号の議題、説明、質疑	. 1							
○報告第7号の議題、説明、質疑 1 1	. 3							
○議案第35号の議題、説明、質疑 1 1	. 5							
○議案第40号の議題、説明、質疑 1 2	2 7							
○議案第41号の議題、説明、質疑	8 2							
○総括質疑	9							
○議案の常任委員会付託について								

○散会の宣告 ····································	3 3
散 会 (午前11時49分)15	3 3
第5日 6月12日(金曜日)	
○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件 ····································	3 5
○出欠席議員	3 7
○説明のため出席した者	3 7
○事務局職員出席者 ····································	3 7
開 議 (午後 2時00分)	3 8
○開議の宣告	3 8
○常任委員会委員長の報告	3 8
○議案第30号の議題、討論、採決1 △	4 0
○議案第31号の議題、討論、採決1 △	4 1
○議案第32号の議題、討論、採決1 △	4 1
○議案第33号の議題、討論、採決1 △	4 2
○議案第34号の議題、討論、採決1 △	4 2
○議案第35号の議題、討論、採決1 △	4 3
○議案第36号の議題、討論、採決	4 3
○議案第37号の議題、討論、採決	4 3
○議案第38号の議題、討論、採決	1 4
○議案第39号の議題、討論、採決1 △	1 4
\bigcirc 議案第 4 0号の議題、討論、採決 ····································	4 5
○議案第41号の議題、討論、採決	4 5
○議員派遣の件について	4 5
○陳情第1号の議題、討論、採決	4 6
○日程の追加	4 6
○発議第2号の議題、説明、質疑、討論、採決	4 7
○日程の追加	4 8
○議案第42号ないし議案第45号の議題及び提案理由の説明 ·························1	4 8
○議案第42号の議題、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決1 :	5 0
○議案第44号の議題、説明、質疑、討論、採決1 6	3

○議案第	§ 4 5	号の議題	夏、説明	人質疑	、討論	ì、 採注	央	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	 •••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 6	6 4	
○発議第	第3号	の議題、	説明、	質疑、	討論、	採決	•••••		•••••	•••••	• • • • • • • •	 •••••	• • • • • • • •	1 6	5 7	
○散会の	宣告						•••••	•••••			• • • • • • • • •	 •••••		1 6	8 8	
	散	会	(午後	4時1	9分)					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		 		1 6	8 8	

定例会6月会議

(第 1 号)

令和2年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第1号

令和2年6月3日(水)午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案の上程及び提案理由の説明
- 第3 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長	_	君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙		君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須力	11 美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知世	世志	君
6番	石	Щ	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	渡	部	英	敏	君
副町	長	鈴	木	直	人	君
会計管理	者	舩	木	宗	徳	君
総 務 課	長	國	分	利	則	君
政策財政課	長	鈴	木	國	人	君
産業振興課	長	金	子	吉	弘	君
町民税務課	長	横	山		優	君
健康ふくし課	長	原		克	彦	君
建設水道課	長	鈴	木	明	利	君
教 育	長	新	田	銀	_	君
教育文化課	長	松	本	由 佳	里	君
選挙管理委員書 記長 (兼		國	分	利	則	君
農業委員事務局長(兼	会 (f)	金	子	吉	弘	君
代表監査委	員	鈴	木	英	昭	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 髙
 木
 朋
 子
 君

 総務係長
 歌川
 和
 仁
 君

開議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) ただいまから令和2年会津美里町議会定例会6月会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○諸般の報告

○議長(谷澤久孝君) 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりです。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を10番、佐治長一君、報告願います。 佐治長一君。

〔10番(佐治長一君)登壇〕

○10番(佐治長一君) おはようございます。令和2年5月会津若松地方広域市町村圏整備組合議会 臨時会の開催について報告いたします。

5月29日金曜日午前10時、会津若松地方広域市町村圏整備組合庁舎4階会議室において、議員20名 全員出席の下開催されました。付議案件は、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会常任委員会委員 の選任についてと会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議会運営委員会委員の選任について、財産 取得について2件の計4件です。

議会退会者に対する感謝状贈呈については、猪苗代、会津坂下、柳津全員欠席のため、後日事務局より送付することとし、4月1日付の人事異動に伴い、異動のありました職員の紹介が管理者よりありました。

次に、議席の指定ですが、今年議会改選があり、新たに派遣されました猪苗代町、会津坂下町、柳 津町、三島町の各議員の議席の指定が議長からあり、各議員の挨拶がありました。

次に、組合議会常任委員会の選任は議長が会員に諮り指名することとなっており、総務消防委員会委員、環境厚生委員会委員、水道供給委員会委員の氏名が報告され、指名のとおり決せられました。 その後、総務消防委員会委員長、環境衛生委員会副委員長が不在に対し、各委員会の選任があり、議 長より報告があり、各委員より挨拶がありました。

次に、議会運営委員会委員の選任を議長の指名により決定し、直ちに不在の委員長、副委員長の選任をし、挨拶を受けました。

議案第12号、13号の財産取得についての2案件は一括議題とし、審議の方法については議運での協議のとおり、委員会付託を省略し、本会議自らの審議とし、提案理由の説明を求め、質疑に入りました。

議案第12号、財産取得については、猪苗代消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車で、落札価格

7.018万円で会津消防用品株式会社から購入するものです。

議案第13号は、財産取得については、城南分署に配備する資機材搬送車で落札価格が2,673万円で、 議案第12号と同じ業者からの購入です。

詳細説明の後、質疑、討論なく、原案のとおり決まりました。

取得方法は、2件とも指名競争入札です。本会議終了後、全員協議会が19名出席で開催され、新ご み焼却施設整備運営事業について、6月からの概要のホームページ等への公表前の議会への説明が担 当者からありました。

それから、ちなみに各委員会に本議会から派遣されました議員の皆さんの名前を申し上げておきます。総務消防委員会が根本剛議員、それから環境衛生委員会に村松議員と私、それから水道供給委員会に根本剛議員と村松尚議員、根本剛君は委員長でございます。あと、運営委員会に根本剛君がなっています。

以上でございます。

○議長(谷澤久孝君) 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

10番 佐治長一君

11番 根本謙一君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長(谷澤久孝君) 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第5号から報告第7号まで、議案第30号から議案第41号までの計15議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

〔町長 (渡部英敏君) 登壇〕

○町長(渡部英敏君) おはようございます。本日、令和2年の会津美里町議会定例会6月会議の再開に当たりまして、議員各位におかれましてはご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。6月会議にご提案を申し上げます報告3件、議案12件の提案理由をご説明をいたします。

初めに、報告第5号は、令和元年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてであります。本件は、令和元年度当初予算において継続費の議決をいただきました新鶴小学校大規模改修事業について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

次の報告第6号は、令和元年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和元年度補正予算において繰越明許費の議決をいただきました賠償、訴訟事務ほか15事業について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって報告をするものであります。

次の報告第7号は、会津若松地方土地開発公社経営状況報告についてであります。本件は、会津若松地方土地開発公社理事長より令和元年度決算書及び令和2年度予算書の報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によって報告をするものであります。

次の議案第30号は、会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方税法施行令の一部改正に伴って、国民健康保険税の課税限度額の引上げなどについて所要の改正を行うものであります。

次の議案第31号は、会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」条例等の一部を改正する条例であります。本案は、令和3年度からの指定管理者の指定によって、会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」条例、会津美里町デイサービスセンター条例、会津美里町保健センター条例の指定管理者の管理の期間について所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、傷病手当金の支給に伴って所要の改正を行うものであります。

次の議案第33号は、会津美里町温泉施設等条例の一部を改正する条例であります。本案は、指定管理者の指定により、指定管理者の管理の期間を5年間から5年以内に変更するものであります。また、本郷温泉湯陶里の民間法人への譲渡に当たり、令和3年2月28日をもって用途を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第34号は、会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、介護保険 法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴って、第6条第1項第1号 から第3号に掲げる第1号被保険者について、令和2年度における保険料の軽減措置の拡大による所 要の改正を行うものであります。 次の議案第35号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第2号)であります。既定の歳入歳 出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,740万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億1,982万 3,000円とするものであります。

次の議案第36号は、令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億 5,471万4,000円とするものであります。

次の議案第37号は、令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。既定の歳入歳出予算の総額28億8,395万7,000円のうちで歳入を補正するものであります。

次の議案第38号は、令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第1号)であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を3,434万7,000円減額をし、営業外収益予定額を3,489万7,000円増額をし、水道事業収益予定価格を4億7,216万円とし、収益的支出の営業費用予定額を55万円増額をし、水道事業費用予定額を4億3,209万円とするものであります。

次の議案第39号は 令和2年度会津美里町下水道事業補正予算(第1号)であります。今回の補正 予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を1,475万4,000円減額をし、営業外収益予定額を1,475万 4,000円増額をするものであります。

次の議案第40号は、会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求めるものであります。

次の議案第41号は、字の区域の変更についてであります。本案は、平成29年度からの農地整備事業により実施した新屋敷新田地区の圃場整備に伴って、同一区画に混在する字について字境を整理するため字の区域を変更するものであり、地方自治法第260条第1項の規定によって議会の議決を求めるものであります。

私からは以上です。よろしくお願い申し上げます。お世話になります。

○議長(谷澤久孝君) これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長(谷澤久孝君) 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長(谷澤久孝君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

散 会 (午前10時16分)

定例会6月会議

(第 2 号)

令和2年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第2号

令和2年6月4日(木)午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長	_	君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙		君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須力	1 美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知 世	世志	君
6番	石	JII	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	渡	部	英	敏	君
副町	長	鈴	木	直	人	君
会計管理	者	舩	木	宗	徳	君
総 務 課	長	或	分	利	則	君
政策財政課	長	鈴	木	國	人	君
産業振興課	長	金	子	吉	弘	君
町民税務課	長	横	山		優	君
健康ふくし課	長	原		克	彦	君
建設水道課	長	鈴	木	明	利	君
教 育	長	新	田	銀	_	君
教育文化課	長	松	本	由 佳	里	君
選挙管理委員書 記長 (兼		國	分	利	則	君
農業委員事務局長(兼	会 (f)	金	子	吉	弘	君
代表監査委	員	鈴	木	英	昭	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 髙
 木
 朋子君

 総務係長
 歌川
 和仁君

開議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) それでは、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○一般質問

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、11番、根本謙一君。

[11番(根本謙一君)登壇]

- ○11番(根本謙一君) 議長、質問前に確認させてください。質問のやり取りは着座のままでよろしいのですよね。
- ○議長(谷澤久孝君) そうです。
- ○11番(根本謙一君) もう一点。マスクは極力つけてやるべきだとは認識していますけれども、どうしても伝わらない、声が聞きにくいとか、そちらからの答弁もなかなか聞きづらいという場面があろうかと思います。そのときは外してやっても構いませんか。
- ○議長(谷澤久孝君) はい、結構です。ほかの議員の方も息苦しかった場合は、時々外してもらってやってもらって、それからまたマスクつけてもらってやってもらって結構だと思います。
- ○11番(根本謙一君) 協力ありがとうございます。

質問始めます。それでは、私の通告してあることについて一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業等について。先月4月16日、緊急事態宣言が全国に拡大発出されてから1か月近い5月14日に福島県を含む39県が対象地域から解除されました。福島県の感染者は現在81名で、5月9日からはゼロが続いております。本日で26日になろうかと思いますけれども、幸い会津からは感染者が一人も出ていない状況にあります。関係機関の方々のご苦労、ご努力とともに、いわゆる外出や営業の自粛とともに、感染予防対策要請に理解と協力をいただいた県民や事業者等の成果と言えると思っております。全国的に収束の方向と捉えられていますが、緊急事態宣言が全国解除されたとしても気は緩められない。第2波は冬到来前にもと専門家からは警鐘が発せられております。そういう中において、新しい生活様式、新しい日常を実践していく予防対策と並行して、生活支援や経済支援対策の速やかな実行が求められております。今は、いわゆる有事であります。

そこで下記について伺います。①、5月会議において議決された新型コロナウイルス感染症対策5 事業について、現在の取組状況はどのように進んでいるのでしょうか。

- ②、本町の経済的影響をどのように把握しているのか。それを踏まえて第2弾的支援施策の検討はあってしかるべきと考えております。財源、財政にもしっかりと配慮しつつ、行政として補助事業のほか、仕事づくりにも積極的な展開が望まれるこれからと考えております。商工会や関係機関との連携は必須であります。例えばイメージとして平成22年度の住まいづくり支援事業施策や全業種対象のプレミアム商品券の発行なども考えられます。ほかの取組も含めての認識をいかようにお持ちでしょうか。
- ③、次に、観光対策にも目配りが必要です。数々のイベント、催事が中止になり、交流人口の激減は大きなダメージであります。こういうときこそ次に備えて知恵を絞り出すことが肝要だと思うのですが、認識はいかがですか。
- ④、小中学校などの感染予防対策にもしっかりと取り組まねばなりません。6月より通常どおりの学校運営、授業と案内されていますが、休校中の授業数の確保など、学力維持向上には大変に心配されることであります。今夏の熱中症対策とともに、現状と今後の対応策について認識を伺いたいと思います。

次に、2番目でございます。旧本郷第一小学校跡地利活用素案の説明会について。今年も旧本郷第一小学校跡地の桜の花はらんまんとして咲き誇り、メタセコイアも今は葉を青々と伸ばし、屹立している姿は往事をしのばせる景色を見せてくれております。

さて、旧本郷第一小学校跡地利活用の素案は、今年度に作成して町民への説明会をもって町民皆さんのご意見を聞くとしておりますけれども、その目途はいつなのか、また素案については説明会開催 以前に町民と議会に提示すべきでありますが、所見を併せて伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

[町長(渡部英敏君)登壇]

○町長(渡部英敏君) 11番、根本議員の一般質問にお答えをいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業等のうち、4点目の小中学校の予防対策等につきまして は教育長から答弁しますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、1点目、新型コロナウイルス感染症対策5事業のうち、雇い止めや内定取消しとなった方々に対する雇用支援事業につきましては、5月15日からハローワークを通して募集を開始をいたしました。問合せは数件ありましたが、5月末時点ではまだ応募がない状況であります。

次の緊急経済対策としての特別定額給付金につきましては、5月8日から開始をしましたオンラインの申請分について、5月22日、62世帯、231名の支給を行いました。5月28日には、郵送申請分を含めた2回目の支払いとして2,544世帯、7,568人の支給を行いました。この2回の合計で対象世帯の3分の1を超える支払いを終えたところであります。今後の支払い予定としましては、毎月8のつく日を基準日として、6、7月は3回、8月は2回、9月は最終として1回の支払いを計画をしている

ところであります。

次の子育で世帯への生活支援である子育で世帯への臨時特別給付金につきましては、5月15日、一般支給対象者1,157名に対し、給付についてのお知らせを送付しておりまして、6月10日に給付金を支給する予定であります。なお、公務員の支給対象者につきましては、対象者からの町への申請が必要となるため、5月15日から11月13日までを受付期間としております。5月末時点での受付件数は17件であり、支給決定後随時支払いを行ってまいりたいと思っています。

次の子育で応援商品券を配布する子育で応援事業につきましては、5月15日、会津美里町商工会へ商品券の発注をいたしました。納品まで3週間程度かかるとのことでありますが、6月8日に発送できるという準備を進めています。

次の売上げが減少した中小企業等への給付金を交付する事業者応援事業につきましては、5月の18日から給付金交付申請の受付を開始をいたしました。申請件数は5月末時点で62件となっておりまして、6月5日に12件を交付する予定であります。

2点目の本町の経済的影響の把握等につきましては、融資制度の相談、金融機関等の情報、それから中小企業等活動応援給付金の申請状況によって、特に影響が大きいとされる宿泊業、飲食業だけでなく、全ての業種において収入が減少し、非常に厳しい現状であることを把握しております。このような状況を踏まえまして、第2段階的支援施策として、収束状況を見極めながらでありますが、再度の給付事業の実施、地域経済を活性化するための施策への転換などについて的確に判断しながら、商工会等関係機関と連携し、進めてまいります。

3点目の観光対策に対する目配りにつきましては、現在本町におきましても国内における様々な行動の自粛によって観光人口が大幅に減少しておりまして、観光振興に向けた早急な取組が必要と考えております。まずは、観光協会など関係機関と協議し、より有効な手段を模索するとともに、速やかな復興施策の実施に向け、取り組んでまいります。

次の旧本郷第一小学校跡地利活用案の説明会についてでありますが、現在庁内において素案の検討を行っており、説明会の開催は年度内を予定しております。また、素案が完成した段階で議会にお示しするとともに、説明会開催前に町ホームページ等によって事前に公表したいと考えております。

私からは以上です。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長(新田銀一君)登壇〕

○教育長(新田銀一君) おはようございます。よろしくお願いします。11番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業等についてでありますが、4点目の小中学校などの感染症予防対策につきましては、まず学力維持向上の現状については、本町では4月22日より5月22日までの間、 実質19日間の休業を実施し、その間4回の登校日を設けたところであります。その後5月25日より段 階的に授業を展開し、6月1日から全面再開としております。3月の臨時休業の内容を含めて、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や課外授業の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じるべく、各学校で工夫して取り組んでおります。

今後の対応策といたしましては、県教育委員会からの通知にあるように、夏季休業を短縮し、10日以上の授業日を確保する予定でおります。大変暑い時期でありますので、環境省熱中症予防情報サイトの暑さの指数を参考に、昨年整備したエアコンを有効に活用するとともに、水分補給にも配慮してまいります。あわせて、文部科学省より通知された新型コロナウイルスに関する学校の衛生管理マニュアル新しい生活様式を可能な限り取り入れ、手洗い、マスクの着用、十分な換気とともに、3つの密を避けるための対策など、感染症予防対策にも確実に取り組んでまいります。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) では、再質問に入らせていただきます。

まず、答弁いただきました1点目のいわゆる会計年度内の任用、これを5名予定しているというお話がさきの議会でありました。今のところ応募がない状況にあるということでしたけれども、これ支障は生じていないのですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長、國分利則君。
- ○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問についてでございますが、支障はないのかということでございますが、当初予定では5名程度を想定しておりました。何分にも条件につきましてはこういった内定の取消し、さらにはまた雇い止めに遭った方という対象でございますので、この5名につきましては応募があった時点で随時雇用していく考えでございますが、現在のところ業務に関しての支障はないということでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 要件が厳しいからないのか、劇的にないのか、応募ができにくいというか、 少ない、できないのか、そこはどのように判断していますか。このままただ待っているというような ことですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、あくまでもこの事業はこういったこのコロナウイルス感染症の影響によりまして、雇い止めだったり、そういった内定の取消しをされた方についての支援事業でございますので、こういった形でやはり要件につきましては先ほど2つの要件を満たしているか、どちらかの要件を満たしている方を条件として採用するものでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) この議案のときの審議の中で、町外に住んでいても町内に実家があるとか、 外に出ているけれども、実家がある、外に住んでいても、そういうの対象になりますというお話たし

かされたと思いますけれども、それは変わらないということでいいですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) そのとおりでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。推移を見守りたいと思います。

2点目ですけれども、いわゆる国の補助事業、特別定額給付金支給事業ということで、現在のトラブル状況は大きくはないように印象を持っておりますけれども、課題として現在言えるとしたらどういうことなのか教えていただきたい。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長、原克彦君。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) おっしゃるとおり、今までトラブルはございません。これからの課題ということでございますが、これから支払いということで、次回が6月8日の支給支払いとなっております。この時点でおおむね9割の方に支給することが完了しておりますので、今後とすれば支給後の内容にきめ細かな対応を取ってまいりたいというのが現状でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 全く問題はなく推移しているということなのか、多少あったけれども、それはフォローしてしっかりカバーして順調に進んでいるよということなのか、もうちょっと具体的に説明してください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 記載漏れ等ございましたけれども、迅速に相手方の申請者の方に 連絡を取りまして、対応してまいりましたので、これまで特にそういった問題というのはございませ ん。それが現状でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 新聞紙上にも載っておりますように、誤送付とかいろいろあるわけです。二 重払い込みとか支払いしてしまったとか、それはないということで確認させていただきました。

もう一つ心配なのは、私がちょっと懸念持っているのは、いわゆる高齢者も含めて、特にお独り暮らしとかなかなか簡単に相談する人がいなく、あるいは聞く人もいないというようなことも想定しますと、なかなかどうしていいか分からない、もらったけれどもという。地域コミュニティーが希薄化になっていれば、なおさらその辺をしっかり踏まえて行政としてサポートはしていっていただきたいなと。その辺のことについての懸念はありませんか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) おっしゃるとおり、先ほど申し上げましたように現時点で次回の 支給でおおむね9割でございますが、今後1割の方の中でそういった例もあろうかと思います。その 場合、福祉事業所の方々あるいは民生委員、児童委員の方々のご協力をいただきながら、お声かけを

していただきまして、受給漏れがないように対応してまいります。

なお、当然ですが、広報支援のお知らせの掲載や未受給者の方の状況を調べた上で的確に対応して まいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 対策室にもお電話してちょっと現状伺った限りではですね、よく対応していただいているなという印象は持っていました。ご苦労だなと思います。よそを見ると、新聞紙の報道を見ますと、いろいろトラブルあるわけです。どうしてこういうふうになってしまうのだろうというぐらいのことがあるわけですけれども、そういう大きなことがなくて、9割がもう進んでいるということで理解してよろしいですね。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) はい。
- ○11番(根本謙一君) では、次参ります。

次は、3番目は国の補助で子育て支援ということで世帯に1人1万円と、これは分かりました。

4番目、これは町の商品券1人に対して2万円、1,500世帯の2,730人対象になっているということで、これはすばらしいことだなというふうに紹介したいと思います。これもできる限り早くお配りできて、有効に使っていただくというふうになっていっていただきたいなというふうに思っております。

次に、5番目の事業者応援事業のほうですけれども、これ私ごとなのですけれども、私も一事業者として関心持っていろいろ問合せもしたりしておりますけれども、いわゆる町で出している説明書、それから商工会での説明の仕方、それでもよく見えないところもありますので、もう少し有効に使っていただくために細かい説明、あるいはつまり対象者になるのかならないのかの判断基準がこの案内文書だけではちょっと分かりづらいなというのが印象です。コールセンターに問い合わせて初めて分かったこともありましたので、そこはもう一度商工会と連携していただいて、もう少し分かりやすい使いやすい案内をしていただけないかなというふうに思うところですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまの周知の方法についてもう少し分かりやすくお願いしたいというふうなことでございます。これにつきましては、商工会のほうと常に連絡を取って連携をしておりますが、確かにちょっと分かりづらい部分はございますが、ほぼほぼ申請いただいた方については窓口に来られる方よりも郵送で送られてくる方のほうが多うございます。ですが、ちょっとやはり分からない方がお一人でもいらっしゃるということであれば、そこら辺については再度7月の広報等でもう少しかみ砕いたような分かりやすい表現で周知に努めてまいりたいと、さらには商工会等も一応しっかりもう一度確認をさせていただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 先ほどの答弁書を見ますと、申請件数が5月末時点で62件ですよね。6月5日に12件を交付する予定だということなのですけれども、これ議案書については説明資料ですけれど

も、これを見ますと想定している対象者が20万円の支援想定者が365社です。それから、10万円の想定者が663社。この数字からすると、随分少ないなというふうに。確かに期限が7月31日ですので、まだ先ですよということはありますけれども、当然現実としてもう2月、3月、4月で影響は必ず出ているはずですよね。それで、もうちょっと見たいというのもあるかもしれませんけれども、そこはどんなふうに眺めていますか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、確かに対象者数に比較しまして、申請者の数が5月末で62件ということで、かなり私どもとしてもちょっと低い数字になっているのかなというふうに考えてございます。ただ、これにつきましてはこの制度の受付が5月18日からでございましたが、この5月18日の時点におきましては、ちょっと広報紙等が間に合いませんで、ホームページと、あとは新聞の投げ込みにて皆様のほうにお知らせしたというふうな経過がございます。ただ、商工会加入会員様につきましては商工会のほうから通知が出ているというふうなこともございますが、そして広報のものでございますが、6月1日の広報で初めてこういう制度があることが分かったというふうなこともございまして、その後問合せ等が今月に入りましてかなり増えております。ですから、ちょっと周知の方法として広報での周知が遅れたことがまず1つの原因かなというふうに捉まえております。あとは、対象が認定農家というふうな対象もございまして、農家の皆様方につきましては野菜等の収穫がこれから多く始まるというふうなこともございまして、そういった面もちょっと申請件数が低い原因なのかなというふうなことで分析しておるところでございます。

○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。

〇11番(根本謙一君) 少し理解が深まりました。この中で認定農業者も入っていることは本当にいいことだなというふうに思っております。確かに農繁期でもありますので、今の課長の説明も理解できなくはないのですけれども、ぜひ待つことなく、こういうのは早めに丁寧に案内を進めて救ってあげていただきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

次ですけれども、2点目に参ります。飲食業、宿泊業の方々本当に大変だと思っておりますし、お店に入っているという姿もなかなか見れない状況がずっと続いております。それは当然所管としても把握しておると思いますけれども、この支援施策について当然私も商工会といろいろお話はさせてもらっています。当然新聞紙上でも象徴的にプレミアム商品券の話がばんばん上がってきております。これから議会で審議されるのがほとんどなのでしょうけれども、それにしてもいわゆる想定されるこの休業状態にどう支援を差し伸べるかというのがもうちょっと早く私は取り組んでもいいかな。この答弁書に私は具体的なものがないのがとても残念だなと思っています。商工会から伺う中には、当然プレミアム商品券を町は考えているようだということを伺いました。事業規模を聞くまでは不明だと。その辺はどうなのですか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、確かに収束が見えた場合でございますが、これにつきましては間髪入れずにやはり経済を回すような施策というのが必要というふうに考えてございます。でも、一方では東京都につきましては第2波が来ているというふうな現状もございます。その辺の事情を見定めながら、まずはそういう収束が見えなければ今の給付金の事業をいわゆる給付するという事業になるわけですが、これを追加して実施するとかというふうな方法がまずあろうかなというふうに思います。さらに、収束が見えた場合につきましては、今度は地域経済を回すためのいわゆる先ほど議員おただしのプレミアム商品券の事業というのは、かなり有効な事業というふうに私どもも考えてございますので、その辺しっかりと見定めながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。

○11番(根本謙一君) 準備には相当時間もかかるのではないですか。何か私から言うと悠長にしか聞こえないのです。もう準備段階に入っているという答弁がここに載ってくるのかなと思って期待はしておりました。私は、載ってしかるべきだと思っています。収束ということを言いますけれども、会津は幸い感染者が出ていない。当然東京、それから北九州市ではちょっと心配な事案がまた出てまいりまして、問題外にはできませんけれども、収束が見えて、それを踏まえてというのはちょっとのんびりし過ぎませんか。今が大変なときだと思います。そこはちょっと認識が私はどうなのかなって疑問を持ちますけれども、いかがですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 私の説明がちょっと言葉足らずで大変申し訳ございませんでした。 確かに商工会等と打合せはさせていただいております。それで、前向きに実施の方向で検討を重ねて いるところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 時期はいつを想定しているのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) いつとはっきりは申し上げられないのですが、なるべく早い時期に そういったことでやっていきたいというふうに考えてございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- 〇11番(根本謙一君) 副町長、何とかなりませんか。これ準備しておいて、いつだか分からないけれども、いつでもやれるように準備しておいて、さあ行くぞって行けるものではないですよね。準備にまた一定の時間がかかりますよね、商品券。配るにもどうするかって。たださあ売りますよ、どうぞというわけにいかない。福島市の例でいいますと1人1万円です。2点目の分は30%ですから、本町と同じような考え方かなということ。これはこれで一つのアイデアですよね。やり方。本町での過去の事例を見ますと、いろいろな不測事態、想定外の不測事態も生じているわけです。それは、再度

けがしてはいけないとかいろいろ考えると、ここが知恵出しどころだというのが、私そこなのです。 町がどこまで本気で考えているのかというのをここで刺激しなくてどうするのですか。お願いします。 ○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。

○副町長(鈴木直人君) 根本議員おっしゃることも十分理解できるところでございます。担当課長がちょっとはっきりと申し上げられなかったというのは、まず実際に形としてお出しをするということがこの6月会議の中でぜひ我々としては出していきたいということで今最終的な詰めを行っている段階でございます。先ほど根本議員がお話しされたように、間髪を入れずにということは十分に承知をしておりまして、まず間違いなく出したいというふうに、今会議の中でご提案を申し上げたいというふうに考えてございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) ぜひ早めに段取り進めていただきたいな。

当然問題は財源になります。担当課に聞きたいのですけれども、いわゆる臨時交付金の増額を知事会でも要請しておりますけれども、そういうのがないとできないのか、あるいは自前でも一般財源の財調使ってでも、これ必要なことだからやりますよということまで言えるのかどうなのか、そこは財政担当としてはどのように考えているか、それだけ伺わせてください。

- ○議長(谷澤久孝君) 通告には財政のことまでは入らないのですけれども。
- ○11番(根本謙一君) いや、当然こういうのを想定していれば財源は一番問題ですよね。財源の裏づけなくて、政策だけ掲げるというわけいかないのですから。だから、当然財源も踏まえてこういうものは考えていくということからすると、今副町長が言われたこれから会議の中に提案していきたいということなので、そこはそれで当然想定内のことだろうということなので、何った次第です。そこでもまかりならぬといえばやめます。
- ○議長(谷澤久孝君) ちょっと休憩します。

休憩 (午前10時40分)

再 開 (午前10時42分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

想定されるというのは根本さんの見解でございまして、でも政策財政課の考え方ですので、次回からはちゃんとそういうことを通告書に書いてもらってやってもらうようにします。でも、今回の場合は政策財政課のほうから答弁させてもらいます。

- ○11番(根本謙一君) ちょっと待ってください。議長、私質問書に、これはその方向ではないって 言われるかもですが、ここに財源、財政に配慮してって、行政として補助事業のほか、仕事づくりに も積極的展開が望まれるって入れています。
- ○議長(谷澤久孝君) 休憩します。

再 開 (午前10時45分)

○議長(谷澤久孝君) 再開いたします。

答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

〇政策財政課長(鈴木國人君) 財源の部分でございますけれども、5月の会議でも申し上げましたとおり、市町村に交付される金額については今のところ1億3,000万からというふうに考えておりますが、この2次補正において、全国の町村ですが、さらに2兆円足されるということもございます。多分リーマンの頃でありますが、4億程度だったのかなというふうに記憶しております。今ごめんなさい、私の記憶の中でございます。そのくらいにはなるのではないかというふうに考えてございます。また、財政調整基金がございますが、基金を今調整させていただいており、基金で予算を組まさせていただいております。これも財調の介入がございます。将来的な負担もございますので、そこをどのように見ていくかということですが、長期財政計画と現在照らし合わせますと、基金の残高で約3億から4億、計画よりは多いということでございます。

今後の推移でありますが、そういった2次補正、3次補正の中になってくるのかもしれませんけれども、市町村に交付される交付金、それから今申し上げました財調計画よりも多く今積んでいる現状にもありますので、それを十分活用して、有事ということで、そこは財政出動させていただきたいというふうに考えてございます。ただ、コロナ復活するようでは困りますので、そこはバランスを考えながら財政のほうで財政的な考え方、そういった基金の運用という中で何とかクリアしていきたいというふうに考えてございます。

○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。

○11番(根本謙一君) ただし、財政担当者としての答弁はまさにそれで私はいいと思っています。 ただし、今担当課長も言われましたように、今は有事ですから、あまり財政計画とか、そういうところに重きを置いた答弁は私はあまり好ましくないと。だから、さっき言ったでしょう。本気度が見られているのだということですので、ひとつよろしくお願いしたいなと。前向きに受け止めたいと思います。

よその事例見ますと、もうこの6月議会に第3弾の事業を提案するというところも出ているわけです。これは青森の南部町というところですけれども、それぐらいにあそこでって思うぐらいなところでもやっぱり矢継ぎ早に今そこの首長さんは先行的に支援していくのだと、安心をしてもらうのだと、町は本気ですよ、町はちゃんと助けて支援していきますよという姿勢をもうそういう事業で具現化していくと。とても大事な姿勢だと思います。そういった意味では、事業者にも出すというのはいいことですねということを先ほど言わせていただきました。前向きにしっかりと事業構築をしていかれますように期待しています。副町長、もう一度お願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。
- ○副町長(鈴木直人君) ほかの自治体の実例も今お聞きしました。町としましては、今今回の6月会議でご提案をしております一般会計補正予算の中でも、第2弾という部分についてご提案をしているところでございます。町もそういったところに関しては、今有事だと先ほど財政課長も申し上げましたが、その意識というものは十分に持っておりまして、まず国の臨時交付金がどうこうだと言う前に、まずこの町の方々に安心感を持っていただくということが一番大事なことだろうと。そういうことで、そこにはやはり果断に進んでいくために、先ほど申し上げましたように会期中にまた第3弾的なものでご提案を申し上げたいということで申し上げたところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) そうしますと、7月議会あたりに出てくるのかなというのを想定して期待したいと思います。答弁は結構です。
 - 次、観光対策に参ります。観光協会との協議はもう入っているのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) おただしのとおり、観光協会と観光対策、復興に向けて協議には入ってございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 観光協会の役員体制も新しくなりまして、当然会長さんの考え方が大きく反映していくだろうというふうに思っております。そういう中で、町の考えていることと協会の考えていることがやっぱり同じ方向で、しっかり認識共有していかなければならないというのは当然のことです。具体的なところまでいっているのか、これからなのか。いわゆるDMOの問題もあります。人材づくりもあります。すごくこの分野でも大きな課題背負っています。そこをどういうふうに考えていますか。具体的に言えるところまで言えたらお願いします。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、具体的な話といたしましては、 実は来週観光協会と協議する予定になってございます。その前段の中で私どもと会長のほうとちょっ と話し合ったところの内容についてご紹介申し上げますと、例えば観光版のプレミアム商品券的な、 そういった事業ができないかとか、あとは町内店舗を利用した方に対してそういった地元産品のそう いうプレゼント的なものができないかとか、そういった具体的な話のほうはちょっとさせていただい ております。まず、観光協会のほうの内容のコンセンサスもまだちょっと得られていない状況なもの ですから、実際はそういう一つの提案としてさせていただいた程度でございまして、詳しくは来週ち ょっと打合せをさせていただく予定になってございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) この時期重要な屈折点になっていくというふうに思っております。ぜひ具体

的なものをぼんぼん挙げて取捨選択して、有効に効果が出ますように努力をお願いしたいなというふ うに思います。答弁は結構です。

次、教育問題、学校の問題に参ります。実質19日間の休業だったということになっております。この欠けた授業数を確保するためには夏休み短縮するとか、いろいろ当然あります。新聞にも出ています。もう少し具体的に言えることがあったらお願いしたいなと。つまり父兄の皆さんにどれだけその点の安心を情報発信できるかということだと思うのです。学校を通じてPTA通じて一つの情報の流れが伝え方ができるかと思いますけれども、町全体の共有としてはやはりここでもしっかり可能な方は答弁していただきたいなというふうに思います。ぜひお願いしたい。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長、松本由佳里さん。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの授業日が大分減ったことでのご心配ということかと思いますが、今現在夏休みの短縮につきましても校長会等を開きまして、おおむね方向としては大体何日ぐらいということで話合いはしております。今後教育委員会とも話をしまして、早めに決めまして、保護者の皆様にはお知らせしたいと思います。ただ、実質19日間の休業ということでございますが、いろいろ学校行事等も……

〔何事か言う人あり〕

- ○教育文化課長(松本由佳里君) 19日間の休業でございましたが、授業…… 〔何事か言う人あり〕
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 学校の休校ですが、授業日だけではなくて、行事等いろいろ中止になっていたりもしますので、19日間全て夏季休業中減らすということではなくて、各学校でそういう行事が中止になった部分も含めて、もう一度いろいろ計画をしておりますので、その中で夏季休業の短縮の日にちを決め、そしてそれぞれの学習の状況を踏まえて遅れを取り戻せるような形で計画するようにしております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- 〇11番(根本謙一君) もう若松市はとっくに決めています。19日間の休校期間だったけれども、12日間を使ってそこを取り戻したい旨を市長が発表しています。本町はこれから考えるのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) 今、課長のほうから10日以上についての話ありました。美里町としては、 先日校長会を開きまして、この休校の間にそれぞれの学校で何時間不足しているか、そういうものを 全部持ち寄って計算しました。その結果、先ほど議員様言われたように、保護者の不安とか生徒の不 安とか、そういうものがありますので、できるだけこの近隣の市町村と夏休みの期間は合わせたい、 それが1つ。そしてあと、美里町としては授業時数の不足が何日必要なのか、その辺のところも計算 しました。そして、現段階ではまだ予定なのですが、7月31日まで授業やって、8月1日から8月18日 までを夏休みと。実質夏休みを削っての授業が11日と、そういうふうな現在予定でおります。これは、

今教育委員さんのほうにも、この後の臨時教育委員会ですか、そういうところで了承を得たならば、保護者のほうに発表したいと。なお、若松のほうは7月いっぱいと夏休みの後ろの5日ですか……○11番(根本謙一君) いや、冬休み。

○教育長(新田銀一君) 夏休みの前の7日と後ろ3日と冬休み2日ということで、12日が若松のほうは予定しておりますが、美里町に関しては、先ほど課長が申しましたとおり、11日あれば十分この後の行事の見直しとか6校時の実施によって補充できると、そういうことで現在11日と、そういう形で考えております。

○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。

〇11番(根本謙一君) 初めにそれ言っていただくと余計なこと聞かなくて済むのです。分かりました。11日。ちょっと子供にとっても先生方にとっても大変きついことも想定しながら進めてまいりますので、とりましては熱中症対策がありますし、コロナ対策も文科省から3密の回避マニュアルも出て、しっかりこれにも対応していかないとならない。本当にご苦労ばっかりですけれども、これは未来に向かっていくための一つの試練ですので、しっかりそこはたゆまなく子供に寄り添ってぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

熱中症対策ですけれども、当然去年のことがありますので、エアコンも入ったということで安心感はあるのですけれども、それとて今度換気の問題がありますよね。エアコンで換気はできないということですから、ここもなかなか気を遣うところ。本当にご苦労だなと言うほかないのですけれども、その辺の不安は教育長としてはお持ちではないですか。しっかりやっていけるということで踏まえてよろしいでしょうか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 今議員さん言われたとおり、不安のほうは確かにあります。各学校のほうについては30分とか40分ごとにエアコンはついていても換気をしてもらうとか、それから新しい生活様式として机と机の間可能な限り2メーター、最低でも1メーターというような話をしておりますので、なかなか今美里町の教室の範囲からすると難しいところはあるのですが、教室内のロッカー等を全て排除して廊下に出して、そして教室を広くして可能な限り2メーターの間隔を取るとか、それから高田中学校においては、密になることを避けるために廊下と仕切りのガラス、これを外して扇風機を活用して換気をするとか、そういう形でこれから大変ですが、各学校で努力してもらうと、そういうふうなことをお願いしていきたいと思います。特にこれからプールですか、プールなんかも心配になるのですが、プールについては文科省のほうでは文科省の示された条件に合えばプールはやってもよいと。ただ、その条件を満たさなければやらないこともやむを得ないということなので、プールについてはできる限り文科省の決められた事項を守ってやるというようなお願いしていきます。ですから、更衣室はやめて体育館の中で着替えをするとか、教室分かれて着替えをするとか、そういうような工夫を先生方にお願いしたところです。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- 〇11番(根本謙一君) 熱中症は、水分補給はもう1時間に1度やれというぐらいに本当に心配される時期になってきました。ひとつ教育委員会としてもしっかり取り組んでいただきたいなと。子供を守っていただきたい。よろしくお願いしたいと思います。

次、参ります。2番目の旧本郷第一小学校跡地利活用素案の説明会についてということですけれど も、説明会の開催は年度内を予定、年度内はもうずっと言われてきていますから、それは分かってい るのです。時期としては、どこを想定しているのかというのをまず伺いたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 先ほど町長答弁の中で年度内ということでお答えしましたが、なるべく早く年度内にはやりたいと考えております。具体的に何月かというおただしだと思いますが、やはりなるべく早くやりたいというふうには思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 年度内だと言いつつ、もう相当年度入り込んできています。そのように目途も持たないで、こういう一大事業の素案づくりって本当できるのですか。そんな目標を持たないで。 お願いします。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、説明させていただきます。

この説明会今年度内ということで私お答えさせていただきましたが、実は説明会やる前に本年度公共施設の個別施設の計画を今策定中でございます。議員ご存じだと思うのですが。さらに、今年長期財政計画を策定するというような予定になっております。実は新たにそういった旧本郷一小を跡地に今どういったものをつくるのか、どういったものを整備するのかという中では、やはり今既存の公共施設をどういうふうに活用していくのか、検討会の中でもいろいろ提案がなされました。なので、まずそこを今の個別の施設の計画をきっちりある程度定めて、さらには財政的な面もございます。やはり財政もしっかり配慮しなくてはいけないと考えておりますので、そういったスケジュールを鑑みまして、年度内ということですので、早くても年明けるのかなと思っております。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- 〇11番(根本謙一君) 蒸し返しているつもりはありませんけれども、町民ワークショップをやらない理由の一つに時間がない、国からの支援をいただかなければならないということだったのです。そういう確かに総合管理計画、公共施設の素案づくりもあります。それでもこのぐらい時間かかっているにもかかわらず、このぐらいのことで素案もつくれない、想定もできていないという状況は私はちょっと考えられない。民間でこんなぬるったいことやっていたら仕事にならないと私は思いますけれども。今、最後に年明け早めにという話出ていました。そこはしっかり取り組んでいただけますか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

- ○総務課長(國分利則君) 当然目途としては年明け早めにということは考えておりますが、やはり 先ほど言った2つの大きな計画今作成しております。なので、その進捗状況にも多少影響されるもの と考えておりますので、当然この素案づくりについても今進めなくてはいけない、さらには個別の計 画も進めると。同時の2つの今素案と計画合わせながら進めてまいりますので、なるべく早くはやり たいと考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 論理的には矛盾はないのですけれども、そんなに時間かける必要あったのというふうな素朴な疑問です。私、課長に4月のときだったかと思いますけれども、現地をぜひ見ていただきたいと、桜の咲く頃特に見ていただきたい。見に行かれました。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) はい、行きました。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 感想どんなふうにお持ちになりましたか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) ソメイヨシノでございますので、非常にきれいな桜だったと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 桜がどうだったということ聞いたのではないのです。あの跡地を見て、桜も1つありますけれども、メタセコイアもあります。今どんどん青々と茂っております。あれを見て、あそこに課長なりのビジョンを描くぐらいの、担当責任者としてそういうビジョンをあそこで思い描くぐらいの思いで私は行ってもらいたかった。そこまで言うのはおこがましいと思ったから、ぜひ行っていただきたいしか言いませんでしたけれども、桜がきれいだったって桜もともときれいなのです。もう一度お願いします。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 春先行ったのかということでございましたので、桜がきれいだなという感想を述べたことでございますが、確かにあれだけの広い土地でございますので、これから検討会なんかでもいろいろなご提案がされました。今議員おただしの私の意見はないのかということでございますが、今庁内では当然私の意見も踏まえた考えでの意見のすり合わせなり検討はしているところでございます。ただ、具体的にこうだろうとこの場で言うことではないのかなと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- 〇11番(根本謙一君) 過日 5 月21日、民報紙にこの課題、取材の記事が載りました。まさに意を得た内容だなというふうには思いますけれども、本当にあそこの活用は美里町のですね、本郷地域にとっては大変重要なところでありますので、今後のことを考えますとしっかりした構想づくりをしなけ

ればならないというのは言うまでもありません。それを地域住民、美里町全体がしっかり関心を持って見つめていくと思いますので、のんびりもしないで素案づくりは進めていっていただきたいなと。

それにしても、あそこに生きている樹木等の活かし方、これも大事だと思います。メタセコイアについては、根っこのところの盛土を専門家に見てもらったときに報告書の中に盛土の除去はすべきだと、傷みますよ、苦しんでいますよということだと思います。どうしてあそこ盛土あのままにしておくのですか。お願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) メタセコイアの状況でございますが、昨年度樹木医によって診断結果は私も拝見しております。そこの中でいろいろ地上部の衰退度の判定やや不良とか、そういった診断結果を得ております。倒木の可能性については、確かにアリが一部疑わしいというふうなことで、はっきり倒木の危険性ということではなかったというような報告書でございます。なので、今議員おただしのなぜそういった盛土をして多分保護なり、これからの保全なりをするべきだという考えだと思うのですけれども、管理の話だと思いますが、なので例えばこれから素案を年度内に先ほどお示しするというお答えはさせていただきましたが、やはりどういったものを町のほうが提案をさせていただいて、そこの中で最終的にこういうものをつくりますよと、こういうものを整備しますよといった場合に、やはり最終的にその木が活かせるのか活かせないのか、まずそこは判断は1つだと思います。なので、今のところはあの状態のままで置いておきますが、先ほど年明け早々と、早めにと申し上げましたが、なるべく素案を説明させていただいて、その樹木についても早急に対応したいと考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 専門家から盛土は取ったほうがいい、取るべきだという報告書が上がっているのです。それをそれはできる頃までにはって、そういう話、彼ら、あの樹木たちは生きているのです。だから、取ったほうがいいということ言っているのではないですか。最終的にもう一度答弁をですね。

それから、ホームページ等で説明会開催前に事前に公表したい、これは約束できますね。お願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、素案のホームページの公表ということで、当然それは素案ができましたら議会、さらにはホームページのほうで掲示をしたいと考えております。

先ほど盛土の件につきましては、確かに樹木医のほうからアドバイスというような案で盛土の除去 というのがございます。ただ、前提としてはその木を今後残す場合と私は判断しておりまして、先ほ どの答弁になったところでございます。

○議長(谷澤久孝君) これで根本謙一君の質問は終わりました。

休憩 (午前11時15分)

再 開 (午前11時30分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

それでは次に、通告第2号、6番、石川栄子さん。

[6番(石川栄子君)登壇]

○6番(石川栄子君) まずは、冒頭にいまだ収束を見ない新型コロナウイルス感染症による社会的、 経済的損失を被られた皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入ります。 1 問目です。新しい生活様式を人口減少対策に活かすため伺います。 冒頭申し上げた新型コロナウイルス感染症は、大都市東京や大阪を一気にのみ込み、不安と恐怖に包 み込みました。そのような中、東京に進出した企業が出身地に本社を移すという動きがあります。ま た、コロナ禍にUターンや I ターンで転職や就職先を地方に希望する人が増える動きがあると一部報 道で聞きました。さらに、移住定住説明会をインターネットで展開する自治体が出てきているとも聞 きます。

町の人口はいよいよ2万人を割り込む状況で、人口減少の実感を町内で共有する時期に来ています。 そこで、新型コロナウイルス感染症収束を見据え、国が提唱する新しい生活様式を取り入れながら、 学生たちの地元回帰、不安な都会暮らしからの脱出を促す移住、定住の促進、また営みの受皿となる ための企業誘致を戦略的に率先して進め、豊かで満足度の高い高齢社会のまちづくりを再構築するべ きと考えます。新たな戦略への見解について伺います。

2問目です。ICT活用の早期整備について伺います。国及び県からの緊急事態宣言の解除に伴い、町でも段階的な解除に向けて対応が始まりました。とはいえ、完全収束が見えない今、連日緊張と行き場のない生活不安が続いています。政府は、解除前と変わらぬ自粛を促し、密集、密閉、密接の3密を避け、テレワークの活用、時差出勤などを要請する新しい日常を明示しています。

そこで伺います。 1 点目です。これまで過去に所属していた広報広聴常任委員会で町内外含めて 2 度の研修を重ね、その都度一般質問において継続してタブレット会議の導入を訴えてきました。しかし、いまだ実現には至っておりません。今般の情勢を受けて、改めて進めていくべきとの念を強く持ちます。目的と効果についてはかねてより述べてきておりますので、割愛します。ついては、実施の必要性は過去の答弁から認識されているものと理解しておるところです。具体的実施時期について考えを伺います。

2点目です。仕事においてはテレワーク、学校や保育においてもオンライン指導とICT活用が求められています。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言で全国的に環境整備の遅れが浮き彫りになりました。中には自然災害と同様の対策を講ずるべきとの見解を訴える識者もおられます。今

後第2波、第3波が来るとの見通しがある中で、役場や企業、社会活動において進めなければならないとされる環境整備の最たる課題と着手に対する考え方を伺います。また、ICT事業の進捗が待たれる今、子供たちの学習環境の整備も大変重要であると認識させられました。オンライン授業や保育など、極力全国一律での環境が望ましくあります。これから展開させるための課題と展望を伺います。

以上、2点よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) 6番、石川議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

なお、ICT活用の早期整備のうち、オンライン授業、保育所等を展開させるための課題と展望に つきましては教育長より答弁しますので、よろしくお願いします。

初めに、人口減少対策を新たな戦略でということについてでありますが、今回の新型コロナウイルスで改めて東京一極集中の怖さが浮き彫りになるとともに、テレワークの普及によって働き方が大きく変化し、都市部の若者が地方に転職したいという意識が広がっており、今後UIターンが増えるのではないかと見られています。こうした中、都市部からのUIターン者を呼び込むには、本町の人、モノ、コトとUIターン者のマッチングが重要と考えております。本町の空き家物件などの遊休資産をUIターン者自らがコワーキングスペースやシェアオフィスなどに利活用していただけるような支援策や、遊休資産のオーナーについても積極的に利活用を図っていただけるような支援策について、金融機関、商工会、関係機関のご意見をいただきながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次のICT活用の早期整備についてでありますが、1点目のタブレット会議の導入につきましては、 現在の新型コロナウイルス感染症対策の3つの密を避ける上でも、タブレットなどを使ったオンライン会議の導入の必要性は認識しております。なお、今年度情報化の推進に関する計画を策定する予定であります。その中で、規模やシステムなどの詳細について検討してまいりたいと考えております。 具体的には実施期間につきましては、令和3年度以降になるものと考えております。

2点目の環境整備の最たる課題と着手に対する考え方につきましては、現在オンラインなどの I C T活用の基盤となります光ファイバー網は、町内全ての地区で使用できる環境にあります。また、役場各庁舎内でもWi-Fiが使用できる状況でありまして、必要な環境は整備されていると考えております。

私からは以上であります。よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長 (新田銀一君) 登壇〕

○教育長(新田銀一君) 6番、石川議員の一般質問にお答えいたします。

ICT活用の早期整備をについてでありますが、2点目のオンライン授業を展開させるための課題

と展望につきましては、オンライン授業は新型コロナウイルス感染症対策として活用でき、地域の教育環境を確保できるすばらしいツールとして注目されております。現在本町でも3つの密を避けるため、1クラスの児童を2つの教室に分けて、リモート授業を実施しながら効果的なICTの活用方法を検証しておりますが、課題が多く存在します。急な全国的需要でカメラやマイク等の機器が思うように手に入らない、指導者からの一方的な情報を発信するだけで学習者の反応が十分に把握できない、各家庭での受信の有無及び膨大な受信容量が確保できるか不明である、タブレットを使う児童生徒の情報モラルやメディアコントロール能力の育成が不十分である等が挙げられます。ICT機器は万能ではないので、児童生徒に与えるだけで解決する問題ではなく、目的や使い方をしっかり指導していく必要があります。また、オンライン保育については、長期にわたる休園時に園と園児、家庭をつなぐ手段としては有効であると考えますが、オンライン授業と同じような課題が考えられます。

今後全国的にICT環境は充実しても、子供との触れ合いを大切にする発問を中心に組み立ててきた従来の授業形態はこれからも必要であると考えます。しかしながら、国や県の動向を踏まえ、タブレット端末等の機器の整備と合わせ、効果的な指導方法の確立等、ICT活用の早期整備に努めてまいります。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) ある程度、一定程度お答えをいただきました。中でもう少し詳しく踏み込んでお答えいただきたいと思います。

まず、人口減少対策についてです。私が質問の中で最初に申し上げましたように、まずやっぱりここから出られた子供さんたちが帰ってこられる、これに一番期待したいところではあります。3年前に学生さんたちに奨学資金貸与条例で半額返還の助成をすると、免除をすると、そういったような条例が確立しました。ちょうど3年たちます。これは対象者が高校生、それから専門学校生もいました。大学生はまだ卒業時期になっていないかもしれませんけれども、人数とかそういったものまで細かくは伺いません。まず、実績があったかどうかだけお聞かせいただきたいのですが。

- ○議長(谷澤久孝君) 奨学金なので、通告外なのですけれども。
- ○6番(石川栄子君) いいです。どうしてもお答えできる範囲でないということであればそれはそれで。では、この件につきましては、また日を改めて実績のほうをちょっと出していただけるように申請します。

それでは次に、まず就活においてオンライン面接というのが今全国的に私がこの質問を出したときから比べるとかなり急ピッチで進んでおります。今学生さんたちも面接に関しては通常のいわゆるリクルート的な面接ではなくて、もう既にオンラインに切り替えて、映りがどうとかバックがどうだと自分をよく見せられるとか、そういったようなことを研究しておりまして、またそういったところをサポートするところも出てきております。一部情報的には今年度地域おこし協力隊を募集されていま

す。この時点でオンライン面接を採用されているといったような話をちょっと伺いました。そのほか の本年度の職員採用の試験ですけれども、この試験においてオンライン面接、こちらのほうの予定は ありますか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 申し訳ございません。私どもの政策財政課の範疇でお答えするということで考えておりまして、いわゆる職員の面接になりますと総務課の所管になりますので、ちょっと今回私の答弁としては準備しておりませんでした。申し訳ございません。
- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) とても大事なことだと思うのです。このオンライン面接、オンライン試験というのを施行することによって、例えば今一番問題になっている資格を持った方ですとか、そういった中途採用の方を全国どこからでも呼び込むことができる。それによって役場の中も充実する。当然町の人口も上がる。例えば家庭を持たれた方がそういったような採用試験を通して入ってこられることによって、町の人口密度が大きく変わるはずなのです。そういったような採用の仕方というのをそれでは提案させていただきたいと思うのですけれども、この考え方について何わせてください。

○議長(谷澤久孝君) 休憩します。

休憩 (午前11時46分)

再 開 (午前11時47分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

石川栄子さん。

○6番(石川栄子君) 質問を読み込んでいただけていなかったというところで、もちろん準備がなければ答弁を求めても仕方がありませんので、一応提案だけは出させていただいておきます。やはりこういったような方たちを、新卒者とか、あと近隣各地から呼び込もうとしても、なかなかそういった方がうちの町に就職希望されない、なかなかその人材をつかめないという実態も聞いておりますので、やはりもう少し枠を広げた形、せっかくこういったチャンス、私これは逆に言えば地方にとっては本当に千載一遇のチャンスだと思うのです。本当に実態は大変痛ましいようなことも伴っておりますけれども、地方こそこれから進めていかなければならない、そういったようなチャンスと捉えて、やはり人脈をできるだけ広く求めていっていただきたいなと思います。

それから、そうですと今うちの町では地域おこし協力隊をやられた方たちが法人となって移住定住支援コーディネーターとして町のほうでも指定させておられるようですけれども、3年間培った知識と人脈、これを活かしてほしいと思うわけです。これがご縁ということだと思うのですけれども、やっぱり彼らにとってももちろん戦略の1つとしては、今のコロナウイルス対策を関連すれば、まず未知のウイルス感染症等への不安、会津は本当に唯一福島県の中では感染者が出ていなかったというと

ころ、それから東京とか向こうのほうでは南海トラフ、それから東京直下型の大地震、それから最近 頻発する地震、こういったようなものに対する不安、こういったものの払拭もあって、そういったものもやはりできるだけ売り込みの1つにもなりますし、それからマイクロツーリズム、会津になぜ感染が広まらなかったのか、それが地産観光も含めた会津の管内で生活が成り立った、これではないかと、そういったように論じる方もいらっしゃいます。そういった大変安心、安全な会津へぜひ仕事を含めていらっしゃいませんかという、そういったメリットをできるだけ効果的に訴えながら進めていくという、そういった方法をぜひコーディネーターの方たちにやっぱり担っていただきたいと思うのですけれども、担当されている政策財政課のほうでちょっと答弁お願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) ただいまの空き家バンク等々をお願いするようになりました。移住、定住の部分でもいろいろ相談いただいております。トーチという会社をつくられてやってございます。今までの経験則を踏まえまして、24時間体制と申しますか、自由に移住者とお話しできるような環境を整えてやっております。その中では、当然今おっしゃったようなツールを十二分に生かしてやっているというふうに考えております。先ほどありました協力隊の方々の募集もございましたが、一時コロナ関係で中断をさせていただいております。今また復帰できるような状況になってきつつございますので、募集をかけていきたいと思いますけれども、今おっしゃられたようないわゆるオンラインと申しますか、ズームと申しますか、それ使ったお話でありますとか、そういったことを十分活用想定しながら実施していきたいなというふうには考えてございます。ただ、移動の自由ということも大事なことであります。なので、移動の自由を、一時的な制限今かかっておりますけれども、それこそ我々の目指すべきところかなとも思いますので、両面、実際会って話す部分、それからオンラインでやっていく部分、両方進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。

○6番(石川栄子君) 全くおっしゃるとおりです。本当に学生さんたちもそれは強く感じているようです。画面を通してだけの印象と、それからじかに会ってどれだけ自分の性格とか自分のなり、そういったものを受け止めていただけるか、また逆に自分が採用されようとするところに果たして環境的に自分が本当にマッチングできるのかどうか、そういったようなところって本当直接会ってみないと分からないという部分もあります。しかし、今新しい日常ということで全く考え方を変えていかないと、やはりそういったものをなかなか進めていけないのかなと、そのようにも感じております。なお、この件についてはしっかりと進めていただければと思います。それでは、1問目はこれで終わります。

2問目に入ります。ICT活用ということに入っていきます。これは、再三再四よくこの場で私も述べさせていただいております。タブレット導入、実は今日の朝も新聞にちょっと載っておりましたけれども、先行例として磐梯町さんがあります。今遠隔議会を検討されている委員会を立ち上げて、

町のほうへもオンラインでの委員会開催などを盛り込んだ提言書というのを提出されたと。そういったようなところまで聞いております。やはりこれからの時代、災害などで議場へ集まれない、それから妊娠や子育て、介護などの事情で出席が難しい、それから議員の成り手確保にも役立つのではないかと。とにかくタブレット導入というのはもうメリットがほとんどです。もっと最たる報道が福島市のほうで出ておりました。これは行政のほうです。約850万円節約できたと。ペーパーレスにしたことによって目標10%減というのを達成できたと、そういったようなのが出ております。もちろん効果とか、そういった設定的なものは私も再三再四述べておりますので、お分かりいただけているかなと思いますけれども、この磐梯町さんもこういった今進めていこうとしております。この件について、今おっしゃった答弁でいただきました令和3年度以降になるものと考えておりますと。令和3年度以降ということであれば、永遠と限りなくいつになるか分からないという、そういったような答弁なのですが、もっと現実的なご答弁をいただけないでしょうか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問でございますが、まず本年度作成しようとしております情報化の推進に関する計画を今年度整備する計画でございます。なお、タブレットの必要については、我々の庁内の会議についても十分活用できるのではないかと。1つは、今般やはりこのコロナということで、例えば県の説明会、さらには国の説明会もこれはオンライン、いわゆるテレビ会議で今般実施しているところでございます。その際に担当等も話しましたが、特に問題なくスムーズに会議はできているということで、先般知事との意見交換会についてもオンラインで実施しておりますので、特にオンラインだからということで支障があるとは考えておりません。ただ、それを構築するに当たりましては、やはりそれなりに費用はかかると思います。端末の導入だったり、その辺は当然検討しなければならないと考えております。ただ、先ほど町長答弁申し上げたとおり、この本庁舎、さらには新鶴と本郷庁舎につきましては昨年度の予算でWiーFiの環境を整備しておりますので、今どの庁舎においてもそういったICTの活用ができるというようなことでございます。

おただしのタブレット議会につきましては、やはりこれにつきましては当然議会の議員の皆様にご検討いただきながら、もしそういった今我々がつくろうとしている計画の中にちょっと入れ込むのがいいのかどうか、その辺も検討させていただければなと思っております。ただ、やはり町としましても、そういったICT、タブレットというような今ご提案でございますが、必要性は十分に考えておりますので、やはりこれを一つの今回のコロナ感染症の対策の契機としまして、一層進められるものなのかなと思っています。ただ、やはり導入するにはそれなりの費用等がございますので、やはりそれも鑑みまして、本年度内にどこまでできるのかといった形がいいのか、その中の計画の中にぜひ含めていきたいと考えております。

○議長(谷澤久孝君) ここで石川栄子さんの質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いた します。 再 開 (午後 1時00分)

- ○議長(谷澤久孝君) 再開します。石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

実は5年前同じような質問をさせていただいたときは飯能町でした。あのときには、たしか埼玉県 で日本で一番最初にタブレット会議を採用したところです。実際にこの飯能町さんは、いわゆる行政 のほうが先に取り組まれました。それならばということで全て環境が整っているところに議会も乗っ かったと、そういったようなところでした。その後非常に有名なところで逗子市があります。こちら は逆に非常に女性の多い議会ですので、女性の方たちがこのタブレットやろうよということで、こち らは議会のほうが先に音頭を取って、それなら負けじと市のほうでも一緒に合わせたという経緯があ りました。この後議会でもぜひ視察を行いたいなと思っているところが喜多方市さんです。こちらは 議会だけで行っているということですけれども、先ほど申し上げましたように福島市さんのようにや はり行政のほうがある程度環境が整っていて、そして実際に使う頻度を考えればむしろ行政のほうが 先行してやっていただく。最終的に条例の提案をしていただいて、議会がもろ手を挙げて賛成して、 全員一緒にそれぞれこういったものを導入して活用していければなと、そのように思ったところから、 こういったものはずっと継続してやらせていただいています。先ほど3年度以降ということを伺いま したけれども、実は昨年の9月の定例会でも一般質問でさせていただいたときに、ICTの推進とい うのは総合計画を基に策定する個別計画として位置づけるといったような答弁をいただいておりま す。来年度からは今の第3総総合計画の後期に入っていきますけれども、実際に個別計画の中にまず 3年度以降にしっかりと後半の後期の期間の中でこういったものがきちっと採用されていくのかどう か、まずその計画を乗せられるかどうか、そちらを伺います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、ただいまのご質問でございますが、まず先ほどの答弁した中で今年度ICTの情報の計画を策定するというようなことで答弁させていただきました。その中で、今ご提案のあるようなタブレット会議、それはあくまでも庁内でございますけれども、そこについても検討計画に入れたいというふうに考えております。具体的な時期につきましては、本年度は計画を策定しまして、早くても来年度以降かなということで考えております。効果としましては、庁内我々使う分でございますので、やはりペーパーレスだったり、情報が速やかに伝わると。いろいろなメリットがありますので、再度そういったメリットを生かしながら、そういったタブレット会議、いわゆるそういったタブレットの導入などを計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。その3総の盛り込みでございますが、今ちょうど作成しておる途中でございますので、そこの中にもそういった

ICTなり、そういったの盛り込んでおりますので、今の計画を包含するような中身があると考えております。

- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) しっかりと位置づけていただきたいと思います。この効果というのは、何しろとにかくペーパーレスで、先ほど申し上げましたように福島市さんのようにしっかりとした金額を節約できますし、また今般ありました議案書の訂正、差し替え、こういったものもタブレット会議が実際に施行されていけば、これは導入等増加してオンラインツールとして必須アイテムとして捉えていけるところから、やはり進めていくべきかなと、そのように思います。議会としてもしっかりとこの後視察を重ねながら提案させていただければとも思いますけれども、やはり町のほうもしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

それで、次の質問です。庁舎だけでなく、街なかでも企業を含めた形でテレワーク、リモートワーク、オンラインのこういった導入が必要であろうと、そのように思っております。阻害要因、このテレワークとか別名リモートワーク、これを進めていくのに阻害要因としてはどのようなものが考えられますか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。

[何事か言う人あり]

- ○6番(石川栄子君) 結構です。先に進めないのだと。一番大きかったのはWi-Fiの環境だったかなと、そのように思っておりますけれども、今全国的にも課題になっているのがいわゆる判子文化です。印鑑が必ず何かというと必要になる。これは、お役所仕事はなおさらのことです。民間といろいる書類の作成ですとか、今回も支援金の申請にも大分そういったものも関わってきているかと思いますけれども、判子文化、これをこの後修正していける、そのような考案はありますか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、判子文化についてでございますが、国のほうでもこういった I C T 化を進めるに当たっては、今やはり判子、印鑑を問題視しているということで、改正に向かって何か動いているという情報は伝わってきます。ただ、具体的にどうなるのかというのはちょっとまだ詳細には伝わっておりませんが、やはり今後そういった流れを進んでいくのかなと思います。実は昨年度から役場庁内でも一部そういった判子の見直しをちょっと行いました。いわゆる我々の出勤簿とか、そういった庶務関係のシステムを導入いたしまして、今までは職員については判子を押して今日出勤ということで出勤簿を押していたのですが、それを廃止しました。それはオンラインで各々入力しまして、最終的には管理者が決裁を確認をするというようなシステムを入れましたので、やはり流れはそういった判子レスといいますか、I C T 化が進んでいるというのは間違いないのかなと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。

○6番(石川栄子君) 進めてこられているということについては、やはり時代をきちっと捉えていらっしゃるなと、そのように感じます。よくあるのは電子承認ですとかクラウドサインですとか、そういったような書類の作り方というのもあるようですので、また関係団体さんとの円滑な取扱い関係ですか、そういったものを順調に進めていっていただければいいのかなと思います。

それから、今この後教育にも入っていきますけれども、オンライン関係でいろいろあると思います。この後教育委員会には授業保育、こういったことについてちょっと入っていきますけれども、例えば庁内、それから各種関係団体さんとの会議、それからあと今ですと買物関係などもオンラインで、今タクシー業者さんに依頼して買物を頼むというようなことは町でもやっていますけれども、こういったもの最初からオンラインでこれを指定してといったような買物もある。それから、よく今コロナ禍で盛んになった飲み会ですとか、それから診療、実際にお医者さんでもできるだけ薬を取りに来るだけだったら来ないでくださいと、オンラインで出しますからと、そういったようなお医者さんの勧めもあります。それからあと、今家族葬が大分増えてきておりますけれども、こういった葬儀などもオンラインで済ませるといったようなこともあります。こういったものが進んできている。それに対してさらに町で整備しなければならない環境というのは、今のところは大体補充されているでしょうか。〇議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) 環境についてでございますが、冒頭町長答弁にもありましたように、町は町内全域にどの家庭でも光ファイバーを使えるような仕組みを構築しております。また、それも年々構築したり、さらに新規を増やしたり、そういった維持管理も行っております。基本的には町内全域そういった光ファイバーの恩恵を受けることができますので、そういった I C T 化を進める条件はある程度整っているのかなとは思っております。

○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。

○6番(石川栄子君) 昨年神山町に視察に行きましたけれども、こちらのほうでも大分高齢者に優しい、そういったまちづくりを若い方たちがICTを活用しながら進めておられたというのを直接伺ってきました。これからどんどん高齢者が増えて、もうこの町高齢社会のまちづくりというのを進めていく上では、やはりこういった先端の文化というのもしっかりと取り入れて新しい環境に包んでいくという、そういったような方向性も取っていかなければならないのかなと、そのように思います。

では最後に、学校関係についてお伺いします。まず、先ほど答弁いただいた中で、今学校関係につきましては、リモート授業も始められた、それからWiーFi関係もその前に町長からの答弁で町はWiーFiの環境も整ってきていると、そのようなことでお話しいただきました。ただ、ここに宮川小学校さんが取られたアンケートがあります。このアンケートの結果をざっと見てちょっと考察させていただきました。WiーFiを使用しているのは、本当に全学年でも80%以上、これは多分家庭環境がそれだけ整っているのかなと、そのように見られる中で、だったらば子供だけで昼間端末を使用できるかというと、もう低学年の半分以上がこれはできません。それから、オンライン授業を希望している

のは5、6年生100%という結果が出ております。ただ、この中でも昼間誰もいないとか、あとはパソコンが実際にうちにないとか、そういったようなご家庭もあります。そういった中で、環境が整っていない子供へ、今回特に長期の休校がありました。場所によっては、学校のパソコン教室を開放して、そういったような子供さんたちに対応していたといったようなところもありましたけれども、今後この後に第2波、第3波、特にこの冬になってからどのような変化が起こるか分かりません。そのようなときに学校開放、こういったものの考えがまず今回の休校時期にもなかったのかどうか、また今後そういったものが必要になるのかどうかお聞かせください。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの今後の学校開放の関係でございますが、今回の休業の期間におきましても児童クラブに入ってはいないのですけれども、おうちで見られない方については学校のほうで先生のほうで見ていただいたとかいうこともありました。開放ということではありませんが、学校のほうと児童クラブのほうと連携しながら子供たちを見ていたというような状況でございます。 I C T の関係でパソコン教室の開放ということであれば、今のところそのようなことでは教育委員会としては考えてはおりません。

○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。

○6番(石川栄子君) これきちんとそういった保護者のほうへ通知を出されて、例えばどうしてもそういった環境が整っていないご家庭には、学校に来ていただいて、学校のパソコン教室を使っていただいていいですよといったような、そういった通知がないと、なかなかどの親御さんでも、では預かっていただいて、それで使わせてもらおうかといったようなところというのは、結構親御さんなかなか忙しいところがあって、やっぱりそういった通知をもらえば安心して預けられるという部分もあるのですけれども、例えば児童クラブに行って、では児童クラブに来ている子たちでそういった環境にないのだったら、ではこれからちょっとリモート授業でもそういったところを聞けるねなんていうようなことはあるかもしれませんけれども、環境を整えてあげることがまず大事かなと、そのようには思うのですけれども、今学校もなかなかオンラインのほうの環境がまだ完全に整っていないというところがありますので、目標というか、今年度のICTの進め方ということで予算のほうにも上がってはきておりますけれども、やはりきちっと整えていただける、そういった目途、それを今というか、ある程度目標を据えておられるのかどうか教えてください。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 申し訳ありません。私の先ほどの答弁が若干ちょっと誤解を招いたかなと思うのですが、今回の休業中にICT関係での活用ということでは特にやっておりませんので、パソコン教室を使っていただくとか、そういうことについても特にそういうことで対応はしておりません。このリモート授業を実施してというのは、学校の中で先生方が今こういうやり方ではどうだろうかということで検証しているということなので、特にまだご家庭で使っていただいているとか、

そういうことではない状況です。今後こういった今回のような休業の際にも対応できるように、タブレット等の導入についてはこれから進めていきたいとは思っておりますが、ただタブレットがあればいいだけではないので、実際先生方がどのように指導されるか。あとは、答弁の中にもありますが、ご家庭でそれが受信できるのかどうか。タブレットがあっても、実際それを使うようなWiーFiのルーターとかあったとしても、契約ですとか、いろいろ家庭の中での環境というところが問題になるかと思います。課題であると思いますので、そういったことをいろいろと検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。

○6番(石川栄子君) 今新しい日常ということでソーシャルディスタンスもしくはフィジカルディスタンス、どちらかというと物理的距離のほうを唱えられていますけれども、今回いただいた答弁の中にも確かに直接子供たちがお互いに向き合っていろいろとコミュニケーションを図るというのは非常に大事なことですけれども、今後今の事態、自粛がこれだけきつく言われている時代ですと、なかなか子供たちにとってそれがどの程度までどんなふうに学校の中で守っていけるかという、コミュニケーションの取り方って非常に大変だと思うのですけれども、こういったことについて学校のほうに先ほどもおっしゃいましたいわゆるリモート授業もそう、あと学校の中でも2メートル以上の間隔を置く、それによって子供たちとの関係がなかなか取りにくくなる、そういったこともあるかと思いますけれども、今後教育委員会として学校のほうにはどのように指示をされていかれますか、また確認していかれますか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 学校のほうについては、1つはリモート授業、それからオンライン授業ですか、これについては先ほど課長のほうから話のあったとおり、何せまだタブレットのほうが全員そろっているわけではないので、まずある分について校内のところで答弁で申しましたように1つのクラスを2つに分けて、そして授業者から見ればリモート授業、生徒のほうから見ればオンライン授業、そういう形で今回のコロナの有事の事態を考えてやっていきたいと、構築していきたいというふうに思っています。よくよくはこういうコロナの有事がなくなって平時になったとしてもタブレットを授業の中で使える、それから先生方のリテラシーを高めて、そしてリモート授業ができると、そういう形で平時でも使えるようにこれから考えていきたいと。そしてあと、学校の中におけるソーシャルディスタンスですか、そういうものについては新しい生活様式、これが出てきています。ですから、単純なものとしては手洗いとか、それからうがいとか、それから距離を2メーター保つのだよとか、それから先ほど根本議員のところでもお話ししましたとおり、教室の間を広げるとか、そういう日常の生活で文科省のほうから具体的に指示がありますので、そういうものを先生方と一つ一つ検証して学校でできる範囲でやってください、できないものについてはそこのところはできなければできないということで、そういう状況にならないようにしてくださいとりう形でお願いしてありますので、県教

委または文科省の通知に従って日常の生活については生徒のほうを丁寧に、そして寄り添って、寄り添うって3密ではないのですけれども、指導していきたいというふうに考えています。

- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) できるだけ進めていっていただければいいかと思います。

最後になりますけれども、1つだけとてもいい事例がありましたので。栃木県の対応ご存じですか。栃木県では、いろいろサポート支援でいろんなところでやっておりますけれども、この栃木県に関しましてはとちぎの学びサポート講座というのをやっておりまして、これテレビスクールです。今回のように長期で臨時休業中の小、中、高校生まで広げて自宅学習ガイド番組、これを展開しておりました。実際にテレビで見て、その後1時間後にはユーチューブでまた見直しができるという。私もちょっと見てみましたけれども、子供の授業、例えば家にそういったオンラインの環境がなくても、テレビでじかに地元の教育委員会で指導して、これは地元のテレビ局でしょうけれども、これをやられています。後でもしあれでしたら資料差し上げます。これも市長さんがそれを提案して、そしてテレビ局で実際に始められたと、そういったように聞いております。こういったものもできれば今回のようなことがあれば採用していっていただければなと思います。

では、終わります。

○議長(谷澤久孝君) これで石川栄子さんの質問は終わりました。

次に、通告第3号、5番、堤信也君。

〔5番(堤 信也君)登壇〕

○5番(堤 信也君) それでは、通告に従いまして、4点質問させていただきます。

では、1問目、小中学校の休校に伴う今後の教育について。令和元年度3学期の3月からの休校、令和2年度新学期が始まり、2週間程度の通常登校を経て、4月22日より新型コロナウイルス感染症拡大防止による緊急事態宣言で再度の休校や分散登校が断続的に続きました。再開後に遅れた分を取り戻すには、児童生徒や教員に大きな負担となります。学校現場では、どのような日程で進めていくのか、今後どのような方向性をもって対処するのか、見解をお伺いいたします。

臨時休校が続く中、家庭でのオンライン学習の環境整備が急務となっていると認識しております。 2023年度までが目標だった小中学校での1人1台のタブレットなど、端末整備を前倒しするための予算計上がされました。国の2019年度補正予算では、小学5年、6年生、中学1年生での1人1台実現に向けた経費が盛り込まれました。国の2020年度補正予算で、その他の学年でも実現するため予算計上されました。オンライン学習の環境が整っていない家庭の通信機器の貸出しなども後押しされております。町としても、オンライン学習の早期実現に向けて進めていくべきであると考えますが、課題や今後のスケジュールについて見解をお伺いいたします。

休校や外出自粛といった非日常生活が子供に与える影響により、一般的に不登校児が急増するのは 夏休み明けと言われておりますが、今回の長期休校により様々な問題が潜在的に広がる可能性がある のではないかと考えられます。例えば家で暇を持て余した子供がSNSを巡るトラブルや、学習が遅れることで来年受験を控える子供たちのストレスや不安は特に大きく、休校で思うように勉強ができなかったことで自分を責めたり、心身の調子を崩す子がいるかもしれません。SOSの早期把握により、不登校児を抑制するための学習支援だけではなく、健康面へのケアも必要だろうと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目です。成人式の開催についてお伺いいたします。まだまだ収束の見えない状況の中で、今年度の成人式は開催されるのか心配でございます。会津美里町で高校まで暮らし、夢を持って社会人、学生生活に羽ばたいていった子供たちの一つの区切りでもあります。同級生との再会に思い出話を語り合い、新たなる旅立ちである成人式の開催について見解をお伺いいたします。

3点目です。新型コロナウイルス感染症の現状及び今後の対策、支援策についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止において、緊急事態宣言により不要不急の外出自粛や長期的な自粛生活の中で、子供たちのストレスや不安を感じている中で、児童虐待、家庭内暴力等の相談の事例はあったか、実情についての認識をお伺いいたします。また、外出を控える高齢者も多いと思いますが、ずっと家に閉じ籠もって動かずにいたり、食事も抜かしていたりすると、フレイルが進行するおそれがあると伺います。独り暮らしの高齢者に対する健康への影響も危惧されますが、町として把握している実態をどのように対応してきたのか見解をお伺いいたします。

2点目で、感染症対策室における今後のスケジュールを具体的に示してください。また、今後の支援策はあるのか、時期や内容、具体案をお示しください。

4点目、ごみ焼却施設整備に伴うごみ減量化対策についてお伺いいたします。会津若松地方広域市町村圏整備組合において、整備が予定されているごみ焼却施設は、平成25年度基本計画から大きく整備費が増加し、様々なコスト縮減対策が検討されてきました。本町においても、整備組合の負担金も発生いたします。事業費における負担比率、し尿処理場と最終処分場は既に事業費が明らかになっております。ごみ焼却施設の事業費が確定した後の負担も含め、今後のごみ減量化の数値目標になり、目指すところが見えてくるのではないかと考えますが、現状どのように捉えているのか具体的数値をお示しください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長 (渡部英敏君) 登壇〕

○町長(渡部英敏君) 5番、堤議員の一般質問にお答えいたします。

なお、小中学校の休校に伴う今後の教育、成人式の開催につきましては教育長から答弁しますので、 よろしくお願いします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の現状及び今後の対策、支援策についてでありますが、1点目の児童虐待等の事例につきましては、会津児童相談所への連絡が2件、高齢者への虐待相談が町へ1

件となっております。

2点目の町としての把握している高齢者の実態への対応につきましては、独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などを対象に、民生委員、包括支援センター、町内の居宅介護支援事業所などと連携しながら、電話連絡、訪問時の健康状態確認、感染症予防といった高齢者の見守り強化を行ってまいりました。さらに、在宅で無理せずに運動ができるチラシを作成し、全戸配布をしており、体力の維持を促したところであります。

3点目の今後のスケジュールと支援策につきましては、さきの根本議員にお答えしたとおり、感染症対策室では特別定額給付金の支払いを毎月8のつく日を基準日として、6、7月は3回、8月は2回、9月は最終として1回の支払いを行う予定であります。さらに、子育て支援の事業の子育て応援商品券の配布につきましては、6月8日に配送できるよう準備を進めております。また、今後の支援策としましては、現在国の第2次補正予算編成で検討されているひとり親家庭への支援、国、県等の動向を注視し、支援の内容、効果、タイミングを見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次のごみ焼却施設整備に伴うごみ減量化対策はについてでありますが、令和元年12月に会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者会において、焼却能力を1日当たり196トンとなる施設規模が示されました。このごみ減量化の具体的数値につきましては、令和2年3月策定の会津若松地方広域市町村圏整備組合ごみ減量化の実施計画に、平成30年度の実績値に対する令和7年度までの目標値を、年間排出量でマイナス21.4%、1人1日当たりの排出量はマイナス14.3%、リサイクル率プラス7.4%としているところであります。本町の目標値では、平成30年度、家庭系ごみと事業系ごみ、これに廃品の回収量を加えた年間総ごみ量7,494トンを1,428トン減量し、6,066トンにすると。そして、1人1日当たりのごみの量997グラムを20グラム減量し、977グラムに、そしてリサイクル率11.6%についても、プラス4.8%増やして16.4%と計画をしているところであります。今年度一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの年となりますので、より一層の減量化仕組みを計画して目標値を再設定してまいります。

私からは以上になります。よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長(新田銀一君)登壇〕

○教育長(新田銀一君) 5番、堤議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の休校に伴う今後の教育についてでありますが、1点目の学校再開後の日程と方向性につきましては、さきの根本議員にお答えしたとおり、10日以上を目安に長期休業期間を短縮するなどの通知に従い、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じるべく、各学校で工夫して取り組んでおります。

2点目の児童生徒1人1台のタブレット端末整備につきましては、端末整備計画が前倒しされることとなりました。オンライン学習の早期実現に向けて進めていく上での課題としては、さきの石川議

員にお答えしたとおり、指導者からの一方的な情報を発信するだけで、学習者の様子が把握できない、 各家庭での受信の有無及び膨大な受信容量が確保できるか不明である、タブレットを使う児童生徒の 情報モラル、メディアコントロール能力の育成が不十分であるなどが挙げられます。また、スケジュ ールにつきましては、今後県と連携を図りながら速やかに進めてまいりたいと考えております。

3点目の健康面へのケアの必要性につきましては、臨時休業期間中は家庭訪問や電話連絡をし、分散登校の際に児童生徒の健康状態の把握に努めました。また、学校からのメッセージや先生方の取組を情報発信することにより、児童生徒の不安解消を図り、学校再開へ向けて準備を整えてまいりました。学校再開後は、連絡帳や生活の記録を活用し、児童生徒の様子を細かく観察するとともに、スクールカウンセラーや相談員とも連携して、不登校にならないように対応してまいります。

次の成人式の開催はについてでありますが、今年度の成人式につきましては8月15日の開催に向け、準備を進めておりましたが、出席者は町内だけでなく、全国各地から出席も見込まれること、またクラスターの発生要因である3密の回避が困難であることなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常開催は断念せざるを得ない状況であります。しかし、成人式は新成人の門出を町全体で祝うとともに、新たな一歩を踏み出す大切な機会でもあることから、中止でなく、令和3年1月10日に開催延期を決定しております。なお、延期後の開催日につきましては、町広報紙及びホームページにおいて既に公表しております。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 一定程度の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、小中学校の休校に伴う今後の教育についてでございますけれども、休校による学習の遅れを取り戻すために頭が痛いとは思いますけれども、特に来年以降に先送りできない6年生の対策、学習指導要領で定められた6年生の標準授業時間数は年間1,015こまかな。ですが、小学校の年間計画では主要教科の予定もあったと思います。授業時間の配分の見直しも当然考えなければならないと考えますが、感染拡大の状況の変化であれば、さらに計画の見直し等が必要になるのか、その辺についての認識をお伺いいたします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) 見直しについてなのですが、前の質問にもお答えしたとおり、夏休みを短縮して授業日を11日設けます。この11日を入れると進度の差はあれど、この後第2、第3波がないと仮定すれば、3月の年度末には予定どおり履修内容を終える予定です。ただ、この後第2、第3波が来たときには再度履修内容を考えるか、それからどこかで授業時数を再度確保する方法を考えるか、そういうことが起こってくると考えています。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 今ほど先ほどの根本議員と同僚議員との中での夏休みの11日間の短縮ですか、

そういった形でやられていくということです。ご存じのとおり、先ほども同僚議員のほうから話も出ましたけれども、若松の場合はもう既に夏休み10日間、冬休み2日間短縮するということを報道で発信しています。それについて我が町でもある程度内容的には決まっているのでしょうけれども、子供たちに話聞いても大体の授業の夏休みだったり、その辺のやつは不明確ではありながらも、そういった回答はあるということなのですけれども、そういった部分はやはり早めに発信していただくというのがまず学校に行っている子供たちにとっても安心して行けると思いますので、それについてはしっかりと対応をしていただきたいという思いがあります。

それで、中学3年生についても、中学校の学習指導要領というのは来年度からでしたか、はっきりとできるのは。指導要領で全面実施というのは。中学3年生というのは、本当に受験で今一番ちょっと精神的な部分もあったり、大変な時期かと思うのです。その辺についての教育委員会というか、学校側でのケアについて、どういったのを考えていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 1つは、中学校3年生についてなのですが、先ほどの11日夏休みを授業日にしますと、美里町では5月25から段階的と言っていますが、実質普通にいけば6校時の授業をやっています。ですから、そんなに受験に向けては遅れているところはありません。大幅に遅れているところは。例年と比べるとやはり遅れている、それから定着が浅いというところありますので、1つは各中学校で放課後の部活動についてある程度短縮して、なおかつ中身を濃くということで、放課後に課外授業を設けるとか、それから夏休みの8月1日から学校によっては18日の間に、先ほどの話をしましたとおり、エアコンのついている教室で学習会、そしてその学習会には退職された先生方のボランティアがつくとか、そしてなおかつ授業においてはこの長期休業における課題の確認とか、それから生徒一人一人と面接しながら進路に向けてどの程度の学力が欠けているのか、そういうところも日常の中できめ細かにやっていくと、そういう話を校長先生方にお願いしております。

以上です。

○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。

○5番(堤 信也君) 休校中の話にはなるのでしょうけれども、家庭でやる学習が中心だったと思うのです。子供たちの取組にも当然差があったわけだと思います。理解度のばらつきなんかも予想されるところなのですけれども、学校ではやっぱり今まで以上に一人一人の状況を、やはり小中学校全部一緒なのですけれども、状況を見極めていただいて、今ほど教育長おっしゃったように、きめ細やかな指導に心がけていただきたいと。それは学校側との連携も必要でしょうけれども、そういった形でやっていただきたいと思いますので、その辺はひとつしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

それで、11日夏季休業が減るということもございます。そちらのほうに持っていったことでどうい

った動きになるかですけれども、授業時間を確保するためにスポーツ大会などの学校行事等々のキャンセルというのが、そういうのは視野に入っていないということの理解でいいのか。学校行事というのは、やはり児童生徒の人間性、社会性、そういったのを磨く重要な役割を担っていると私思うのですけれども、そういった部分で学校の行事等は今後どういうふうに考えておられるのか、その辺について答えられる範囲で結構ですので。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 学校の行事については、大変あやふやなところが今多々あります。この休業の間に各学校については、先ほど答弁したとおり、授業とか行事については見直しを図ってくださいと。実際にやるとしても、そのときになって駄目になると、状況によって。それも想定に入れてくださいという話で、各学校で即対応できるようには工夫してもらっております。ただ、一番大きなのは、これもあやふやなところなのですが、例年だと中学校の全国大会あります。これが中止。それから、県も中止。会津も中止というふうになったのですが、会津の中体連については、一部からやはり最後の中学生の大会でやらせてあげたいということで、聞いたところによると6月5日の評議委員会でやるかやらないか、それが決まるそうです。それが恐らく野球大会とか中学生の新人戦とか、そういうものにやはり関係してくると思います。教育委員会としては、そういう状況を見守りながら、そしてなおかつ文化祭とか運動会もありますが、何でもかんでも中止でなくて、できるもの、要するに先ほど申しました県の通知とか文科省の通知に従ってぎりぎりできるものについてはやると、できないものについてはもうこれは致し方ないというふうな形で校長先生方と話をしておるところです。

以上です。

○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。

○5番(堤 信也君) 次、部活動のこと聞こうと思ったのですけれども、今教育長のほうからいろんなご説明いただきまして、それはそれでいいなと思うのですけれども、結局やはり自分たちの代で文化祭だったり何かできなかった、去年はやった、今年はやらない、来年はまたできる、自分たちの代何か記念というか、自分たちの思い出の中に残る部分がないということを味わわせたくない部分もあると思うので、その辺については学校サイドのいろいろな計画等々あると思いますので、それについてはやっぱりしっかりと対応してやっていただきたい。子供たちのためにもやっぱりそういった部分はできる部分はしっかりやらせてあげたいという希望がありますので、それについてはしっかりとご指導のほうよろしくお願いしたいと思います。授業のこま数だけにこだわらずに、当然音楽で歌歌えないとか、いろんな部分が出てきていますので、そういった部分も考慮しながら、そういったものもできるような形でぜひとも対応させていただきたいと。

あと、その中で例年夏休みに行われている県立高校の体験入学、その辺については今現在どういう 形で進むかご存じであれば、その辺だけ教えていただければと思いますけれども。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 体験入学については、今日手元に県のほうからの通知が入りました。7月いっぱいは、それぞれの中学校で授業時数確保のために授業を実施すると思われるので、7月には体験入学はしないと。そしてあと、8月については中学校によっては授業を実施するところもあるので、その辺のところは配慮するようにと。そして、9月以降体験入学等については積極的に各高校の情報を中学校に発信するようにという案件の通知が今日入っております。そこまでは知っております。

○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。

○5番(堤 信也君) では次に、オンライン学習についてですけれども、今ほど同僚議員もいろいろ質問ありましたので、あれですけれども、隣の柳津町の小学校でウェブ会議アプリを使って遠隔授業を臨時休校中にやったという、新聞報道等でも出ていますけれども、オンライン授業の先進事例という形でかなり注目を集めているという話です。アイパッドなど児童用の端末や小型通信機器が町から導入されており、下地ができていたからだという話でした。本町においても新鶴小学校等々では随時授業でも使っていたという話は聞いておったのですけれども、先ほど同僚議員あったように、端末を利用して遠隔授業まで至らなかった何か原因があって、例えばある部分についてはできたとか、できなかったとか、やらなかったのか、そういったところまで考えていなかったのか。やればできたのかなという部分はちょっと素人ながらに感じるのですけれども、その辺についてちょっと見解を教えていただければと思いますが。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 柳津については、たしか私も5月9日、民報新聞に柳津のオンライン授業、逆に言うとリモート授業ですが、これが新聞に載っていたということで、5月12日にちょっと電話を入れていろいろと情報交換をさせていただきました。柳津は柳津でそれぞれ事情があるみたいで、聞いた話だと柳津は5年生、これが15人という話でした。この15人に対してオンライン授業を受けさせて、それが新聞に載っていたということです。ただ、柳津としてもなかなかWiーFiの通らないところとか、そういうところがあるので、ルーターを貸し出したとか、一部学校に呼んでパソコン室でやったとか、そういう話がありました。でも、大変に参考になることはあります。では、美里町ではどうなのだということなのですが、美里町ではハード的にできないこと、それから教員というか、先生方のリテラシーの問題で、詳しい先生はおられるのですけれども、全てがそうではないので、できなかったというのが実態だと思います。ただ、今回の休業中に4つの小学校の1つで先ほど申しましたように1クラスを2つに分けてオンライン授業を受けさせる、リモート授業をした、そういう実績があって、もう美里でもそれがそのまま家庭と学校のオンライン授業でも、使用料とかそういう問題がありますが、できると、そういう見通しが持てたかなと考えています。これからそれを普通の授業でも、それからまた第2波、第3波来たときにもオンライン授業ができるような体制をこれからつくりたいというふうに考えています。

○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。

- ○5番(堤 信也君) では、やらなかったのではなくて、できなかったというところが正直なところですね。今のお答えであれば。
- ○教育長(新田銀一君) はい。
- ○5番(堤 信也君) 結構です。

それで、そういった形で今各町内の学校で教員の方々の専門的に詳しいか詳しくないかという部分の問題もあるのでしょうけれども、つい最近若松の教育委員会のほうではICT推進リーダー、仮称ではあるのでしょうが、そういったものを発足しました。7月から各学校の担当とすべく先生方を研修していただくと、そういったあれです。当然ご存じだとは思うのですけれども、そういった部分というのは我が町ではどうなのですか。そこまでは今のところ考えていないと、遅ればせながらやりたいと、どちらなのでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) 今回やれるということが分かりました。そして、各小中学校には情報教育担当者がおりますので、これから機器の導入と併せて情報教育担当者の会議を活かして、美里町のオンライン授業をやっていく上で何が問題なのか、そういう点と、それからなおかつ研修、さらには I C T 支援ですか、そういう方なんかも呼んで随時研修をしていく予定でおります。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 予算も国のほうで2020年度の第2次補正予算の中でもそういった部分予算ついているので、希望する自治体はどんどん希望してください、予算の要求してくださいということだったので、それについては早めに、本当今すぐにでもこういった計画があるので、こういったあれだということの形で要望を出す予定というのはあります。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 国のほうから第2次補正予算の件で5月下旬に通知が入りましたので、教育委員会といたしましても導入できるようにということで検討というか、計画しております。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 検討していくというのがいつの話での検討なのか。こういったのは私はあまり分からないのですけれども、第2波、第3波があるという今報道なんかでもされていますけれども、来たときに対応できなければ意味がないのです。今であれば早めにそういった部分要求しておけば、その分今必要な部分に対しての予算をつけていただいて、それなりに施設整備をすると、そういった部分をやるにはいつまでが目標なのか。やりたいと思います、計画はありますではなくて、こういうようなことスピード感を持ってやっていかないと、また何かあったときにもうできなくなるわけです。それについてやっぱり子供たちのことを考えれば、本当にスピード感を持ってやっていただきたいと思うのですが、その辺についてちょっと見解を。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 先ほど申し上げました県からの通知によりまして、計画等上げるようにということでなってございますので、今上げるようにやっておりますので、早急に対応できるようにしてまいりたいと思っております。

○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。

○5番(堤 信也君) とにかくスピード感を持って早めに対応してください。これは、我々のためではなくて、子供たちのためです。その辺をしっかりと、皆さんしっかりとやっているのでしょうけれども、今まで以上にやっていただきたいと思います。その辺についてはよろしくお願いします。

それでは、2番目の成人式の開催についてお伺いいたします。答弁の中で来年の1月10日ですか、開催ということで開催延期が決定しておりますと、1月10日。なお、延期後の開催日につきましては、町広報紙及びホームページにおいて既に公表しております。今日は6月4日ですから、既にという形でもいいのでしょうけれども、私質問書出したのが5月23日です。これホームページに載っていたというか、更新が5月24日でしたか、更新されていたというのが。ですから、この段階では分からないのですけれども。既にという状態が本当に合っているのかどうか。今日6月4日だから既にということで解釈していいのかどうか、これについてはいいですけれども。これについて1月10日というのは了解いたしました。ただ、これだけちょっと1点だけ質問しておきたいのが、今回の日程が今後このままの流れで1月の成人式開催ということになるのか、または今回が特例で、次回からはまた8月に戻るのか、それについて今の現在での見解でよろしいですけれども、それについてちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 開催時期についてでありますが、来年度につきましては、8月15日に戻していきたいと思っております。今年度成人式の開催についてのアンケート調査を実施し、それを基に社会教育委員の会議や教育委員会等で検討し、年度内には決定する予定であります。なお、アンケートの実施時期につきましては、11月頃とし、対象者につきましては、今年度の新成人、そして来年度の新成人、さらには地元の高校にご協力をいただき、若者の成人式開催に対する希望の傾向について調査する予定でございます。

○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。

○5番(堤 信也君) それでは、新型コロナウイルス感染症の現状及び今後の対策、支援策についてをお伺いしたいと思います。その中で最も心配なのが虐待やネグレクトなどのリスクの高い家庭の子供で、十分に食事をさせてもらえない家庭では、給食が食べられないだけでも栄養が足りなくなり、非常に危険な状況にあると考えられます。子供の世話をするため、仕事を休まざるを得なかった親や、親会社の都合上在宅を余儀なくされ、仕事や生活のペースが乱れ、いらいらを募らせ、虐待やネグレクトのリスクが高まり、既に虐待案件が増えているとの情報もございますけれども、その辺についてどういうふうにお考えなのか、どういうふうに取っているのかをお伺いしたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 町長答弁のほうでもありますように、今回新型コロナの関係ということで児童相談所のほうに連絡が2件あったということで私のほうに情報が入ってございます。しかしながら、詳細につきましては個人のプライバシー保護のため、差し控えさせていただきたいと存じます。しかしながら、関係機関とともにそれぞれ適切に対応しているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 子供が絡んでくることなので、この辺についてはやっぱり教育文化課とも連携を密に取りながら、しっかりとケアに当たっていただきたいと思います。それについてよろしくお願いします。それはご依頼で。教育文化課のほうは話聞いているか聞いていないか分からないので、しっかりやってくれると思いますけれども、お願いします、その辺は。

あと、独り暮らしの高齢者が自粛生活で人と会い、話す機会が減っています。平時に戻ったとき、自粛生活の影響でフレイルが進行し、これまでどおりの生活が送れなくなってしまったという状況に陥らないように、しっかりと継続したケアをお願いしたいと思います。その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などを対象に、先ほど町 長答弁しましたように、関係機関と連携を図ってきたところでございます。6月1日からいろいろな 介護支援事業等始まりましたので、そういった今までの経過を踏まえながら、そういったフレイル状 態に陥らないように、これからも配慮して事業を運営していきたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) しっかりとよろしくお願いします。

次に、感染症対策子育で応援事業で商品券の交付事業というのございまして、ゼロ歳から18歳までの子育で世帯へ町内で使用できる商品券を交付します。それで、私ここで提案なのですけれども、町内に親がいる18歳以上の学生であったり、社会人を対象に、町の農産物等の詰め合わせで、ふるさとセットでも何でもいいのでしょうけれども、町の米などを送付する支援を、特産物の物品で支援をするようなことも今後の支援策としてお願いしたいと思います。というのは、自宅待機等で新卒であったり、故郷を離れて一人暮らしで生活していた若者、その子たちが緊急事態宣言によって不要不急の外出自粛によって、当然学生だったら春休みだったり、社会人だったらゴールデンウイークだったりで、本来であれば通常帰省している子供たちが自分たちで自粛しながら帰省せずに自粛生活を送っていたわけです。そういった彼らの支援のためにも、そういった農産物、米であったり、町の特産物をぜひとも送っていただきたい。彼らに支援を……18歳未満のあれではなくても、18歳以上の子たちに

も、そういった部分をしっかりとやっていただきたいというのが希望でございまして、その際には町長の直筆のメッセージカード、それを添えてほしいと思うのです。町長直筆で1枚書いていただけたらコピーでも何でもいいでしょうけれども、そういった部分を入れて、やはり彼らが町長の温かいメール、メッセージ、それを頂いたことで子供たちもしっかりと頑張れるのではないかと。そんな中で、美里町を思いながら将来そのメッセージを見て、地元、美里町に帰ってきて暮らしたい、それがすなわち人口減少等の歯止めにも関わるだろうと。今回がやはりこれチャンスだと思うのですけれども、その辺についてはぜひともそういった支援をしていただきたいと思うのですけれども、これ町長のほうがいいですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。
- ○副町長(鈴木直人君) では、町長に代わりまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと 思います。

今堤議員からご提案ありました18歳以上の今親元を離れて生活をされている方、そういった方にも町の産品等々を送って、そこに町長のメッセージを添えるというご提案でございます。町でも、先ほどの根本議員の質問にもお答えしたとおり、やはり本当にそういう年齢を問わず、町出身あるいはここに住んでいらっしゃる方も安心して暮らすことができる、安心感を持っていただくということが大事だというふうに考えております。当然親元離れたこういった方々も美里出身だと、地元のそういう意識を持っていただくというのは、まさしく議員がおっしゃられるような地元にまた戻ってこようという、そういったような機運にもつながっていくのかなというふうに考えておりますので、ぜひそこは検討してまいりたいし、実施に向けて進めていきたいというふうに考えております。さらに、メッセージ、そういったもの非常に大事だというふうに考えております。それも併せて実施に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) しっかりとその辺はお願いしたいと思います。

次に、4点目のごみ焼却施設整備に伴うごみ減量化対策についてお伺いいたします。本当にずっと ごみ問題、ごみ問題で続いて、ごみ減量化の問題を質問しておりますけれども、本当に真剣に考えな ければならない問題であると考えております。それの中で、今回は金額的にはいただけなかったので すけれども、会津若松市は地区座談会等を開催しております。その中で減量の協力を行っております。 我が町でどの程度何回くらいやったのか、その辺について今後またどの程度の頻度で開催しようとし ているのかについてちょっとお伺いいたします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) ただいまのご質問でございますが、まず今減量化に取り組んでいる というのは、会津美里町第2期一般廃棄物処理基本計画、この10年計画、これは平成28年度から令和 7年度までの10年計画でございます。この中で減量化に取り組んでいるということになります。実は

この計画については平成27年度に策定したものでありまして、その時点で10年後、今でいう令和7年度の目標値というのを定めています。その目標値は、当然このごみ焼却施設というのが規模縮小になるというような想定はしていませんで、まずこの後期計画の策定を今年しないと前に進まないということになっています。その計画については、今回町の廃棄物減量推進審議会というのがあって、そこで審議をしていただいて決めることになるのですが、その計画の概要が決まり次第、その中で取組についても決めていきたいと思っています。なので、具体的に今座談会等々について何回というような通知は今持っておりません。

以上です。

- ○5番(堤 信也君) 最後聞こえなかった。
- ○町民税務課長(横山 優君) その計画が決まらないと、地区の座談会を何回やるというようなことは今ここではお答えできないということでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 座談会とか何かは、そういったの決まらないとできないという解釈ですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) ある程度計画が定まってからでないと行動には移せないということ でございますので、やらないとかということではなくて、率先してそれはやっていきたいというふう に思っています。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) では、それどのくらいの時期に決まりますか。計画は。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 今スケジュール的には、7月、8月で減量推進審議会で審議をして、 ある程度決まったところで庁議決定をした後ぐらいには、皆様にはある程度の報告ができるというふ うに思っています。その過程である程度見えてくるものだという気がします。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) その中で、今日の新聞にも出ていたのかな。ごみ焼却施設整備に係る費用、 大体町のほうでは把握していると思うのですけれども、今年度から設計期間に入って、設計が2年、 建設期間3年、令和7年度から稼働するというスケジュールですけれども、その辺について建設費等 含めて運転管理費、施設等の修繕費、償還方法などの負担、年間でどのくらいの費用になるかちょっ とご説明ください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 今総事業費、これを20年で返済といいますか、支払いをしていくのですが、一番ピークの負担が令和21年で2億9,170万ほどになります。それを境にどんどんそこから支払い額は減っていくということになります。支払い開始は、恐らくこれで見ますと令和6年度から

になるのかなという気がするのですが、1億8,000万程度からスタートして、毎年少しずつ増えていき、令和21年度がピークになるということです。

- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 今ごみの処理だって年間どのくらいかかっているのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 要は町が今家庭用のごみを収集して、収集業者に支払っている費用 ということでよろしいでしょうか。
- ○5番(堤 信也君) はい。
- ○町民税務課長(横山 優君) 本当に概略で申し訳ないのですが、8,500万程度というふうに記憶しています。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) その分も含めてごみ焼却施設、この建設費用とか何か入ってきて、今ほど数字がちょっとはっきり聞こえなかったのですけれども、年間平均してどのくらいそういった施設ごみ処理代等々含めたところでかかるのかだけちょっと説明してください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 広域事業組合に支払う負担金の話でしょうか。
- ○5番(堤 信也君) 含めて。修繕費等々も全部含めての話です。
- ○町民税務課長(横山 優君) 議長、すみません、ちょっと休憩お願いします。
- ○議長(谷澤久孝君) 休憩します。

休 憩 (午後 2時21分)

再 開 (午後 2時23分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長(横山 優君) 大変申し訳ございませんでした。事業費のところでちょっと私勘違いして答弁をしてしまいました。平成25年度の事業費で94億ほどだったものが、今現在は197億1,620万というふうな試算になっています。これが焼却施設です。年間負担金として今支払っているのは、令和2年度で1億6,800万ということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○町民税務課長(横山 優君) 今申し上げますと、合計の事業費が66億4,200万、これを令和2年から令和36年まで支払っていくということになります。

[何事か言う人あり]

○町民税務課長(横山 優君) 失礼。平均でいいますと、1億8,900万、これが平均値になります。

最高が2億9,170万ということになります。

- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) それだけかかっているわけです。それで、人口減少の中でやはり今まだごみの量が減らないと。その中で、やっぱり町の負担も今言った数字のように大きいわけです。その中で、やはり町民の方にごみ処理に対する将来の、今現在の金額もそうですけれども、これだけかかっているのだという部分をしっかりと認識してもらうためには、やはりごみの有料化というのも考えなければならないのではないかと思うのです。その中で、本当にこのまま無償、無償でやっていけば、町民の方は当然ごみはただで捨てられるものだと思っているわけですから、そのツケが将来的に今の若い世代だったり、その次の世代に負の遺産として残る可能性があると。その辺についてはどのように考えているのか見解をちょっとお伺いいたします。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 先ほど申し上げましたが、今年度後期計画の見直しということになります。この計画で今年度中に議会の皆様の承認をお願いすることになるのですが、その計画の中で有料化の考え方というのも示していきたいというふうに思っています。今回焼却設備などの規模を縮小したということになりますと、能力が10%以上少なくなっています。これに対応するには相当努力が必要になると思います。むしろ会津美里町がどんなに頑張ってもそれは無理で、加入町村全部が一斉に取り組まないと、ここはなかなか達成できないと思います。なので、それに向けて計画の中で有料化に対しても考え方を示していきたいというふうに思っています。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) ちょっと何かいまいちあれなのですけれども、今ほど広域に行っておられる方のご意見等もあれでしょうから、その辺はしっかりと把握した上でやっていただきたいと思います。 その中で、今ほどごみの水分を切ってどうのこうの、今回今年度の目標等に上げていますけれども、最近あまり聞かなくなりましたけれども、コンポスト、その補助状況というのはどうなのですか。今の現在。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 大変申し訳ないです。今手元にその数値持ち合わせておりませんので、しばらく休憩お願いしてよろしいでしょうか。
- ○議長(谷澤久孝君) 休憩します。

休 憩 (午後 2時28分)

再 開 (午後 2時30分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

答弁、町民税務課長。

- ○町民税務課長(横山 優君) 大変申し訳ございませんでした。11件ほどございました。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) 11件。最近ではコンポストってなかなか耳に入ってこないようなあれにはなっています。こういったやつを町のほうで今やっています。この中で水切りとか何かやっているわけです、生ごみどうのこうので。このときにコンポスト、そのPRなんかもしてみてはどうですか。その補助が出るわけでしょう。それで、量も減るわけです、水切りやって。それについてどう考えますか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) この事業については、水切りについて大変重要なことだと思っていますので、この補助事業については当面続けていきたいというふうに思っています。それに加えて、ホームページ等でもしっかりと皆さんに周知をしたいと、そのように思っています。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) しっかりとその辺よろしくお願いします。結局水切りどうのこうのといっても、絞って置いておいてくださいではちょっとあれなので、そういった部分もコンポストなんか利用すれば、それなりの結果も出てくるものではないかと思います。しっかりとそれについて対応していただきたいと思います。

ごみ処理、ごみの問題だけが町の負の遺産ではないとは思いますけれども、やはりごみ処理の部分も結構な処理負担が大きいわけです。ですから、その辺についてはやはり若者世代、我々の次の次の世代とか、そちらのほうまであまりにも引っ張らないように、極力早いうちに施策等々を構築して、負担がない、しっかりと先を見極めた施策を講じていただきたいと思います。最後に決意をお願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) おっしゃるとおりでございまして、周知徹底に努めてまいりたいと、 そのように思っております。よろしくお願いします。
- ○5番(堤 信也君) しっかりとお願いします。 ありがとうございました。終わります。
- ○議長(谷澤久孝君) これで堤信也君の質問は終わりました。 ここで2時50分まで休憩いたします。

休 憩 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時50分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。次に、通告第4号、2番、村松尚君。

〔2番(村松 尚君)登壇〕

○2番(村松 尚君) まず初めに、一般質問のほうに入る前に1か所訂正のほうをお願いしたく、 よろしくお願いいたします。質問の上から3行目の中頃なのですが、「福島県内においても81名の方 に陽性(4月20日現在)」となっておりますが、こちらのほう「5月20日現在」というふうに訂正の ほうをお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。新型コロナウイルスに対しての対応について であります。今回の新型コロナウイルス感染症について、国内各地での感染者が相次ぎ、残念ながら 福島県内において81名の方に陽性(5月20日現在)が確認されております。しかし、会津地方の感染 確認はまだなく、そのような中においても政府の緊急事態宣言に基づき、俗に3密と言われる店舗の 利用自粛、休業要請、移動自粛などがあり、それに伴い、様々な業種や観光地の経済が疲弊していま す。ふだんは花粉症や風邪予防のために利用しているマスクが一時品薄になり、除菌アルコールなど の品薄はまだ改善が見られません。また、品薄が改善されたマスクについても、従来よりも値段が高 騰し、品薄時にはドラッグストアなどに早朝長蛇の列が見られました。政府の様々な経済対策に対し ては多くの申請があり、給付等の事務処理などが追いつかず、飲食店をはじめ、中小企業、個人事業 者など、事業の継続を断念する事業者も出てきております。また、こども園をはじめに、小中学校に 通う子供たちにおいても、休校やいろいろな制約で地域の中での笑い声も大型連休の最中でも聞こえ ない状況でありました。特に小中学校休校中の家庭では、急なマスクの購入や子供たちの面倒を見る ために休暇などを取る方もおり、非常に大変であるとのお話も聞きました。このようなとき、家庭で の大きな力になっておられたのが祖父母の存在であります。このような不測の事態が起きたときには、 大きな力になっていただける存在であることを町民の方にお話を伺う中で改めて再確認させていただ きました。今回の新型コロナウイルス感染症での緊急事態宣言解除を受け、次のことについて伺いま す。

まず1点ですが、小中学校休校に伴い、年間の授業スケジュールは計画どおりに進めることができるのか。また、タブレット端末導入については、スケジュールの変更はないのか。

2点目、伊佐須美神社をはじめ、様々な観光資源がある本町では、今年度の観光事業の中止が新聞 紙面で報道されている。新型コロナウイルス感染症が収束した後に単年度での観光事業も必要と考え るが、町の考えを伺います。

3つ目に、5月会議において本町独自の新型コロナウイルス感染症に対する生活支援策が示されました。ゼロ歳から18歳までの町内商品券の配布は非常に評価されることであります。高齢者に対しての対策が不十分と考えられますが、町の考えを伺います。

以上3点です。よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) 2番の村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、新型コロナウイルスに対しての対応のうち、1点目の年間の授業スケジュール等につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いします。

私からは、2点目の新型コロナウイルス感染症の収束後の単年度での観光事業につきましては、さきの根本議員にお答えしたとおり、現在本町におきましても国内における行動の自粛によって観光人口が大幅に減少しており、観光復興に向けて早急な取組が必要であるというふうに考えております。単年度での観光事業の実施につきましても、有効な手段であると考えておりますので、まずは観光協会、関係機関と連携をしながら、より効果的な手法を模索するとともに、速やかな復興施策の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の高齢者対策につきましては、高齢者に対する支援も必要であるというふうに認識しております。今後支援内容や効果、さらに適切な時期を見極めながら対応してまいりたいと考えております。 私からは以上であります。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長 (新田銀一君) 登壇〕

○教育長(新田銀一君) 2番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスに対しての対応についてでありますが、1点目の年間の授業スケジュールは計画どおりに進めることができるのかにつきましては、さきの堤議員にお答えしたとおり、現時点では今後さらに新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業がなければ年度内には可能と考えております。なお、県からの通知にあるように、夏季休業中に10日以上の授業日を確保する予定であります。各学校では、3月の臨時休業の内容を含めて、早いうちにしっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や課外授業の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を速やかに講じてまいります。また、タブレット端末導入のスケジュールにつきましては、国の補正予算が成立し、端末整備計画が前倒しされることになりました。今後国、県の動向を踏まえ、1人1台の端末の導入とともに、ICT活用の整備に努めてまいります。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) 答弁ありがとうございました。今の答弁を踏まえた上で再質問をさせていた だきます。

学校での授業でありますが、学校再開の今、日々湿度も高くなり、また気温のほうも熱くなってきております。そういった中で、やはりマスク着用で授業を行っていると思いますが、体育であったり、中学校の部活動時などというものの対策というのは、何か主立った対策を行っているのでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) 体育と、それから部活動についての学校の対応ということなのですが、体

育の授業については生徒は原則マスクをすることになっています。水泳は別にして。ただ、文科省のほうではつけなくてもいいというあれがありますが、今のところマスクをして、そして3密の密接な位置にならない、それから密接な関係になる種目については除外するとか、そういう国からの基準を守るような形で今学校で対策をしております。それから、部活動についても体育と同じような形になりますが、現段階では時間のほう短縮して部活動をやるとか、それから6月13日までは練習試合をしないとか、それから先ほど言った体がくっつくようなものについては避けるとか、そういう形で現在部活動のほうを進めております。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) そうしますと、このマスクの着用、私なんかもそうですけれども、ちょっと歩くだけでももうこの時期非常に暑い状況に感じるのです。特にやはり先ほど堤議員のほうからもお話ありましたが、熱中症とかのリスクというのもこれから先増えていくのだろうと考えられます。そういった意味で、学校での現在の水分の取り方というのは、体育の授業であったり、部活動であったり、そういったところは比較的自由に摂取できるような状況ではあるのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) 水分補給についてなのですが、もちろん部活動については水分のほうは必要に応じて随時やっております。それから、体育の授業についても必要な生徒については水分を取らせると。ただ、一般の授業では生徒から要望があれば水分等は取らせています。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) やっぱり子供たちが気づかないうちにちょっと無理したことで熱中症のリスクが増える可能性も十二分に考えられますので、その辺は小まめな水分補給というのはやはり指導のほうしていただきたいなと思います。

それと、タブレット端末の件でございますが、確かに今回国の補正予算が成立した上で端末の整備計画が前倒しになったということで、非常にスピーディーに計画にのっとった上でやっていけるのかなと思うのですが、従来ですと夏休み期間を利用して工事をするとかということもよくあったとは思うのですが、その辺今年に関してはこのコロナウイルスで夏休みというのが減少する中で、そういったところの不具合とかというのは今のところは特に問題なくできるような感じなのですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) いろいろな工事を学校でやっておりますが、今年度校内LAN整備の工事もこれから入るところでございます。夏休み期間が今年度短縮されましたので、各工事業者さんにつきましてはその旨、正確な日にちはまだ伝えてはおりませんが、夏休み短縮になる予定だということでお伝えはし、その点で支障がないようにということでお願いはしているところでございま

す。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) そうしますと、今のところは問題なく計画どおりに入れていけるという考え 方でよろしいということですね。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 校内LAN整備につきましては、問題なくできるかと思っております。タブレットの導入につきましてはこれからでございますので、そちらにつきましては夏休み期間の短縮どうこうというよりかは、全国一斉なので、そういう機器類が調達できるかどうかというところが大きく関わってくるところかなと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) エアコンの国の予算がついたときも、施工業者が非常に乱立しまして、エアコンが非常に不足したと。配管等が足りなかったということで工事が遅れている学校なんかもよく見かけましたので、その辺は注視しながら、ぜひ早い段階でタブレットの端末導入まで持っていっていただきたいと思います。

タブレットに関しては、やはりあくまでもタブレットの端末だけでは授業も行えないわけでありますので、それと同時に利活用していただく先生方、こちらに関してもスキルアップをしていただかなければいけない。ですけれども、今の現状のこのコロナ禍の中でなかなかそこの場所まで、先生方の例えば研修であったり、そういったものをするのは今年度なんかは特に大変なのではないかなと感じるのですが、その辺については今年度なんかも研修なんかも予定どおりできるような状況ではあるのでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 休校があり、授業をこれからどんどん進めなければならないという中で、先生方も大変ご苦労されるかと思いますが、今年度につきまして先生方への研修につきましてはぜひ実施していきたいと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) そうしますと、タブレットに関しても今のところ計画どおりに進んでいるということで、このまま何とかいい形にしていただきたいなと思いますが、この年間授業のスケジュール、先ほど先輩議員のほうから小学校の6年生であったり、中学校の3年生というお話がありましたが、小中学校の1年生、特に入学して入学式直後からもうほぼ休みに入ってしまった、そういった子供たちに対しての授業、本来であれば慣れるまでにある程度の時間を要しながら、ある一定のレベルにみんなと一緒にやっていくような状況だと思うのですけれども、そちらのほうに関して、特に小中学校の1年生に関しての施設に対しての慣れであったり、授業に対しての進み具合というのも、今回の影響、コロナの影響というのはない状況でありますか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 校長先生方からのいろんな話を聞きますと、4月の初めに入学式をやって、その後また休校になって、そしてまた学校始まって、また休校ということでありました。先生方のほうでは、4月にせっかく中学1年生として学習の仕方とか、そういうのを教えたのが、この休校でまた元に戻ってしまったとか、そういうところはあります。それからあと、この休校中、校長先生の言葉を借りれば、ゲーム三昧の子もいたという話を聞いております。よって、この前の火曜日に校長会をやりまして、そこでお願いしたのは、6月1日から全面開校といえど休校が続いたので、4月当初の気持ちに返って基本的なものから生徒のほうに再度指導をお願いしますという話をしております。そして、学習面についても、これも前の議員にお答えしたとおり、本来ならば3月も休校になっておりますので、その辺のところの積み残しもあるのではないかということで、小学校、中学校で連携して、小学校で積み残しがあれば中学校1年のところで何とか補うような工夫をしていただきたいというような形をして、各学校で取り組んでもらっているところです。

○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。

以上です。

○2番(村松 尚君) そうしますと、この1点目につきましては、タブレットの端末、特にもう計画どおりに進むということでありますので、近隣町村はともかくとして、まずやっぱり会津美里町がスピーディーに入ることによって、それを利活用できる人材を育てておくことによって、やはり今後のこういうコロナウイルスであったり感染症であったり、様々な不測の事態が起きたときのツールとして役立つと思いますので、その辺はしっかりお願いしたいと思います。

それでは、2点目の観光につきましてなのですが、先ほど単年度の観光事業の実施についても有効な手段であるという答弁をいただきました。こういったときだからこそ何か逆に言えば今あやめ祭りとお茶会ですか、が中止になったと。今これから先の観光事業に関しても、観光協会事業もどうなっているのかちょっと分からない状況だというお話を伺っています。具体的な今所管として協議している中身の中で先ほど一定のお話が質問の中でありましたが、もう少し何か突っ込んだ観光的な事業という部分はお考えがあるのか伺わせてください。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、まず単年度の観光事業ということでいろいろ手法はあろうかなというふうに私のほうでも考えております。まず、復興のイベント的なものを催す方法ですとか、あとは通常町を巡っていただいて、各店舗を回っていただいて、お金を落としていただく方法がいいのかとか、またその両方を抱き合わせたような形の方法がいいのかとかいうふうなところがあるかと思います。当然これ行政だけではなし得ませんので、観光協会等と関係機関と連携を密にさせていただいて、一応どのような方法が最良の方法としていいのだろうかということを先ほども申し上げましたが、来週中には細かい打合せをさせていただく予定になっておりま

すので、近々のうちに決めてまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) 例えば各種団体、観光協会も含め、各団体のほうに意見を出せと言われても、なかなか多分思い浮かばないようなところもたくさんあると思います。そういったところで、やはり近隣町村であったり、様々な町村の事業を見た上で、こういうものだったらうちの町でも使えるのではないかと。やはり商店街が活性化しないと、これはなかなか寂しい町並みになってしまいますので、やっぱり商店街非常に疲弊していますので、そういった方々に夢を与えられるような事業を行っていただきたいと思います。これは、仕事をやっている商店街の方々はなりわいとして仕事をしているわけですから、企業努力というのも、自分の商品を販売するという努力も当然必要ですけれども、やはりお客様を呼ぶということも当然大切なことだと思いますので。

ちなみに、今年度の観光事業なのですが、今若干解除となっておりますが、今の段階で結構なのですけれども、どのくらいまで事業をやらないと言うと言葉ちょっと語弊あるかもしれませんけれども、できない状況であるのかだけちょっと分かる範囲で結構ですので、教えてください。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、今のところ町のイベント、行事につきましては、当課の所管事業でございますが、8月のせと市までは中止になってございます。 10月のワイン祭り並びに1月の大俵引き、これにつきましてはまだ未定でございます。これはあくまでも私が聞き及んだ情報でございますが、あくまでこのコロナウイルスが収束した時点においては、いわゆるミニせと市の開催もちょっと考えているようでございます。あとは、それ以外に柿・牡蠣祭り、あとは新鶴を会場にしたパンフェスの開催予定があるということは私どものほうで聞き及んでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) そうしますと、確かに見通しが立たないというのは、これはもう致し方ないとは思います。その中で、所管としてイベントの一種の観光と言っていいのかもしれませんが、婚活に関する事業も幾つかやっていらっしゃると思うのですが、そちらのほうは今回のコロナの影響というのはやはり受けている状況なのでしょうか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 婚活事業ということでございます。現在やっぱりこのコロナ禍ということで、委託しているいわゆるNPOの人たちには今事業が展開されていないという状況でありますが、ただオンライン系を用いたやり方もあるのではないかなんていう提案もいただいております。 今後そこは受け手の方々と十分話をさせていただきたいと考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。

○2番(村松 尚君) すみません、ちょっと所管が飛んでしまったのかなと。大変申し訳なかったのですが、様々な町内の事業ございます。三十三観音もありますし、中田観音もありますし、町内今車を走らせてみれば、どこに行っても週末だといっても人が少ない、元気がないなと。笑い声がなかなかやはり聞こえてこないというふうに感じているところであります。ぜひとも関係の商工会であったり、観光協会であったり、やはり商店街の方をバックアップできるような、そういった事業を開催していただきたいと思います。その辺しっかりとよろしくお願いいたします。

それでは、最後の3点目に入らせていただきますが、今回様々な方にお話を伺う中で、やはり今までの会津美里町を担ってこられた祖父母の存在、ご家庭でお子様を見ていただく上で、小中学生、親御さんが共働きである中で面倒を見ていただいておる祖父母の存在というのが非常に力強かったというお話をたくさんお伺いしました。やはりこういった今までの町を担ってきた方々、ゼロ歳から18歳の方々に対しての支援というのも当然大切なことだとは思いますが、やはり町内の消費という観点からも高齢者の方に対しての対策が必要であると考えるのですが、その辺についてお考えを伺わせてください。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 今ほど村松議員のほうから町内の消費という観点というようなことでございましたけれども、現在子育で応援ということで生活支援を行っているところでございますけれども、当然高齢者の方に対する支援も必要であります。実施に向けて現在検討中でございますので、先ほど質問のあったような町内の消費ということにとらわれずに検討しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) やはり今この生活スタイルがライフスタイルの中で共働きというのが多い中で、今回の新型コロナの緊急事態宣言を受けている中で、会津地域に関しては、飲食店やホテル関係というのは休業要請に従って休業する場所も多かったですが、それ以外の例えば製造業であったり、そういったところに関してはさほど大きな変化が見られなかったと。ですけれども、学校は休みになったと。やはり自宅に住んでいて、祖父母に面倒を見てもらうと。やはり自分たちが見れない間を祖父母にカバーしてもらえると。そういうふうに親御さんたちにとっても子供たちを預けられる一つのツールとして非常にありがたい存在であったと思います。やはり高齢者の方々に対しても何もしなかったとかということではなくて、確かに今様々な支援策、先ほどお話しいただいたとおり、商品券の施策もありますが、そうではなく、やはりそういった今の町を守ってきていただいた、町と今回のコロナ禍を一緒に乗り越えていただいた方にどのような施策が考えられるのか、その辺もう一度ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。考えている中身で結構ですので。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 様々な支援ということが考えられると思いますけれども、先ほど

来申し上げておりますように、今実施に向けて検討中ということでございます。予算的なものも絡む と思いますので、ご理解いただければというふうに思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) 実施に向けてご理解というお話いただきました。これは1つ参考意見的なものなのですが、例えば高齢者の方に関しては何も商品券だけを配れということだけではないと思うのです。例えば高齢者に対しては温泉券等を、町内には温泉施設等もありますので、町は休業要請を受けて町内の温泉は軒並み休業しておりましたが、そういうところを3か所各地域に分けるなりして、ゆっくりと温泉施設で今回の疲れを取っていただくというようなことも、何も現金だけにとらわれず、商品券だけにとらわれず、そういった意味合いでの対応というのも大切だと思うのです。やはり今日の会津美里町を守っていただいた皆さんに対しての高齢者にも優しいと。若年層にも当然優しいですけれども、高齢者の方々にも当然優しい。大切にしていますよというアピールにもなると思うのですけれども、その辺そういったような考えなんていうのはいかがなものかちょっとお尋ねしたいと。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。
- ○副町長(鈴木直人君) それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今、村松議員のほうから1つのご提案ございました。我々としても、そういった点は今検討しているのも事実でございます。議員がおっしゃるように、やはり今までこの美里町を長い間支えてきてくださった高齢者の方々、この力というのが非常に大きいものがあるというふうに我々も認識をしているところでございます。そういった方々に今おっしゃられたようにお孫さん方を日中面倒を今までずっと自粛の期間中見てこられたと、そういった精神的あるいは肉体的な疲れも蓄積されているのではないかと。そういったものを少しでもほぐしていただくということで、そういった温泉にゆっくりと入っていただくと、こういうことも非常にいい効果があるのではないかなというふうに思っておりますので、それも一つの選択肢として、また時期を見て実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) 今ほど副町長からぜひとも検討していただけるというお話をお伺いしましたので、ぜひとも今のこの会津美里町を支えていただいた方々に第一線を退いてもこのような不測の事態が起きたときにはやはり全面になって町を支えていただく、町の子供たちを支えていただいている、そういった気持ちを何らかの形でお返しできるような、そういったようなことをぜひともよろしくお願いしたいと思います。

私からの一般質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(谷澤久孝君) これで村松尚君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長(谷澤久孝君) お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 (午後 3時29分)

定例会6月会議

(第 3 号)

令和2年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第3号

令和2年6月5日(金)午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長	_	君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙		君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須力	11 美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知世	世志	君
6番	石	JII	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	渡	部	英	敏	君
副町	長	鈴	木	直	人	君
会計管理	者	舩	木	宗	徳	君
総 務 課	長	或	分	利	則	君
政策財政課	長	鈴	木	或	人	君
産業振興課	長	金	子	吉	弘	君
町民税務課	長	横	山		優	君
健康ふくし課	長	原		克	彦	君
建設水道課	長	鈴	木	明	利	君
教 育	長	新	田	銀	_	君
教育文化課	長	松	本	由 佳	里	君
選挙管理委員書 記長 (兼		國	分	利	則	君
農業委員事務局長(兼	会 E)	金	子	吉	弘	君
代表監査委	員	鈴	木	英	昭	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 高木
 朋子君

 総務保長
 歌川
 和仁君

開議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第5号、13番、山内須加美君。

〔13番(山内須加美君)登壇〕

○13番(山内須加美君) それでは、通告に従い質問させていただきます。

5点ございます。まず1点目、成人式開催時の年齢について。法改正により令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられます。従来どおり二十歳の新成人を対象に成人式として早期に開催方針を決定し、関係者に周知を図る必要があると考えます。見解をお伺いいたします。

2点目です。空き家対策についてです。1つ、今期の予算に係る空き家対策事業等の基本方針についてお伺いをいたします。

次に、空き家、空き地の利活用相談窓口が一部新たな委託先との連携を図ることになるのか、従来 の庁舎内での対応と課題はないのか、お伺いをいたします。また、期待するものは何か、見解を併せ てお伺いいたします。

次に、相談窓口対応は、相続、登記、法規等の専門性が求められます。職員の人材育成など対策を講じる必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

大きな3点目です。公衆用トイレの再検証についてであります。公衆用トイレの故障、修繕や使用不可の貼り紙が見受けられます。要因はあると思いますが、公共施設であり、常に利用者には不便をかけないことが大切であります。一部冬期間の施設閉鎖については、改善の余地があるかと考えますが、お伺いをいたします。

大きな4点目です。採用試験と中途退職者の実態についてであります。1つ、令和3年度の試験会場は本庁舎となりますが、その他実施内容等に変更はないのかお伺いをいたします。

次に、令和2年3月末における退職者が3名公表されました。町として人材、財産を失うことであり、その検証し、対策を講じる必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

5点目です。課題の共有と対応策についてお伺いをいたします。まず、住民等からの善行、苦情について、庁舎内において共有、周知されているのか。苦情等再発対応策についてお伺いをいたします。

次に、各地区からの要望、または一般質問において答弁に「検討」等があります。各事案、課題として、庁内所管においてどのような取扱いをされているのか、現状認識をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) 13番の山内議員の一般質問にお答えしたいと思います。

なお、成人式の開催時の年齢につきましては、教育長より答弁しますので、よろしくお願いします。 初めに、空き家対策についてでありますが、1点目の空き家対策事業等の基本方針につきましては、空き家の適正な管理の推進、有効利活用の推進、特定空家の解消の3つの対策によって、空き家率の抑制を目指しています。セミナーの開催による空き家に対する意識の啓発、空き家バンクや空き家改修補助金によって利活用の推進、除却推進補助金による特定空家の解消を図ってまいります。また、現行の空家等対策計画が最終年度を迎えることから、空き家の実態調査を業務委託によって実施をし、そして専門家等で構成する空家等対策計画協議会からの意見を踏まえ、次期計画を策定してまいります。

2点目の相談窓口業務の委託のうち、1つ目の委託先との連携の確保につきましては、移住希望者と空き家所有者からの相談窓口を一般社団法人トーチという会社に委託していますが、定期的なミーティング、情報の共有化を図ることによって、連携して運営が行われると考えております。

2つ目の従来の庁舎内での対応と課題につきましては、インターネットによる休日や24時間受付な ど柔軟な対応が可能となり、利用者にとって気軽に相談できる環境になったと考えております。

3つ目の期待するものにつきましては、相談員自身が都市部からの移住者であるため、外から見た町の魅力の発信、移住希望者と同じ目線で相談できる効果が得られるものと考えております。

3点目の相談窓口業務の専門性につきましては、窓口に寄せられる相談には、高度な知識と専門性が求められるものでありまして、研修や自己研さんを通した職員のスキルアップは重要であると考えております。しかし、相続の権利、複雑な登記等に関する専門的な相談につきましては、資格法の規制もあり、相談会の実施や専門職を紹介するなど対応を行っております。

次の公衆トイレの再検証についてでありますが、常に利用者に不便をかけないことは大切であると 認識しております。今後も利用者に配慮し、速やか、かつ計画的に故障箇所の修繕については対応し てまいります。

冬期間の施設閉鎖につきましては、冬期間の凍結防止、及び場所によっては除雪が難しいために、 町内の公衆トイレの一部について冬期間閉鎖をしています。なお、現段階で冬期間閉鎖についての苦 情等はありません。

次の採用試験と中途退職者の実態についてでありますが、1点目の令和3年度の採用試験の実施内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の観点から、試験会場が各町村対応となったため、役場本庁舎が試験会場となりましたが、試験の実施に当たっての大きな変更はなく、感染防止策を講じ、そして対応してまいります。

2点目の中途退職者の検証と対策につきましては、将来を有望視した若い職員の退職は残念であり

ますが、本人の強い意思によるものであり、やむを得ないと考えております。しかしながら、長きに わたり勤続可能となるよう、職員の個性、能力が十分に発揮、活躍できるような職場の環境づくりに 努めてまいります。

次の課題の共有と対応策についてでありますが、1点目の住民等による善行、苦情が共有、周知されているのかにつきましては、善行につきましては、所管課に情報提供を呼びかけ、該当者がいれば町表彰審査委員会で審査をし、町の功労者表彰式で表彰するということにしてあります。また、住民から寄せられた苦情については、所管課に対応を求め、連絡先が明記されていれば、相手方に対して回答しているところであります。

なお、内容によって、庁議等を通して庁内での情報共有を図っておりまして、再発防止に向けて取り組んでおります。

2点目の各地区からの要望、一般質問における答弁での検討事項につきましては、自治区長連絡協議会による各地区からの要望につきましては、秋の自治区長会議で回答するとともに、翌年の自治区長春季総会において、進捗状況を説明し、対応しているところであります。

なお、随時発生する個別の要望につきましては、内容に応じ、所管課において対応しております。

また、一般質問におきます検討課題については、議会答弁を踏まえ、所管課で責任を持って対応するとともに、全庁的な情報共有が必要な事案や課題等について、庁議等によって共通認識を図りながら対応しているところであります。

私からは以上であります。よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長(新田銀一君) 登壇〕

○教育長(新田銀一君) おはようございます。よろしくお願いします。13番、山内議員の一般質問にお答えいたします。

成人式開催時の年齢についてでありますが、この民法改正を受け、昨年度の社会教育委員の会議において、成年年齢の引下げを見据えた成人式の在り方について協議していただきましたが、最終的な結論まで至りませんでした。このため、アンケート調査を実施するとともに、社会教育委員や教育委員会等の意見を集めながら、今年度中には成人式開催時の年齢について決定し、周知を図りたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) それでは、通告順に再質問させていただきます。

まず、成人式、今教育長からお話あって、結論からするとまだ結果が出ていないということでございますが、内容的には一部アンケート調査、先ほど同僚議員の前日の課長の方から再答弁ということでありましたけれども、あわせてかぶる部分もあると思うのですが、再度、やはり社会教育委員会や

教育委員会でということなのですが、当然対象者の方たち、あとそこの中には実行委員の方も当然入るのだろうと思いますが、将来のリーダー的になる、やっぱり大事なことですよね、そういう実行委員会、その辺も含めて当然今度の年齢引上げについての検討はすべきだと思いますが、再度お願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまのご質問でございますが、今現在実行委員会方式ではないので、このアンケートの中でその辺についても調査をしたいと思っております。社会教育委員の昨年度の会議の中で出た意見としまして、やはり20歳の年齢の件とあわせまして、成人式の運営側に新成人の方も組み込んではいかがかというようなご意見なんかも提案されておりますので、アンケートの中で、年齢と時期と、そういう運営の仕方についても調査し、検討していきたいと思っております。 ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。

○13番(山内須加美君) 実行委員会も参加させていただいて、司会者ですとか、若い方たちが中心になって自主的に運営ということで、以前は行政側のほうが主体であったのかと思いますが、ここ何年かは、私からすればそういう意味では若い方たちに運営を任せている、それは当然のことであるし、さっきも言いましたけれども、そういう方たちが将来町のリーダーになって中心になって活躍していただくためにも、そういう姿勢ということで、そういう方に多く集まっていただいて、その方からの意見ということが大事だろうということでの実行委員会、その辺の認識がちょっと違っておりましたので、私はそういう考えでございました。

結論は出ないのですけれども、課題としては、2年後とはいいながらも、当然やはりこの18歳というのはご存じの選挙関係で2年ぐらい前からここも議論されたことがありますが、皆さんご存じだと思いますけれども、20歳の大人、成人ということですね。でも、認めていないのはお酒ですとか、たばこですとか、賭け事、そういうものについては成人まではできないわけですよね。ここがやはりポイントだと思うのです、18歳に対しての。ちょっと私認識違っているのかな。18歳ですので、大人として扱うのか。結局、はっきり言ってアンケート取ると、自分は18歳であってもまだ子供の意識、成人という意識がないというアンケートといいますか、いろいろ意見聞きますと、6割ぐらいの方は実感がないわけですよ、18歳で大人という感覚が。その辺から考えれば、私は自然とやっぱり二十歳の集いという形で持っていっていただければというか、私はそういう方向性なのかなというふうに思っているのですが、18歳に対する部分については、教育委員会、教育長としてはどんなふうにお考えなのか、お願いしたいと思います。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。

○教育長(新田銀一君) 18歳についてなのですが、18歳という年齢を考えると、ちょうど高校3年生に該当すると思います。高校3年生の段階で、成人式に絞った話になると、なかなか就職があって、それから受験があって忙しいと。それから、高校3年生であれば、これ個人的にあれかもしれません

けれども、お金の面とか、大変だという話があると思います。ただ、私も悩むところは、高校3年生が終わると、その時期というのはやっぱり人生の一つの変わり目かなというふうに考えています。そういうことを考えると、1つは何らかの形を変えた成人式もありかなと。それから、19歳になると、19歳でやった場合に1年目はどうするのかと、それから二十歳になった場合には、今までどおりならば、今言われたように酒とか、たばことか、そういうのが絡んできますが、二十歳は二十歳でまたいいところあるのかなというふうに考えておりまして、私も18、19、二十歳、この辺についてはいろいろ悩んでいるところありますので、先ほど答弁させてもらったとおり、該当する年齢の方々の意見とか参考にしながら決めていきたいと考えております。

○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。

○13番(山内須加美君) ここでこれ以上話ししてもあれなのですけれども、いずれにしてもやっぱり成人式、20歳でやれば二十歳の集いという名称を使ってもいいのかと思いますけれども、若い方が参加しやすいというか、参加できるものというのが一番大事なことだろうと。そういう意味ではアンケート取るということも課長のほうから今もお話しされたので、ぜひひとつそれは実行して進めていただきたいと思います。成人式は終わります。

次に、空き家対策について伺います。いろいろ幅広く回答いただきました。基本的に素朴な疑問として、窓口今までやっておられた方が、今回名前まで出されたトーチという社団法人、契約されて委託したわけですけれども、実際外から見ていて、この方たちの活躍、実績も当然今回の固定資産税の評価の中にも多分資料として入っていたのかなと思ったのですけれども、住まいるバンクの関係です。内容的に実績として成立件数が26件というふうなデータが出ていたと思います。大方この方たちの努力ということだと思うのですが、その方たちが独立されて、その業務というものが今るるご説明はあったのですが、いまいちちょっとよく理解できない部分がございまして、私心配しているのはその部分が十分可能なのかどうか。でも、今までどおり庁舎内の担当ではないわけですよね。私懸念するのは諸経費の問題等とか、お金のことあまり言いたくはないのですが、その辺まで十分に対応していただけるのか、その委託先に負担にならないのか、その辺がちょっと見えてこないものですので、それいかに職員の方が対応するか、まず再度そういうトーチさんのような形での窓口を方法としては、また増やす方法もあるのかなというような感じでいるのですが、費用対効果というとあまり失礼な話かもしれませんが、その辺をちょっと懸念するものですので、もう少し分かりやすくというか、説明いただければありがたいと思います。

○議長(谷澤久孝君) 政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 住まいるバンクのお話と受託者の部分でございます。平成29年から空き家バンクが始まりました。29年から同時に協力隊ということで、お二人をコンシェルジュということでそこに充てまして、空き家バンク事業を始めたところでございます。当初やはり3年後想定しまして、いわゆる空き家バンクについては全国でも民間でやっているところ、NPOでありますとか、

そういったところで回しているというところもありますので、そういったところを目標に進めてきた という経過はございます。

先ほど実績のお話がございました。物件登録数が54件ございまして、成約済み件数というのはおっしゃったとおり26件ということでカウントしてございます。役割、業務分担でございますが、元々29年からいろいろ積み上げてきた中で、いわゆる会津美里町の今申し上げました26件という数字というのは、県内でもこれは非常に上のほうだと思います。その中で、やはり対応している、協力隊の方々2人お願いをして、同行していただいたり、いろんなところおつき合いするというか、そんな形で配慮していただいて、十分そこが成果としてつながってきたのかなというふうに感じております。

今回独り立ちをされました。そちらにどういった形でということになりますが、いわゆる空き地バンクの移住定住の部分で、移住定住の委託と空き家バンクの運営委託ということで業務委託をしてございます。予算的には470万でしたっけ、ありましたが、実際契約は今回行政報告の中でも契約ありましたが、約400万ぐらいでやってございます。業務は、ほとんど相談者から一般社団法人トーチのほうに相談申込み、登録申込み等々がございまして、空き家バンク利用希望者の相談対応でありますとか、一切合財、相談者から一時的にはトーチさんのほうに行くというようなシステムを取ってございます。町のほうは何かと申しますと、そこから実際上がってきました書類審査、台帳登録でありますとか、あとそれに関わる補助申請でありますとか、そういった審査を町側で行っていくということで、ただ、今年5月から委託したもので、そちらが一時的な窓口になりますよというお知らせはしてございまして、そちらのほうに今移行しているという状況でございます。そこから町も一切携わらないということではございません。当然管理しながら、そこは連携しながらということで考えてございます。あと費用的な部分に関しましては、移住定住の部分で特別交付税の措置がございまして、350万ほど特交措置があるということ、そういった事業も取り込みながら今回展開しているところでございます。

○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。

○13番(山内須加美君) 詳しく説明していただいてありがとうございます。何度も言うようにやっぱり負担になっては困る、3年間実績がある、これから自立と言うとおかしいのですが、この中で町に残ってもらうわけですので、そこはやっぱり常に連携をしなくてはならないと思います。今年度の予算については、地域おこし協力隊のトーチさんがやっておられた部分について、移住定住コンシェルジュの部分が今度新たに移住定住コーディネーターという名称で出ているのかなと思うのですが、予算化されておりますが、非常にどの部分が、質問しておいて申し訳ないですが、空き家対策の部分なのか、空き家バンクなのかというのが非常に広範囲にわたっていろいろ多岐にありますので、ちょっとなかなかつかみにくいのですが、このコーディネーターに対する部分についての期待というか、この辺の仕事の役割というのはどんなふうに期待されているのでしょうか、お願いします。

○議長(谷澤久孝君) 政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 空き家バンクの利活用者、登録者が、空き家バンクを使いたいという、利用を申し込んでいる方々と申しますか、町内の方もいらっしゃいますが、ほとんど町外の方でございます。やはり空き家バンクは移住定住と密接に関わってきているということから、今回一緒に業務委託をさせていただいたところでございます。移住定住コーディネーターということでありますが、コーディネーターを置くことで、先ほど申し上げました特別交付税措置があるということでありまして、財源的にもそういうことでございまして、移住定住コーディネーターというのは、他所からおいでになった場合、空き家物件でありますとか、いろんなところ相談させていただいて、お知らせをしていく。密接に関わってくるということで、お二人ございますが、主には移住定住コーディネーターお一人、それから住まいるバンクのほうを運営する方お一人という形で、お二人で分担されながら今やっていただいているという状況でございます。

○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。

○13番(山内須加美君) その辺のやっぱりすみ分け、しっかりして、最終的に今以上の成果が上がることが当然必要だと思いますので、期待しております。

あとは、窓口相談の中で、私は常々やっぱり職員の方々に、専門職という方たちにお話ししていたときに、結論からすると、以前もそうですし、当然町としては、専門家のほうに紹介する、委託するというふうな形で今町長も答弁されたので、これは致し方なしかなと思いますが、その中でも窓口対応とか、そういう方たちには、資格はないですけれども、やっぱりどこでどうなったか、聞かれたときに、ある程度、全部でなくても、流れぐらいは知っていたほうがいいだろうと思っておりますし、そのためにいろいろ研修会等はされておると思います。その中で今回町内の方たちに配った住まいるバンクの紹介方法なのですが、ちょっと字が小さくて正直言って見にくかったという部分があったりしまして、もう一回検討していただきたいのは、関連ですね、今言った専門的に例えば空き家ですので、一番やっぱり困るというか、自分で利活用したいときには、売れるのかなとか、貸すのかなとか、いろいろ所有者が考えることは当然だと思います。利活用の問題とか、例えばお金のことですけれども、解体費用は幾らかかるかなとか、いろいろそういう専門的というか、知りたい方、そういう意味では広報というか、お知らせ版が必要になってくると思います。

ここにもう少し具体的に、土地の例えば境界の問題云々だったらば土地家屋調査士会とか、法律的なものであれば法務局と弁護士さんとか、細かくて申し訳ないのですけれども、解体であれば会津美里町の建設業協会とかということで大きく分かりやすくやっぱり今後、これを町民の方なり職員の方も我々も、あと地元の区長さんたち、みんな関係者の町の方たちが空き家対策に対しての方向性というのはやっぱり皆さんで持っていけば、より一層いい結果が私は出てくるのではないのかなと思って、やっぱり関心を持っていただく、それには何だろうということで、先ほどトーチさんですか、名前出していいのか、そういう案内とか、そういうものはありとあらゆるところネットワーク張り巡らせる

ような形での部分が必要ではないのかなというふうに思いますので、この辺はぜひ検討をと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 相談の中身では、いわゆる司法書士さんでありますとか、土地家屋調査士会でありますとか、いろいろ間に入ってトーチさんのほうでやっていただいているところもございますが、今ほどおっしゃられたような、より具体的に、一般の人の目にも触れるような形、非常にいいことだと思います。チラシも含めて、ホームページのほうも含めまして、もう少し見直しをさせていただきたいというふうに思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) よろしくお願いします。あとは、本部会議、対策協議会、この内容というのは、実質的にはどういう、年に1回か、2回なのでしょうけれども、今後、今年度に向けまして、協議会ともう一つ会議がありましたね。その協議会等について、今どんなような形で進めていくのかお伺いをしたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 今回空き家の計画をつくると、5年間たちまして、今回新たに空き家対策計画の策定を行っていくというところでございます。現状そのスケジュール申し上げますと、今6月に区長さんからいろいろ情報提供いただいて、それを実態調査行いまして、その後、いわゆる計画の素案づくりをしていくということでありますが、計画をつくっていく中で、協議会を立ち上げて行っていくということでございます。協議会を開催し、本部会議は本部長が副町長ということで、庁内の会議でございます。その中で、空き家対策の円滑な推進ということを目的に設置しているところでございます。協議会のほうは全体的な見渡しのほうをしていただくということでの設置となってございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) ぜひひとつ中身の濃いやつを進めていただきたいと思います。今度対策本部会議ということで、今課長のほうからお話ありましたけれども、本部長が副町長ということで、まだ着任されたばかりなのですが、この空き家対策について非常にこれは国難と言うとおかしいけれども、日本全国の大きな問題であるし、本当これは全庁で、先ほど言いましたけれども、全力投球していかないと本当あっという間にというふうなちょっと心配もするわけなのですが、その辺副町長として今の段階で引き継いでいるかどうか分かりませんけれども、見解があればお願いしたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。
- ○副町長(鈴木直人君) 私も就任しまして2か月ちょっとということで、まだ全てを熟知をしているという段階ではございませんが、今議員がお話しされたように、空き家対策というのは今始まった

ということではなくて、非常に全国的な問題、課題になっていると。当町においてもやはりそういったところはしっかりと対応していかなければならないというふうに考えております。町長答弁で申し上げましたように、基本方針として3つ掲げております。こういったところがしっかり実行されるような形で、この後の5か年の対策計画、そういったものを策定をして、実行、実績につながるようにしてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) よろしくお願いいたします。

次に、公衆用トイレに移ります。下からいけば、最後、冬期間の閉鎖については、確かに管理上凍結等々問題があると思います。苦情等はないというような町長の答弁ですが、やっぱり声が町に届いていないのでしょうけれども、関係者、地域の方なり、旅行関係の方から耳に入ってくる部分もあるし、私も現実的にやっぱりなかなか大変であるのだろうけれども、おもてなしの我が町にとっては、やはり公共施設がある以上は、常に365日24時間開放すべきではないのかなというふうな1点で、再度今回も質問させていただいたのですが、この辺については課題解決というのですか、水道例えば凍結防止であれば、熱線というのか、ヒーターをつけるような方法が考えられるとか、除雪というふうなお話もありましたけれども、除雪といってもこれは近隣の方にいろいろ清掃と同じような形で委託をすれば、私は可能ではないのかなというふうに思うのですが、ただ365日そこの場にいるわけではないので、利用率の問題とか等々と言われれば、費用対効果というような話になればちょっときつい部分があるのですが、公共施設としてある以上はやはり開放するというのが大前提ではないのかなと思うのですが、その辺についてお伺いいたします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、ただいまのご質問でございますが、確かに公共施設でございますので、町民がいつでも安心に使っていただけるというのが当然のことだと思っております。ただし、冬期間のトイレの閉鎖につきましては、まず例といたしまして、例えば公園にあるようなトイレがございます。例えば具体的には蓋沼森林公園というのがございます。当然冬期間の除雪は行いませんので、そういった事情で止めているというような場合もございます。あと、もう一つは公園でいえば白鳳山公園、これも冬期間については閉鎖されてございます。それを1年間通してやるべきではないかと、おもてなしということでございますので、例えば観光トイレ、これについては原則冬期間は閉鎖してございませんので、おもてなしの心、先ほどおもてなしというようなことで説明ございましたが、そういった観光を目的としたトイレについては、冬期間も閉鎖せずに利用していただいているというのがございますので、公衆トイレの設置する目的もございますので、やはりそれを鑑みまして、そういったことで冬期間の開放については今実施しているというような内容でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 町なか一応全部点検しているわけではないので、申し訳ないのですが、せ

めて町の中はあってもいいのかなという部分と、これシーズン通してですけれども、例えば最初お話しした故障ですとか、修理とか、今現在門前の部分のトイレなんかも長い間本当に、ちょっと今日も確認してきたら、多目的も本当に、男子トイレのほうも使えないような状況というのは、一等地の一番最大の場所でなぜああいう状況になっているのかというのは、今回本当に、私これ質問させてもらいました。町民の方もそうですし、来客の方、少なからずとも、今日は女子トイレのところの入り口に、男子もちろん入れないので、男子の方が2号トイレとかという話ですけれども、2号トイレといっても、正直言って、よそから来られた方、町民の方でも場所分からないですよ。自主的にやっぱり案内図をせめて、冬期の部分の使えない部分に今でもやれない部分、細かいようで申し訳ないのですが、それがやっぱり行政の、そういうことできないのではなかなか全体的に私はできないのではないかと思うくらいに、本当に厳しいようですけれども、何かもうちょっとあっても、どうせやるのであれば、相手の立場になれば、場所、行き先くらいとか、は書いてあるのが私は普通であろうと思っておるのですが、その辺はいかがなのでしょう。ぜひひとつ改善してほしいと思います。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長(鈴木明利君) ただいまのトイレの件でございますけれども、門前町1号トイレでございますが、多目的トイレのほうでございます。そちらのほうで今休止をしておりますが、それが、いたずらが多発したということで今休止をしているような状態でございます。それについては、警察のほうにも相談をしておりまして、それで休止をしておりますが、そちらのほうの対策としまして、今鍵を設置するというところで対策を取ろうとしております。それについても今発注済みでございまして、男子トイレについても同じくいたずらがすごく頻発しているということで、そちらも警察のほうに相談しておりますが、それでそちらも鍵を設置するということなのですが、なかなかそこに合った、後から取り付けるようなものですので、そういう鍵がなかなか見つからないということで、今、発注はしているのですが、取付けにはまだ至っていないというところでございます。それとまた、そちらが使えないということで、2号トイレのほうに案内、誘導といいますか、そちらのほうの案内板について、ご指摘のとおりそのようなものがあれば、町民の方、そしてまた観光に来られた方についてすごく優しい配慮といいますか、そういう配慮が必要であろうというふうに思いますので、そちらについては、早急に対応して案内板等をつけて、そちらのほうでご使用くださいということで、実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。

○13番(山内須加美君) 全て点検しているわけではございませんけれども、やはり委託している部分、ほとんど清掃等なんかは委託している。これによって、町民の方なり関係者の方は、予算的になかなかないので、掃除が間に合わないのでというふうな、いろんな見方があるわけです。ですから、ひとつ苦情については意見がないと言いながらも、観光協会さんとか、地元の方とか、そういう方たちに、ないのではなくて、聞けば必ず出てきます。町の中でそういう話がされているわけですから、

どうせやるのであれば町も喜ばれる、私もやっぱりしっかりやっているな、きれいだなと言われたいですよね、正直なところ。だから、ぜひそこは掃除の統一というのですか、点検の仕方の部分であって、それを職員の方なりが点検するというやり方するのか。あまり委託ばかり、委託してお任せするのではなくて、せめて1週間に1回とは、お忙しいでしょうから、そうはいかないですけれども、もう少しやっぱり一番上官の建設課なり所管が見る。あわせて、いろいろ話しして申し訳ないのですが、トイレも所管によって違っていますよね。町のトイレですので、どこか1つトイレ係ではないのですけれども、どこかでやっぱり窓口をつくったほうが、確かに行けば産業振興課の管理のトイレだったり、町で総務課だったり、いろいろしています、建設課。これは仕方ない部分もあるのかもしれません。この辺もやっぱり意識して1か所になれば、また統一の改善もできてくるのかなというふうに、足並みがそろうのではないのかなというふうに理解しておりますが、いかがでしょうか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問でございますが、いわゆる管理の一元化ということかと思います。そもそも先ほど私のほうから申し上げましたが、公衆トイレにつきましてはおのおの所管課に分かれております。それは、設置するための目的がそれぞれございます。例えば先ほど私申し上げたのは公園、あとは観光用ということで、それぞれ設置するための目的がおのおのございますので、確かに一元で管理するというのは、一つの有効的な手段なのかなと思っておりますが、やはりおのおのトイレの設置の目的もございますので、今の形で、所管課で目的に合った管理の仕方をするというのがいいのかなと思っております。ただ、先ほど議員ご提案の中で、やはり管理はしっかりと、これは当然だと思いますので、管理のほうにつきましては、先ほどの故障のときの案内、さらにはその管理の問題も、そこについては、やはり町としても統一的に定期的な点検、さらには清掃はそれは随時行ってまいるというような考えは必要でございます。

以上でございます。

○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。

○13番(山内須加美君) ぜひこの件についてはしっかりと、細かいことですけれども、くどいですが、やっぱり大事なことですから、これは。しっかりと対応していただいて、会津美里町がよかったと、そういう声が、くどいようですけれども、聞きたいわけです、我々やっぱり。悪いことは聞きたくないですので、ぜひひとつお願いします。

トイレは終わりまして、次、採用試験に移ります。会場等についてはということで、これは例のコロナの問題で当然今年が例外的になるのかなと思うのですが、その中でもこちらの面接がございます、 当然。これは、面接は今までどおりなのでしょうか。面接される、これ3次試験になるのかな、面接になるのですが、この辺はどのような状況になるのでしょうか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) それでは、面接のことでございますが、従来昨年までですと面接につき

ましては、こちらに会場のほうにお越しいただきまして、我々が一人一人直接面談するというような形を取っております。今の段階では、この方式を取りたいと考えております。ただ、やはりこれからコロナの第2波、第3波、そういった状況が発生した場合につきましては、遠方からお越しになる、受験される方もいらっしゃいますので、そういったことも配慮しながら、例えばオンライン面接とか、そういうのも検討しなくてはいけないなと考えておりますが、現在の現段階の中では、試験については来月7月、面接につきましては今後秋以降でございますので、まだ若干の時間がありますので、そういったことで、今のところは面接は直接の面接をして行う予定でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 面接の中で、基本的には試験官というのは、副町長、教育長という具体的な名前なのでしょうけれども、これは職員採用試験の要綱の中では、町長が有識者に試験官を委任することができるということでの部分は、これどういうふうな部分で委任できるのかどうか、相手はどういう方か、具体的にちょっと教えていただけますか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) その件につきましては、資格を必要とする職員の件でございますので、 例えば保育教諭とか、そういった場合について有識者ということで、そういった場合について委嘱す るというような内容でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 分かりました。今年は、技術関係が1人募集ということになっておるようですので、ひとつよろしくお願いいたします。中途の中で今年3名ということで、これは確かに答弁のとおりやむを得ないということで、私も分かっていながらこういう質問するというのも恐縮なのですけれども、せっかく入っていただいて今回も立て続けに3年入所した方が1人ずつお辞めになっていかれるということで、寿退社だったり、やむを得ない部分あるのだろうと思いますが、素朴な疑問として、いろんな経験者に聞くと、面接の段階ではなかなか分からないというふうな形もおっしゃるので、それはそれで仕方ないのでしょうけれども、結局聞くところによると、やっぱり町を辞めて県のほうの職員になるというケースもある。これは法律的な権利が、止めるわけいかないのですけれども、その辺は正直、面接時になかなか分かるということは、ちょっと経験ないものですから、いかがなのでしょう。その辺ちょっと状況的には、分かる範囲内で、話ができる範囲内でお願いしたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。
- ○副町長(鈴木直人君) 私のほうからちょっと過去に総務課長、先ほど山内議員おっしゃられたように今まで面接をしている、担当しているのが副町長、教育長、それに総務課長、3名で対応していたということがございまして、その当時の状況をお話し申し上げますと、個人の面接というときに、議員がおっしゃられるように、他の公務員等の試験の結果はどうであったのかというのは当然のこと

ながら調査をしてございます。ただ、その時点で、まだ違うほうも確定をしていないというような状況もございまして、それが万が一そちら合格したときにどうしますか、うちの町に来てもらえますかという質問、そういったこともしております。そういったときには、間違いなく、当然それは受験者の心情、立場からしますと、本町に参りますということで、そういう答えをいただいて、この受験者はそういう強い意思を持っているなという、その時点での判断をしたところでございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) なかなか難しいことは分かっております。あと健康面とか、精神面とか、そういう形でお辞めになるということもこれは致し方ない部分だと思いますが、それはそれとして、そういう意味では人事3名と1名ということで4名ですか、今回募集なるわけですが、最終的に、人事の関係に入ってこれちょっと通告外になるのかあれですけれども、今の体制の中で従来の国から来られた小川参事あたりの後釜とか、そういうものについての考えというのはいかがなものでしょうか。もし答えられるのであればお願いしたいと思いますが。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 昨年度まで小川さんが国のほうから来ていただいて2年間、町で尽力していただきました。今後そういった形での国からの職員の方を町のほうにお呼びするのかということでございますが、現在のところそこまではまだ考えてございません。やはり今年の職員採用で新たに採用しますので、その職員の中で来年度はやるというような、現在のところはそのような考えでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 当然今の現スタッフの中で底上げということになるのだろうと思いますけれども、やっぱり中途採用でも経験者を、民間であったり、他自治体からでもそうですけれども、やはり会津美里町から県のほうに行かれるという優秀な、3年も5年もいろいろ、これからいい仕事をしてもらおうと思ったときに、本人の都合なので、仕方がないのですが、県のほうに行かれるということになったときに、やっぱり反対のケースもあってもしかりかなと思ったときに、そういうふうな採用の仕方というのも一つの方法だろうし、あとは何年か前に町長、前向きなちょっと答弁いただいた部分が、自治体との交流、職員の。県とかはやっているという、いつもいただいています。他自治体、両沼とか、会津管内とか、会津から出て、中、浜、そして姉妹都市等々あるわけですから、お互いにこういう部分で交流することによってメリットというのは物すごくあると思うのです。この中での会津美里町の仕事も大事でしょうけれども、他自治体の部分ということで、これはぜひ検討していただいて、実現していただければと思いますが、人事の交流というのも大切な問題ではないのかなと思っていますが、この辺についていかがでしょうか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 人事の交流でございますが、現在人事の交流ではございませんが、職員

の1名が、仙台の経産局のほうに今研修に1名伺っています。そういった他自治体、さらには例えば 先ほど言った姉妹交流都市の間での職員の研修といいますか、そういったものはどうかというご提案 だと思いますが、確かにそういった形で違う自治体で職務、仕事をする、違う自治体からこちらのほ うに招くということで、非常にいろんなメリットがあると思っております。しかし、なかなか実現に は難しいのかなと思っております。1つは、他の自治体もやっぱり職員もかなり定数も削減されてお りますので、そういった中で交流というような形で、そういった人事の面もございますので。ただ、 そういった研修は非常に有効な手段だと思っておりますので、ちょっとそこにつきましては、詳細を 検討していきたいというふうな考えはございますが、相手方をどうするかという問題もございますの で、そこはしばらくお時間をいただければなと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) ぜひ検討していただいて、いい結果を生むような形でお願いしておきたい と思います。

最後の課題の共有、対応策についてお伺いをいたします。 1 点目の質問の仕方が悪かった部分だろうと思いますが、答弁については、善行についてはということで、表彰規程の話なのですが、実は職員の方々に対する苦情と同じように、私は悪いことばかりではないのだろうと、職員の方たちの部分として。職員の方たちもやっぱりいろんな意味で、私は耳に入らない、町民に入らない部分として、職員の方たちがやっぱりいろんな行動に対してのいい部分があるのかなと思って、そういう意味での質問させてもらったので、再度もしあるのであれば、なければないで、それ1点お願いをいたします。まず、それお願いしたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 職員のいわゆる善行と、そういった例があるかということでよろしいで しょうか。
- ○13番(山内須加美君) はい。
- ○総務課長(國分利則君) 特に職員のそういった例えば善行して例えば町の職員の中での表彰とか、 そういうことだと思うのですけれども、そういったことでの実績はございません。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 職員の方が前面に立って町民の方からいろんな面で苦情というか、いろんな部分があるので、それはそれとして大変な部分だろうというふうにいつも認識しておりますので、悪いことばかりではないのだろうと思ってこういう質問させてもらって、なければないでいいと思うのですが、やっぱりいいことはどんどん、どんどんしていただくということです。苦情については、小さいことであってもといってもやっぱり共有しなくてはならない部分もあるし、内々の部分もあるのだろうと思いますが、当たり前のことですけれども、やっぱり初期対応だと思うのですよね、苦情というものは。町民の方誤解されている部分はあるかと思います。やっぱり一番最初に初期対応して、

丁寧に最後までということなのですが、その辺さっきもちょっと町に対する窓口サービスが悪いというようなことで話があった部分もあって、内部的に解決はしていただいたという事案もありますので、そういうものを含めて、やっぱりいい方向に持っていくのには、テーマを出して、社内研修もされている事例を出して、事案を出して、失礼な話が、町民の方が100%正しいというふうには私も思っておりませんので、そこはそことして、それを職員一人一人がちゃんと対応して説明して、納得していただければ納得できるような形でやっぱり対応最後までするというのが大前提だと思いますので、今後ともぜひひとつその方向で、常にやっぱりされは幾ら研修しても、研修してもこれでいいということは絶対ないですので、ぜひひとつお願いしたいし、ましてや若い方がどんどん出てくる。会津美里町に育った方ばかりではなくて、いろんな育ちが違ったり、環境が違った方が来られるわけですから、そして若いと言ってしまえば仕方ないのですけれども、ある程度年配の方とのやっぱり認識のずれというのは当然今の社会出てきますから、そこはやっぱり町として若い職員の方たちと常に連携して話をしていただくということが大事かと思いますが、その点についてお伺いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 職員の対応でございますが、当然今議員おっしゃるとおり、町民に対して丁寧に説明なり対応するというのは最も基本的なことでございます。当然それに対しての研修も、今年だけではなくて、過去も実施してまいりましたが、これからもやはり課内での研修、さらには全体での研修通しまして、やはり窓口の対応、さらには仕事全般に対する取り組み方など、研修を行って職員の資質の向上を図ってまいりたいと考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) あと自治区長なり、私の一般質問に対する部分の取扱いでございますが、各自治区長さんにその形というか、流れとしては、区長会を通じたりいろいろして町との約束事というのは、この部分もいいか悪いか私はちょっと問題があるのではないかと思っていますが、いずれにしてもこういう流れで来ていることが分かりました。そのほかに各地区の中での地区内での要望等々があるわけですよ、町に対して建設課なりいろいろ、そういう部分について当然引き継がれていると思うのですが、なかなかやっぱり該当者、担当の方にすれば区長さん毎回役場に行って同じことしゃべりたくない。また、担当課が変わったから問題だということが、最近でも耳にするということなものですから、実際再度これ以上言いませんから。ただ、そこは連携してメモして、その内容、町側のほうから区長さんのほうに行くような形に、区長さんのほうから町どうだというよりも、やはり反対、こうなっています、こうなっていますくらいの部分で、そういう説明を私は必要だと思います。優先順位があるのは分かりますので、その優先順位も予算がこういう形でこうなのだと。だから、そこまで区長さんに話をするくらいの、やはりこれからの行政は必要だろうと私は思いますし、あと一般質問においても、再度どうなっているのだ、どうなっているのだという形もなかなか、行かなくてはならない、しつこくできるまで行くのが本当なのでしょうけれども、限界があります、正直なところ。

その辺を酌んでいただいて、前向きにというか、過去の質問等々いろいろありますので、中途半端な部分がいっぱいありますので、ひとつそれは検証していただいて、やれる順からやってもらうという、これは私ども議会全体の問題としてもそうなのですが、これを進めていくことがやっぱり議会と皆さん、皆さんと議会との連携ということでこれからもますますよくなるのではないのかなというふうに私は感じておりますので、ぜひ再点検、なかなかいまいち伝わらないかもしれませんが、よく理解していただいて、今後進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これで質問終わりますけれども。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) まずは、各自治区長さんからの要望につきましては、やはり最終的にはその所管課で緊急性、重要性を、そこを考えまして、事業実施に向かっていくのかなと思っております。ただ、先ほどおっしゃるとおり、やはり予算の問題もあります、優先順位の問題もございますので、そういった要望に対して、例えば今後これはいつ頃とか、今検討しているとか、そういうふうに一連の回答はしているはずだと思います。ただ、それが毎年定期的にそれを行っているのかということでございますが、やはりその段階で毎年同じようなことで、今年もできませんとか、そこがなかなか難しいのかなと思っております。ただ、最初要望あったとき、その際に、その要望に合った自治区長さん等に丁寧に説明をして、町の考え方を説明するということが大事なのかなと思っています。同じく議会の質問に対しての進捗状況でございますが、やはり担当課が責任を持ってそれに対応するというのが基本だと思っておりますので、場合によってはそれは全課で共通認識の下に進まなくてはいけないという課題もございますので、その辺はやはり担当課も一つずつ丁寧に対応していきたいというような考えでございます。

- ○13番(山内須加美君) 終わります。ありがとうございました。
- ○議長(谷澤久孝君) これで山内須加美君の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時03分)

再 開 (午前11時15分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

次に、通告第6号、10番、佐治長一君。

〔10番(佐治長一君)登壇〕

 \bigcirc 10番(佐治長一君) おはようございます。それでは、通告しておきました 2 点について質問をお伺いいたします。

まず、感染症問題についてお伺いいたします。1月中旬に中国武漢から中国型のウイルスが世界に 拡散し始め、欧州では1月下旬から2月上旬、変異した欧州型が無症状の旅行者を通じて各国に広が り、その後、ウイルスは変異を繰り返しながら3から5週間で国境を越えて世界に広がったと言われています。米国では、ニューヨーク州では欧州型が主流だったが、他の州では変異した米国型が多く報告されていると言われます。中国のほか、様々なタイプが国内に入ってきており、それらが感染者の体内で融合して生まれたと見られています。

国立感染症研究所は、日本は3月以降に主に欧州型によって全国に感染が広がったと分析をしております。1月から2月に中国から日本に入ったウイルスは封じ込めに成功したが、その後、欧州で流行しているウイルスが帰国者らを通じて流入し、対策が不十分なまま都市から全国に感染が広がったと言われています。

3月の議会の質問書を2月17日に提出したときには、世界的にも国内的にも、これまで感染が拡大し、突然の休校の指示や緊急事態宣言による3密予防の事業・外出・集団行動自粛となるなど想像もできませんでした。今現在、会津地方では感染者の報告はありませんが、早めに対策を打ち上げ、諸政策を進めてきた立場から、町長の現在の考え方をお伺いいたします。

国民の努力は大でありますが、夏場は感染力が低下すると言われます。しかし、秋から冬にかけて乾燥してくる季節のインフルエンザの流行と重なり、第2波、第3波が必ず来ると予想し、この時期に対策をすべきと言われます。先日、発熱外来診察に対する県や地域における取組の報道がありました。本町における設置と、PCR検査をはじめとした検査体制の取組、医療機関との協力体制についてお伺いいたします。

日本を含む東南アジアで感染者死亡率の低い原因は、インフルエンザをはじめ、各種の感染症予防接種が実施されているからではないかとも言われます。報道によりますと、国内における接種率が年々低下しているようです。本町における現状と接種率が下がる理由をお伺いいたします。

多数の人が入所している各施設との情報共有、交換はされているのか、お伺いいたします。

次に、病院の再編、統合についてお伺いいたします。厚生労働省は、高齢化や人口減少に合った医療体制にする地域医療構想に基づき、再編、統合の議論が必要として、昨年9月に発表した公立、公的病院のリストを批判が強く修正して、1月に再発表しました。国は、新年度予算で、病院の削減を促すため、予算をつけて、自治体の財政力によって取組に差が出ないように、国費で強力に進めると言っております。現状を踏まえ、効率的で質の高い医療を提供し、医師の働き方改革を実現するためには、再編、統合は必要だが、診療実績などを基に都市部と地方を物差しで線引きする手法には無理があると言われ、地方の多くの病院が予告なしに名指しされ、要らない病院リストに受け止められ、患者や住民、働く病院職員らの大きな不安と反発を招いたと言われます。再発表に対する地域の取組、話合いはどうなっているのか、現状を伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) 10番の佐治議員の一般質問にお答えします。

初めに、感染症の問題についてでありますが、1点目の現在の考え方につきましては、町としましては、5月14日、国の緊急事態宣言の解除、5月15日、県の緊急事態措置の解除を受け、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策であります3つの要請、1つ目が新しい生活様式の定着等に向けた協力の要請、2つ目が施設に対する協力の要請、3つ目がイベント等の開催自粛の協力要請ということを受けまして、実践してまいりました。解除に至るまで町民の方々が感染症防止策に取り組んだことが、現在まで感染者が出ていないことにつながったものと考えております。

2点目の発熱外来の設置、PCR検査体制、医療機関との協力体制につきましては、町内の医療機関、郡医師会への考え方も重要視されます。発熱外来の設置に関しては、医療機関の診療状況などを踏まえ、医療崩壊が生じないようにしなければなりません。現在発熱で町内の医療機関を受診する患者数が少ないこと、会津地域における新型コロナウイルス感染症の患者がいないことといったことを勘案すると、発熱外来を設置する状況にはないものと考えるところであります。

PCR検査体制に関しては、県内において、医療機関、民間委託を含め、1日最大で450検体を検査できる状態でありまして、医療機関も最大の協力体制を整えております。町としましては、地域の医療崩壊を避けるため、こうした既に整えられた体制の中で関係機関と連携し、対応してまいります。

3点目の予防接種につきましては、本町のインフルエンザ予防接種率は、過去3年間、対前年比で向上しており、低下は見られません。

4点目の施設との情報共有、交換につきましては、広報紙やチラシによって感染症拡大防止を周知するとともに、3密を避け、電話や対面する機会を捉え、新型コロナウイルス感染症情報のやり取りを行っております。

次の病院の再編、統合についてでありますが、再発表に対する地域の取組、話合いにつきましては、令和元年12月、令和2年2月の2回、高田厚生病院との話合いを行って、病床数を減らさず、地域に根差した医療を進めることを確認をいたしました。将来の地域医療において、高田厚生病院には急性期の病院、回復期リハビリ病院、診療所等との連携によって、町民に最適な医療が提供できるよう、地域包括ケアシステム構築の中心的な役割を担うものと期待をしており、再発表においてその考えは変わっておりません。町としましても、これからの地域になくてはならない病院であることを病院側に強く伝えてまいります。

よろしくお願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 佐治長一君。
- ○10番(佐治長一君) では、何点かについて再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、いわゆる発熱外来の診察について、先月ですか、18日に県内で設置をした状況ということで新聞に出ていたわけです。県内で7つ、その当時までは7か所あったと。会津地区では磐梯町の医療福祉センターで、磐梯町は平日の診察が終わってから1時間くらいやるというようなことが出

ていて、町外の人も受けますということになっていたのですが、私はなぜそのほかに、会津若松なり会津地域がないのかなと思っていたら、その後何日か過ぎて、会津若松と南会津もその設置をするというような形になったということで、ほっとしたわけですが、そんなことで、こういう話については町では全然そういう話は受けていなかったのですか。そういう流れというのはつかんでいたのでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 常に会津保健所とこういった情報のやり取り、あるいは指導を受けているところでございますけれども、発熱外来につきましては、医師会との問題もございます。会津保健所指導の下、町としては今後両沼郡医師会と早急にといいますか、今後の第2、第3波をにらみまして、協議をしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 佐治長一君。
- ○10番(佐治長一君) ずっと報道を見てみますと、いわゆる保健所があるところを中心になっているというので、会津の場合は今保健所は坂下にはないのだよね。会津ということでは、会津若松保健所を中心にして会津全体が一つになっていたのかなというふうに思っていたのですが、南会津もそういう面ではやるようになったということであったもので、そういうやつで具体的に今まで話はなかったわけ。医療機関といろいろな職種というか、そういうやつで総合的にやらないとできないことなので、地域の今先ほど言った医療機関との協力がまずなければこれできないということあったものだから、その辺のやつは具体的には今まで、くどいけれども、もう一回話はなかったという話だったのか、さっきの。これからという話だったのですか、両沼というか、会津美里に関わる中身については。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) そういった内々の情報はいただいておるところでございます。会津保健福祉事務所、会津保健所のほうでもそういった情報は確認しているところでございますけれども、今後、県の感染症医療調査本部員会議というところでもそういった議論してございますので、情報を的確に収集しまして町としては対応してまいりたいという考えでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 佐治長一君。
- ○10番(佐治長一君) これ町長にお伺いしたいのだけれども、これだけ大きなやつは、やっぱり会津美里は両沼においても一番大きな町であるし、そういう面でやっぱりリーダー的立場というか、あれなので、こういうやつはやっぱり敏感にやって、町民の皆さんもどうなのだと。今のところ発症はないけれども、なったときどうなのだ、全然分からないという話で、この間たまたま最近新聞出て、今日の新聞なんかには今度、緊急搬送は消防署も含めてやるというようなこと、これは6月中に決めるというようなことでちょっと安心したのだけれども、救急医療だけでは間に合わないと。消防も含めてやるようにしたいということで、消防がそういうところに出すというのは、今の感染症の移送については、感染症予防法に基づいてできないのだけれども、それは県としてはそこも含めて消防署も

含めて、医療体制も含めてきちっと救急搬送をしたいということで6月中に決めたいということ、今日の新聞に出ていたものだから、その辺は早め、早めにやっぱり情報的なやつは町民に出していただいて、町民の皆さん、ないけれども、なったらどうするのだと。第2波、第3波で秋から冬になったらどんなことになるのだと。第1次よりも大変なことになると、みんなそういうのはどんどん、どんどんテレビでやっているものだから、うちのほうはどういう体制になっているのだということで最近よく聞かれますので、やっぱりその辺のやつは、町長、これ大変ですが、率先してそういうものの情報をつかみながら、両沼の中心的な役割ということで全会津的にも積極的にやっていただきたいというふうに思うのですが、その辺情報を早くつかんでひとつやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長(谷澤久孝君) 町長。

〇町長(渡部英敏君) それでは、私から申し上げますが、まずすぐに町で緊急電話を設置をいたしました。その電話にかかってきました人については、すぐ保健所のほうに連絡することになっています。会津保健所でもっていろいろ指導していただいて、どうするかということで相談をしますと、今のところ会津医療センターのほうに行っているようでありまして、医療センターで検査をして、その結果が保健所のほうから町のほうに電話で入ってきまして、名前はもちろん伏せていますが、陰性でしたという結果の報告がありまして、毎日各町村から保健所を通して行っているということであります。したがいまして、私の町も会津保健所に大変お世話になっているということで、先般保健所のほうに行って御礼の挨拶に行ってきました。本当に熱心にコロナの体制づくりといいますか、対処の仕方といいますか、保健所が本当に熱心に会津を守っているというのがこの結果につながっているのではないかというふうに思っていまして、発熱外来まではいいだろうということでやっています。会津美里町にしても何人か陰性だったという報告があります。

以上であります。

○議長(谷澤久孝君) 佐治長一君。

○10番(佐治長一君) やはりその辺の町民の方が最初のときになかなかつながらない、検査できない、俺たちはどうするのだということが物すごく頭に残っていたものですから、これだけ最近の県の報道がどんどん、どんどん出てきます。そういう面で、特に今高齢化社会で少人数の高齢者夫婦というのが多くなっていますから、その辺のやつは十分に丁寧にやっぱり住民の皆さんにひとつ徹底して状況をお伝えしていただきたいというふうに思います。では、コロナはこれ以上、いろいろそこまで進んできていますので、住民にきちっとやっぱり伝えていただきたいということで、安心感を与えていただきたいというふうに思います。

病院の再編、統合についてですが、これはそういう面では、今の問題も含めて、会津ではまだ発熱 外来までやっていないということで、どこで受け入れるのか、あとはそういう軽症者の扱いとか、そ ういう面では全く話合いになっていないのでしょう。その辺の現状を教えてください。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) コロナに関しての病院のこと……

〔「病院再編」と言う人あり〕

○健康ふくし課長(原 克彦君) おっしゃっている意味がコロナのことかなと今思ったものですから、再編についてですか。

〔何事か言う人あり〕

○10番(佐治長一君) では、質問の仕方変えます。

病院再編ということで、なぜこれ、地域の人が厚生病院、結局はベッド持っているやつは、両沼では会津高田と坂下と、あとは宮下だと。北会津、西病院もあるけれども、あるいは会津若松の関係だからというので、実際に病院がなくなったら大変だと。今回のやつも含めて、これさっきのに絡んでしまうのだけれども、だから万が一のときどこに我々入院したらいいのだというようなことがあるので、だから病院は絶対なくしてもらっては困ると。そういうことで先ほど言った話合いはどうなっているのだろうという現状をお伺いしたのだけれども、その辺再度もう一回。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 町長答弁にもありますように、本町におきましては、厚生病院のほうと令和元年12月、そして今年2月の2回ということで、病床数をそのまま減らさずにということで、地域に貢献していただけるよう、今後も地元に必要な病院として存続していただけるようお願いをしているところでございます。なお、坂下の厚生病院、あるいは今ほどおっしゃった宮下病院、そちらのほうに対しても、それぞれ地元の町村が同じように要請をしていると聞いているところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 佐治長一君。
- ○10番(佐治長一君) 病院の問題についてもそういうことで、これ以上ここで議論しても進む話でありませんので、一応これで私の質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(谷澤久孝君) これで佐治長一君の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 (午前11時37分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(谷澤久孝君) 再開いたします。

次に、通告第7号、4番、渋井清隆君。

[4番(渋井清降君)登壇]

○4番(渋井清隆君) それでは、通告に従い、質問させていただきます。

設計・施工図と異なった工事の完了検査等についてであります。定例会3月議会でもおただししま

したが、庁舎及び複合文化施設建設工事については、既にご承知のとおり、契約工期は平成29年3月17日から平成31年2月14日まで、完成年月日は平成31年2月8日であります。工事検査は、請負人、工事監理者立会いの下、監督員、検査員とともに、平成31年2月12日から平成31年2月13日の2日間にわたり実施され、完了と認められました。しかし、設計・施工図と完成とが異なっている工事内容の完了検査であります。

そこで、次の事項についてお伺いいたします。1点目、庁舎北側のレンガ工事の箇所が公文書開示可否決定通知書(令和元年11月21日・1会美総第842号)の記載内容には、タイル工事(タイル面洗浄「水洗い及び酸洗い状況」)となっている。しかし、令和2年4月3日・2会美総第473号の文書(竣工図面の差し替えに伴う公文書の開示について)には、請負業者より一部記載誤りによる差し替え依頼があったので、竣工図面の差し替えをお願いしますと記載されている。その一部に該当する箇所は外壁工事で、変更の内容はレンガ工事(タイル面洗浄酸洗い)と記載訂正されている。

そうすると、庁舎等の北側の外壁にレンガ工事として使用しているものは吸水性がないことから、全てタイルであると言えること。つまり吸水性のあるのがレンガ、ないのがタイルであると考えます。その根拠については、公文書開示可否決定通知書(令和元年10月8日・1会美総第720号)には次のように記載されております。資材搬入確認写真(「特殊レンガタイル」)となっております。

そこで、レンガタイルについて少し申し上げておきます。素材はレンガと同じ材質でできているタイルをレンガタイルというと思います。つまりタイルという名前が入れば、レンガではなく、タイルであると考えます。すなわち、レンガタイルとはレンガ調に造られたタイルであります。したがって、そもそもレンガ積み工事ではなく、タイル張り工事であると理解いたします。見解をお伺いします。また、変更になった理由と工事金額の比較についてをお伺いします。

2点目、庁舎南側、同じく北側の屋根の一部が設計・施工図によれば、「嵌合式立ちハゼ葺き」、つまり立てぶきと記載されています。しかしながら、工事竣工図(令和2年2月18日・2会美総第106号)並びに完成した屋根を見ると、横ぶき施工に仕上がっております。なぜ嵌合式立ちハゼ葺き、いわゆる立てぶきから横ぶき施工に仕上がっているのか、変更になった理由と工事金額の比較についてお伺いします。

3点目、設計・施工図と異なった工事の完了検査に至った経緯、そして解釈と判断について見解を 伺います。

4点目、上記1から2について当初の工事請負契約の内容に変更が生じていることから、工事請負変更契約が必要と考えます。したがって、議会の議決が必要である。見解をお伺いします。

5点目、また、上記工事の内容から判断すると法令違反には当たらないのか見解をお伺いします。 最後に、上記1、レンガ工事の変更、同じく2、屋根工事の変更について、令和2年4月6日、公 文書開示請求をしました。公文書開示可否決定通知書、文書訂正前の通知書がありますが、これは令 和2年4月20日・2会美総第512号であります。この2年5月14日、2会美総第672号については変更 された通知の番号でございます。

そして、開示することができない理由の欄には「文書不存在」と記載されております。工事変更箇所があるにもかかわらず、何ゆえに文書不存在のため開示できませんと通知したのか、見解を伺います。 以上6点について質問いたしますので、簡潔明瞭に答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) 6番の渋井議員の一般質問にお答えしたいと思います。

設計・施工図と異なった工事の完了検査等についてでありますけれども、1点目、レンガ工事につきましては、元請業者より提出のあった「令和2年3月18日付け竣工図書の差し替え依頼について」の文書の表記に誤りがあったことが判明しましたので、再提出を元請業者に指示したところであります。

また、庁舎北側の壁面は、当初設計がレンガ積み工事としており、変更はありません。

2点目の庁舎屋根につきましては、庁舎南側や北側の屋根の立ち上がり壁の箇所が、竣工図上では 嵌合式立ちハゼぶきとなっております。町としましては、嵌合式立ちハゼぶきという屋根施工方法に ついて理解が不十分でありました。そのために、設計及び工事施工者に確認をしたところ、排気口の 位置が意匠上きれいに収まらないため、横断ぶきに変更したことが判明をいたしましたので、竣工図 の再提出を指示したところであります。工事金額につきましては、壁の嵌合式立ちハゼぶきと壁の定 尺段ぶきが同設計価格でありまして、変更に伴う工事の金額の増減はありません。

3点目の工事の完了検査につきましては、工事監理者も立ち会い、工事関係書類や現場確認を行ったところでありますが、十分な検査確認できなかったことは誠に深く反省をしているところであります。

4点目の工事請負変更契約につきましては、工事請負契約の設計内容に変更はあるものの、工事請 負金額に変更が生じないため、議会の議決を要しないものと判断をしております。

5点目の法令上違反に当たらないのかにつきましては、行政実例により、議決を得た事項について変更がない限り、再度議決を要しないとされており、法令違反には当たらないと判断をしております。

6点目、文書不存在につきましては、屋根工事の施工方法変更についての書類が不存在であったため、開示できませんということで申し上げたものであります。

以上であります。

- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) それでは、再質問に入らせていただきます。まず、順序に従い、質問させていただきます。

その前に1つ確認をしておきたいことがあります。実施設計の請負者並びに工事施工管理の委託業

者は誰でしょうか、お伺いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 清水公夫研究所でございます。

〔何事か言う人あり〕

- ○総務課長(國分利則君) 安藤・間・東北入谷まちづくり建設・丸庄工務所特定建設工事共同企業体でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) そうしますと、今の施工管理者と設計者が清水公夫研究所ということですね。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) そのとおりでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) そうしますと、実施設計に基づき、町は入札をするということでしょうか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) そのとおりでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) そうしますと、入札したらば受け取った業者が実施設計図に基づいて工事を するということですよね。確認します。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) そのとおりでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) では、本題に入らせていただきます。

レンガ積み工事の変更ありませんと、こう言っております。しかしながら、私が開示請求をしたものによれば、出荷証明書、あと製品検査証明書、あとは現場に入った製品のロット番号ですか、これが、流れとしては製造所から商社に渡って現場に入るということですよね。いかがでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) そうと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) その経過に基づいて出荷証明書と検査証明書の開示請求をしたところであります。ところが、製造元の検査票は、製品管理のロット番号が20180528となっております。それで、商社から入って現場に入ったものがロット番号180622、製品番号の管理番号が違う。どういうことです。これでもってレンガが違っているのではないですか。いかがでしょうか。あくまでもこれは町役場から出た決定文書ですよ。どちらかが違っているのですか。一貫性がないのです。いかがですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) 今出荷証明の話が出ましたが、まず町長答弁にございますように、今回情報開示によって開示しました写真でございますけれども、まず原則、今庁舎の南側については、ほぼタイルでございます。反対の北側につきましては、一部壁面とかございますが、レンガというようなことでなっております。ご質問にありましたレンガエ事、タイルというようなことでございますが、基本的に竣工の写真が本来であればタイルというところをレンガということで写真があったと、竣工の写真がそこに記載誤りがあったという内容でございますので、その出荷証明に関しては問題ないと考えております。

- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 私それ言っているのではないのです。この写真は持っています。先ほども述べたように、特殊レンガタイルと、これちゃんと箱があるのです。このロット番号と工場の生産の製品番号が違っていますので、物が違うのではないのですかと聞いているのです。製品管理番号が全然違っているのです。一貫性がないと言っている。はっきり言ってください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 今お手持ちの写真の件でございますが、そこに特殊レンガタイルと記載されていると思います。実際その中身につきましては、特殊レンガタイルという表記で箱に表記があるので、ちょっと誤解を招きやすいものと考えておりますが、実際入っておりますのは、そこの中にそういった表記の箱を使ったということでございますので、その中身が特殊レンガタイルというものではないということでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) そういうことで、ここいいですか。ここにロット番号確認と書いてあるのです。中間検査したときの場所の番号もあるのです。これがあるでしょう。商品番号と合わないものがこの証明の中に出てくるのですか。商品と合わないのです、中身と物が。ここに書いてあるやつは特殊レンガタイルのロット番号31云々と書いてあって180622と。これと中間検査に行って見たやつは20180528となっているのですよ、さっきも言ったように。それで、もう一つはこれはレンガ決定色、決定させているんでしょう。合うんじゃないですか。そんないいかげんな答弁は駄目です。はっきり言ってください。なぜ合わないの、これ。そんないいかげんな答弁でしょう。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 繰り返しになりますが、あくまでもその箱の表記については特殊レンガタイルという表記でございます。ただ、中身についてはレンガもタイルも入れるような箱でございますので、ですからその表記がなかなか分かりにくかったなと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) ならば、別な写真にはそういう表記がないものもあります。表記が中身と違うなんていう製品あるのですか。あくまでも商社から出てくるのです。商社に渡る前は製造元から出

るのでしょう。製品管理は何でやるのですか、在庫管理。こんなことでいいのですか。いいかげんな答弁ですよ、あなた。議会軽視も甚だしい。私たちは町民の代表なのですよ、昨日の話もあったように。町民の代表である、いわゆる町民に向かってこういうことを言っているということなのです。どうなのですか、あなた、総務課長として。ちゃんと言ってください、この中身の違いは。箱と中身が、例えばミカンだって同じミカンあります。デコポンとか、中身違っていいのですか、箱の表示と。売っているものと中身違ったら詐欺でしょう。どうなのですか。そこちゃんとはっきり言ってください。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 再三の繰り返しになると思いますが、確かに箱の表記は何度も繰り返しますが、特殊レンガタイルというようなことで、確かに誤解を招くような表記が記載されているということで写真上からも確認できております。しかし、中身についてはきちんとその中身が入ってございますので、たまたまその表記がレンガタイルと紛らわしい表記だったと認識しております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) それを本当に言うのであれば、ここの製造元に確認したのですか。レンガ製造したところのロット番号と入ってきた現場配置図確認しましたか。確認した上でしゃべっているのですね、あなた。はっきり言ってください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 私は全て確認しているわけではございません。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 確認していないでしゃべっているというのはちょっとおかしいのではないの。 ここまでやっているのだったらば確認するべきですよ、それだけの根拠を言うなら。その根拠をきちんと言わないで、そんなこうだああだ、箱は別だけれども、中身はそうでない、こういう話で通るのですか、世の中。ここどこですか、議会ですよ。ちょっとおかしいのではないか。もう一回ちゃんと確認してくれ。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 確認の方法でございますが、確かに今全てのロット番号とそれ確認した わけではございません。そこは申し訳ございません。ただ、他の竣工写真の中で、そういった箱にそ ういったレンガが入っているという別の写真で確認をしておりますので、そう思っているとお答えし たところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) これにばかり関わってはいられませんので、次に移りますが、屋根、先ほども流れとしては同じだと思うのですが、立ちハゼ、これは確認して分かりましたよね。立てぶきなのです。片方横ぶき。先ほど聞いたように、入札した図面でもってやりましたと。だけれども、私のところに来ているやつは、見てみますと設計書と施工図が立てです、立面図は。しかしながら、1次下

請の施工図面、これは指示では立て、図面が横になっているのです。どう違うのですか。どの図面を 使ってやったのですか。答弁を願います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 嵌合式立てぶきというようなことで当初設計を組ませて入札をさせていただきました。その後施工の際に結果的には横に変更されたという内容でございますが、その変更の経緯につきましては、先ほど町長答弁申し上げたとおり、施工上、空気穴を設けるというような設計になっておりまして、実際その施工の中で、やはり嵌合式立てぶきが空気穴を設置する際になかなか難しい構造だということで、横ぶきにしたということで報告を受けております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 詳細の説明なりなんなり変更設計はありませんと皆言っていますよね。実際にはこれあるのでしょう。その場しのぎで言っています、あなたたちは。あるのですよね。それから、定尺なのです、書いてあるの。決まっています。定尺だから、延びないのだ、ジョイントがあるから。設計価格は同額で増減はありません、こう言っています。増減ありますよ、これ、見ましたか。見ていないのですか、設計書。述べますか。壁が嵌合式立ちハゼ、フッ素ガリバリウム0.45、平米当たり1万2,800円。定尺段ぶき、同じく0.45のやつ、これ1万1,200円、1,600円安いのではないですか。安いものを使って造っているのです。同じですか、これ。設計書ですよ、これ。単価書見ましたか。はっきりちゃんと言ってください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) ただいま議員ご指摘の設計書でございますが、確かに定尺段ぶき平米当たり1万1,200円と書いております。壁、嵌合式立ちハゼ、平米当たり1万2,800円という数字でございます。なので、差額が1,600円が違うという内容は確認しております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 単価違ったら違うでしょう。同じだと、どういうことですか。答弁書違うでしょう。

それと、また追加して言えば、この屋根、出荷証明書と言わば製造元、これも違うのです。製造所からは0.5のやつで出ているのです。鋼材検査証明書、日新製鋼建材、これが寸法0.5掛ける914で出ているのです。これは、製品の名前は月星という。ところが、加工に行ったのが0.45なの。0.05違っている。それで100なのです。これ合わなくてはならないのです。これは二スクフロンといって会社名が違います、商社が、メーカーが。メーカーは違っても同等以上のものであればいいのですが、下がっているのでしょう。設計書は0.45。めちゃくちゃではないですか。こういうもの、はちゃめちゃと言うのではないの。いかがですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それではまず、1点目の定尺段ぶきと壁、嵌合式立ちハゼぶきの単価が

違うという点でございます。1,600円平米当たり違っているという内容でございますが、まず壁、嵌合式立ちハゼぶきにつきましては、あくまでもいわゆる垂直の壁にやるハゼぶきということで、壁と、いわゆる垂直面に行うような工事でございます。あくまでも定尺段ぶきというのは屋根でございますので、なだらかといいますか、今度勾配がある施工でございます。先ほど嵌合式立ちハゼ、いわゆる縦ぶきから横ぶきになったのであれば単価が1,600円違うだろうという議員のおただしだと思うのですけれども、いわゆる定尺段ぶきというのは屋根の構造ということでございまして、壁の定尺段ぶきについては単価は同じであるということで、設計のほうから確認をしたところでございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- 〇4番(渋井清隆君) それはちょっとおかしいではないですか。ここには下屋の部分、嵌合式立ちハゼぶき 1 万2,000円という、この単価もあるのです。これは、町の入り口の下屋の部分と正面のあれの部分なのです。これは下屋なのです。ここは壁とちゃんと明確にうたっているのです。ここだって 1 万2,000円、1 万2,800円、800円違うのです。全然言っていることが違うのだ、あなたは、説明が。そんなもので煙に巻こうと思ったって大間違いですよ、あなたは。言葉だけでやりますなんていうことでは駄目ですよ、町民に向かって。きちんとやってください。こういうことだから、検査も全部駄目なのでしょう。全然なっていないではないですか、これ。いかがですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 確かに完了検査のときに施工管理者、町、さらには、施工者立会いの下に、検査を2日間かけて行ったところでございます。そこの中で、当然竣工図を基に町も含めて検査をしたということでございますが、いろいろ今の議員ご指摘のあった屋根の立てぶきから横ぶき、さらにはその他いろいろ、そういった竣工図と違ったような箇所がありましたので、そこは検査体制が不十分であったと、そこは深くおわびを申し上げたいと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) ですから、検査体制が不備だったというよりも、こういう変更があれば変更 契約を結ぶのが必定でしょう。それと、約定の中には、口頭で言ったとしても、見てください、文書 で残すことになっているでしょう、約定にも。これだけの変更があって、議会の議決が必要だと言っているのにもかかわらず、ありませんでした、相殺します。相殺なんて、建設業のあれではないでしょう。何でも相殺でいいのですか。建設の関係については変更はあくまでも変更でしょう。契約変更でしょう、内容の変更であっても。そもそも35億もするようなものですから、どんなことやったって変更は必要なのです。物が全然違うのですから、やり方が。資材からして違うのです。グレードの低いものを使っているのです。この前あなたたちが前回の議会でも、総務課長、あなたでなかったか、言ったのは。それと同じですか、では。熱変換によって延びた。0.45になったと、0.5から。これも熱変換で延びるのですか、出荷するとき原版が。どうなのですか。鋼材が延びるのですか、0.5から0.45に薄くなるのですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 鋼材の延びということでございますが、大変申し訳ございません。私専門的な知識を持ち合わせてございませんので、ちょっとお答えしにくいので、申し訳ございません。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 先ほど申し上げたでしょう。製造元のやつは0.5で出ているのです。設計書も0.45。0.5の914という幅なのです。ところが、出荷証明書には0.45の1,000、要するに1メーター。だから、0.05延びた分、薄くなって、幅も延びたのでしょう、これ。しかしながら、絶対こんなことあり得ない。先ほども言いましたが、入っている資材のメーカーが違うのです、皆。メーカーが月星とニスクフロンですから。月星とニスクフロンは全然物が違うのです。そうすると、これは早く言えば日新製鉄なのですよ、月星というのは。片方は日鉄鋼板ニスクフロン、だからメーカーが全然、会社名も違う。どっちが本当なのですか、検査のあれと。あなたたちが私に開示した調書が皆違う。どちらが本当なのです。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) どちらが本当なのかということで今2社のお名前を出していただきましたが、すみませんが、ちょっと今手元にその同じ資料がございませんが、ここで考えられますのは、 そういった違うメーカーから納品されたのかなと考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 流れをさっき言ったように、製造元から現場に入って、そこで加工所入って加工したものが入ってくるのでしょう。そもそも原版が月星の日新製鉄から入って、加工所が出たのが日鉄鋼板のニスクフロンで出ているのです、ブランド名の名前が。全然会社が違うのだ。だから、証明書はどちらが本当ですかと聞いているのです。言っていることが分からないですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 正しいお答えかどうかはちょっとあれですけれども、我々としては施工業者のほうからそういった証明書を頂いておりますので、今議員おっしゃった原版と加工というようなことでございますので、そういったところから納品されたと。それで、出荷なり製造に基づく証明書が我々のほうに届いたと、町のほうに届いたものを開示したということで理解しております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清降君。
- ○4番(渋井清隆君) それは理解するのはいいでしょう。私言っているのは、そもそもの物が違うのではないですかと。違うものの証明が出ているから、どちらが正解か、どちらも申請文書で開示したのだから、これがあれなのでしょう。しかしながら、物が違う、会社名が。途中で変わるのですか。早く言えばさっきも言った、ミカンで来たが、別なミカンだった、夏ミカンだったとか、そうなるのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

- ○総務課長(國分利則君) 先ほど名前の件でございますが、まず先ほどの厚さの件でございます。 設計書の中では0.45、先ほど議員今お手持ちの資料には0.5というふうなことでございます。設計書 の中で0.5の厚さ、Tなので、厚さだと思っておりますが、厚さが0.45、設計では。証明書の中には 厚さは0.5という内容だと思っております。なので、先ほど繰り返しますが、結局証明書においても、 そういった製造元から町のほうに頂いたものでございますので、最終的にはどちらも本物なのかと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) だから、0.5の厚さが0.45使う。0.5で0.5ならいいでしょう。0.45で0.45ならいいでしょう。何で違うのと。そればかりでなくメーカーも違う。そうしますと、このメーカーには0.45というメーカーが使っていないものと、0.5、このメーカー以上、恐らくそうなっていると思うのです、造っているのは。だから、0.5でやったらば0.5で来るのでしょうと、出荷証明書。それを0.45の設計であったものでやるのでしょう。合わないでしょうと言っているの、そもそもの原版が。同等以下になっているのと同じでしょう。同等以上の、これが逆だったらいいでしょう。メーカーは違っても何でも。同等以下だったら駄目でしょう。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 私の認識が間違っていればご指摘いただきたいところですが、設計では 0.45で、実際の今お手元にある証明書の中には0.5ということですので、私の思う限りでは0.5の厚さ から0.5のものが入ったということなので、ご指摘の0.05ですか、それが薄くなったのではなくて、逆に厚いという認識でいるのですけれども。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 0.5と0.45なら薄いでしょう、0.05。反対でしょう。ミリ数があるのは厚いのでしょう。反対のこと言っているのだな。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 設計上では0.45、厚さ、Tが0.45でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) ですから、0.5だったら0.5でいいでしょう。さっきも言ったように、0.45だったから、0.45の会社で造っているやつが入ってくるでしょうと。なぜ0.5で切っているのですかと、合わないでしょうと。だから、会社名も違うのでしょうと。だから、この証明書は合わないでしょうと、使っているものと。会社名が2つあるのだもの。ブランド名が違うのです。だから、何に使っているのですかということになるのですよ、皆。俺は、そこはあまり重視しなくていいと思うけれども、厚さが全然違っているということではおかしいでしょう。あなたたちは、暑いから、延びたから、0.45になったというのか、薄くなったの、これも。ここの屋根と同じで、熱膨張だから、波打っているのだとあのとき言っているのです。熱膨張で波打つというのは、冬積もったら固まってしまうのではない

- の、屋根。私もいろんな人に聞いてみましたが、専門家に。そんなことありませんと、数ミリもない くらいだ。ましてや定尺。定尺とあなた言いますが、どういうものか分かる。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) すみませんが、専門的なことですので、詳細には存じておりません。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) それで定尺だとか、何だのかんだのとよく言うのだな、あなた、上手だな。 ここでいう定尺、これは4メーター20の幅42センチなのです。そこにジョイントをもってやっている のです。要するに……ジョイントがある。だから、斜めにぶつの。これでもって動き幅、働き幅を、 ですから、ゆがむことないのです。駄目ですよ、そんな、調子のいいことばかり言っているの。口で うまいこと言ったって中身がきちんとしていなければ駄目でしょう。あなたたちが信用できないです ね、私は。やっぱり町民に対してこういうことを言うということは駄目ですよ。
- ○議長(谷澤久孝君) 休憩します。

休 憩 (午後 1時44分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。渋井清隆君。

ます。

○4番(渋井清隆君) これもいつまでやってもらち明かないです。本当にここに行って答弁するのであれば、きちんと自分たちが私に出した書類はみんなそちらが持っているのです。それに基づいて私のほうが事細かく書いてあるのですよ、手間暇かけて。こんなことやっているのでは何々についてでいいのです。私、いつ幾日の開示分、これ見てください。そこにはこう書いてあります。だから、どうなのですかと俺聞いているのです、順序立てて。あなたが全然それをやっていないでしょう。ただ、見ていました、あれしましたとか、いや、そこまでは分からなかったとか、それはちょっとおかしい。課長答弁とは思われません。ましてやこれ議会ですよ。あなたの答弁は議会軽視も甚だしい。しゃべればいい、何ぼではないのです。きちんとしゃべっていただきたいのです。それだけ申し上げ

それと、最後、時間的にもありませんので、こういうことですから、議会でもって提言書を提出しております。したがって、その提言書に基づいて、清水公夫研究所の息のかからない、いわゆる関係のない第三者によって点検やっていただきたい。こういうことでは全然何にも分からないでしょう。単なる言いなりです、業者の。35億から出るものが、後世に瑕疵担保がなくなったときにみんな直さなくてはならない。どうするのですか。血税でできているのです。これ自分のうちのものだったらば要らないと、引き取らない。あなたの自分のうちだったら要らないと言うと思うよ、こんな屋根のぶよぶよ曲がったとか、全部屋根見てくださいよ、皆全部曲がっていますよ、屋根ばかりではなく。い

ろいろ言ってもしようがないので、これをもって終わらせていただきます。終わります。

○議長(谷澤久孝君) これで渋井清隆君の質問は終わりました。 ここで2時まで休憩いたします。

休憩 (午後 1時48分)

再 開 (午後 2時10分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

先ほどの渋井議員の質問に対して、総務課長のほうから答弁を求めます。 総務課長。

○総務課長(國分利則君) それでは、先ほど渋井議員の最後のご質問についてお答えしたいと思います。

提案のあった第三者による確認ということでございますが、町といたしましては、県の確認検査ということも実施しておりますので、その第三者による検査については考えておりません。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 県の確認というのは7条検査でもって、構造的なことで、意匠的なことはやっていません。はっきり言ってください。やるのは町ですよ。何で県が出てくるの。おかしいではないの。ちゃんとはっきり言ってください。
- ○議長(谷澤久孝君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 確かに建築基準法上の検査は県のほうでも受けているということでお答えしたところでございます。ただ、第三者による改めての検査については考えていないということでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 意匠的のことは町でやるのでしょう。意匠的なところがおかしいから、提言 書が出ているのでしょう。外観。全然意味が違うでしょうが、解釈が。

〔「納得いかないな」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 一応答弁だけはもらったので、今後については後で全員協議会でやりたいと 思います。

それでは、続いて、次に通告第8号、1番、野中寿勝君。

〔1番(野中寿勝君)登壇〕

○1番(野中寿勝君) それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、1問目、発熱外来体制の構築について。今後の新型コロナウイルス感染症第2波、第3波と 季節性インフルエンザの発生が同時に起こり得ることが懸念されます。この2つは、発熱等の症状が 類似しているため、どちらにしても医療機関の診断が必要であり、発熱等の症状に対しては、早期の 診断と対処が必要であると考えます。そこで、発熱外来の設置を含め、早期の診断が可能となる体制 の構築が早急に必要と考えるが、見解を伺います。

2問目、インフルエンザ予防接種の負担軽減について。秋から冬にかけて流行する季節性インフルエンザは、発熱等の症状が新型コロナと類似しているため、町民の方々にあっては、症状が続く場合、今まで以上に大きな不安を抱くのではないかと考えます。そのため、インフルエンザに対する不安の軽減と重症化防止に加え、町民の方々の経済的負担の軽減を図るため、近隣自治体の状況も踏まえ、現在の高齢者予防接種に係る自己負担を1,900円から1,000円以下に減額し、あわせて妊婦及び高校生以下の自己負担額についても、実費負担ではなく、1,000円以下とする新たな助成制度を創設すべきと考えるが、見解を伺います。

また、今年度においては、特に予防接種を希望される町民の方々に対しては、無料で受けられるよう、時限的な対応すべきと考えるが、あわせて見解を伺います。

3問目、自然災害における避難対策について。令和元年議会定例会12月会議において、昨年の台風19号の町対応の課題に対し、検討作業を行うとともに、各種マニュアルの見直しを行い、町民の方々との情報共有を早期に実施する必要があるとの答弁であった。現在既に出水期を迎えており、見直し後の自然災害における避難対策について、町民の方々と共有し、災害に備える必要があると考えます。

そこで、次のことについて伺います。 1 点目、昨年の台風19号の町対応に対する検証と課題について見直しを行った点は何か。また、その見直し結果について、町民の方々への周知と情報共有を図ったのか。

2点目、避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて、避難行動要支援者及び避難支援関係者への 情報伝達について、具体的な方策が明記されたのか。

3点目、福祉避難所の開設も運営に関して、一般避難所からの移送判断も含め、手順の明確化が図られたのか。

以上よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、渡部英敏君。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) 1番、野中議員の一般質問にお答えします。

初めに、発熱外来体制の構築についてでありますけれども、発熱外来の設置につきましては、さきの佐治議員にお答えしたとおり、地域の医療機関の診療状況、発熱患者の受入れが困難になっている状況などを踏まえ、医療崩壊が生じないように検討しなければなりません。そこで、現在発熱で町内の医療機関を受診する患者数が少ないこと、また会津地域における新型コロナウイルス感染症患者がいないということを勘案すると、発熱外来を設置する状況にないものと考えます。

なお、町内の医療機関では、発熱患者への対応は別室での問診、診療、患者自身の車の中での待機

や別の入り口からの出入りといった、他の患者には十分配慮した方法を取っております。町としまして、引き続き感染症防止対策を住民の方々に周知するとともに、関係機関と連携し、医療崩壊が起こらない体制を維持してまいります。

次のインフルエンザ予防接種の負担軽減についてでありますが、現在町では65歳以上の希望者の方及び60歳から64歳までの心臓や腎臓、呼吸器の機能に重度の障害のある方に対してのみ、1,900円の自己負担でインフルエンザの予防注射を実施しております。今後インフルエンザの流行が予想される時期と新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が重なることになれば、町民の抱く不安は非常に大きなものであると認識しております。こうした点を踏まえ、議員ご提案の予防接種自己負担額の軽減、近隣自治体の状況を把握するとともに、本町の財政状況を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次の自然災害における避難対策についてでありますが、1点目の台風19号対応で見直しを行った点は何かという部分につきましては、各課から反省事項や意見、避難所や自治区長へのアンケート調査によって、町民への確実な情報の伝達方法、それから避難所の早期開設の判断基準、それから災害対応職員の参集基準の見直しなどの課題が挙げられました。これらの課題に対し、各マニュアルの見直し、作成を行って、手順の明確化を図ったところであります。内容につきましては、町のホームページで閲覧が可能となっております。また、見直し結果や町民向けの情報につきましては、広報7月号に掲載する予定であります。

2点目の避難行動要支援者及び避難支援関係者への情報伝達につきましては、対象地区に避難勧告 等が発令された場合、自治区長、民生児童委員に地区内の避難行動要支援者に避難の呼びかけを依頼 する手順を明記したところであります。

3点目の福祉避難所の開設運営につきましては、今回見直しを行いました。各マニュアルにより、 福祉避難所へ移送すべき要配慮者の判断など、手順の整備を行ったところであります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症対策のように、新たに発生する課題などにも対応できるよう、各マニュアルの見直しを随時行ってまいりたいと思います。

以上であります。

- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) それでは、再質問させていただきます。

まず、1問目から行きたいと思います。1問目で、関係機関と連携して、医療崩壊が起こらない体制を維持してまいりますということで、当然そのようなスタンスで今後取り組んでいただきたい。現状としては理解をしたところですけれども、やはり私通告書に書いてありますように、町民の方々が、この秋以降、新型コロナの第2波、第3波と併せてインフルエンザが流行したときに、子供さんも含めてですけれども、熱が出たときにどう行動していいかというのを不安に思うというところをきちっとやはり町民の方々にアナウンスをして、判断に苦慮しない、悩まないように、きちっとルートとい

うのですか、こういう体制で町はしていますから、ここに相談くださいと。各医療機関において相談した場合でも、こういうふうな流れになって、皆さんの不安を解消できる体制を進めて、想定といいますか、今後取っていきますということを知らせておくことが大事だということで、現状については発熱外来を設置する状況にはないということで、それは当然今現状としては理解するのですが、今後の部分でやはりそういう体制に向けて必要だと。

今日先ほど来のほかの議員さんの一般質問でもありましたけれども、やはり磐梯町、喜多方、会津 若松市等において設置している。今日の新聞なんかでも、県では各方部に発熱外来の体制を取っていきたいということで予算も計上して、今県のほうでも取り組んでいると。そういう状況を踏まえて、今後の町の方向性としては、発熱外来を特に設置できればいいのですけれども、そうではなくて私は、そういう体制をきちっと明らかにして、町民の方に安心してというか、不安にならないで対応、行動していただけるような体制が必要だというふうに考えておりますので、再度今後特にこの秋以降そういったものが想定される中での町の考え方、姿勢というのをお示しいただきたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 議員のご指摘ごもっともでございます。先ほど発熱外来について 答弁させていただいたところでございますけれども、今後第2波、第3波というのはもちろん想定で きるところでございます。会津保健所指導の下に両沼郡医師会と協議してまいりますけれども、あわせまして、町民の方がもし熱が出た場合とか、そういったことで、それぞれどういった行動、どういったチャートといいますか、まず何をして次にどういった形でということで診療を受けるのかというようなことを明確に広報ですとか、ホームページとか、関係機関と調整を図った上で、早めにお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) ぜひそこよろしくお願いしたいと思います。それであと、当然想定されていると思うのですが、そういう町民の方は、熱が出るのは日中だけではないので、夜中に熱が出てというか、日中はいろいろ仕事したり、動いたりして、それほど気にならないけれども、やはり夜になると熱が出るとかというと、相談体制もやはり夜でもそういったところで、特に子供さんなんか夜熱出すとかということで心配になられるということもあるので、この発熱に関しては今すごいデリケートな部分があるので、そういう体制の中には日中の大きな組織的な流れだけではなくて、時間的に24時間体制というと厳しいかもしれないのですが、そういったことも想定していろいろ検討をしていただきたいと思うのですが、その点も含めて再度お願いしたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 今県のほうで24時間体制で新型コロナウイルスということで臨んでおりますけれども、今後もこういった状況、どうなるのか注視していきたいと思いますけれども、町としてもその辺、夜中の発熱とかに対応できるような体制を、町独自ではなくて、そういった関係

機関との、先ほど申し上げましたように、調整を整えながら、町民の方が安心して過ごせるように努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。

○1番(野中寿勝君) 一定の時期、秋以降ですので、早めにその辺を具体化した流れを町民の方に お示しいただけるように進めていただきたいと思います。

それでは、2問目に移ります。インフルエンザ予防接種の負担軽減で、今ほど町長からも答弁いただいたように、今後検討していくということで、前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。それで、私もこの秋から冬に新型コロナの部分もありますし、インフルエンザの部分については前からちょっと意識していたところがありまして、状況として、私、県内の各自治体のホームページとか、広報紙とかを調べました。それで、60から64の話もありますけれども、65歳以上の定期接種の部分で本町1,900円ですけれども、1,900円よりも低い、全額助成するという自治体もあります。それで、59自治体中44の自治体、74.6%、約4分の3の自治体は本町よりも低い負担です。そういう状況にあるということを認識していただきたい。

それから、子供についてなのですけれども、ゼロ歳からというところも、1歳からというところもありますが、中学3年生まで助成しているのが27団体、高校3年生以下が16団体、合わせると、中学生以下を対象にしているのは43団体あるのです。そうすると、これも約73%の団体で既に中学3年生以下についても対象にしているという状況があります。令和元年度の部分です。あと妊婦さんについてはちょっと少ないのですけれども、県内で12の自治体、約2割、20%なのですが、助成しております。こういうことを踏まえながらも、今後検討していく中では、かなり前向きな、財政も大変かもしれませんけれども、やはりきちっとこの秋までに、少なくとも高齢者の定期接種11月頃から始まると思うのですが、その前には新たな制度、要綱改正して制度をつくって対応していただければと思います。

ついでなので、近隣、両沼的にはあまりなのですが、近いところで会津若松は高齢者1,500円、ただ妊婦、子供さんの助成はしておりません。喜多方市は、高齢者の方1,000円です。子供さんについては生後6か月から中学3年生まで、妊婦の方も対象にしています。あと、ざっくりですけれども、子供、妊婦ともにやっているのが、湯川村さんと只見町さんは子供、高校生以下と妊婦の方も対象にしている、そういう身近なところで取られていると。やはり町民の方の安心といいますか、不安を解消する、または地域の行政のサービスとして、これは大きいポイントにはなりませんけれども、やはり子供、子育て、移住、定住とか、町としてこれだけ町民の方に配慮していますよという。任意ですから、あくまでも希望する方でいいと思うのですけれども、そういう状況を踏まえて、かなり前向きにということで検討をお願いしたい。

あと一つ確認というか、ぜひこれを、今後というふうに答弁されているのですが、この秋までに検 討いただきたいというのが私の要求なのですが、それについて答弁いただければと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 私どものほうでも近隣町村等々調べさせていただきました。議員のおっしゃるとおり、65歳以上ではなくて、対象範囲が生後6か月であったり、あるいはそれぞれの自己負担額が無料のところもあるというような現状がございます。本町におきましては、平成29年度から高齢者の方に対して1,900円ということで、3年度間実施しておったわけですけれども、こういった状況を鑑みまして、当然でございますが、財政状況はございますけれども、こういった全体的なことを考えながら、すくにでも検討してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解ください。
- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) 十分検討する姿勢に対しては理解するのですが、今だからこそきちっと検討すべきなので、この秋までに検討をしていただけないかというのが私の趣旨なので、その部分お答えいただきたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 申し訳ございませんでした。この秋までには当然検討させていた だきます。
- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) ぜひ内容的にも、私の通告では、今年度については無料の部分ですけれども、 やはり財政も考慮しながらですが、よりいい形で制度をつくっていただければありがたいということ で、秋までによろしくお願いいたします。

それでは、3問目、自然災害における避難対策についてに移ります。答弁、一定程度いただいたわけですけれども、まず実際物を見ていないので、何とも言えないのですが、2点目の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しの中で、手順を明記したところですということで、その明記というのが、この答弁にあったように、地区内の避難行動要支援者に避難の呼びかけを依頼すると、区長さんとか民生委員さんにという文言だけでしょうか。それとも、もう少し、私が求めているイメージとしては、もう少し具体的なフローチャートではないのですが、そういう手順をイメージしていたので、この文言だけなのかどうか確認させていただきたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、ただいまのご質問でございますが、まずマニュアルの中には、町長答弁にあったように、そこに地区内の行動要支援者に避難の呼びかけを依頼するという文言は表記させていただいております。ただ、これだけでは当然少ないというのは承知しております。それでまず、その前に要支援者名簿の件について、今ご質問でしたので、そこを若干ご説明させていただきたいと思います。避難行動要支援者名簿を現在作成中でございます。今年の3月末に、そういった対象者の方に同意書の依頼の文書を送付しております。現在約56%、約6割弱の方から頂いております。

その頂いた中から、民生委員さんのご協力を得ながら、そういった一人一人の状態を確認しながら名 簿を作成していくということで、現在民生委員さんの方に協力をお願いしているところでございます。 まずはその名簿を作成して、その後の活用ということになるかと思っております。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) 事前にいろいろお伺いしながら聞いている部分もあるので、やはりその辺をきちっと、一番はマニュアル、文言つくるだけではなくて、今答弁されたように、自治区長さんと民生委員さんたち、それから要支援者の方々が、こういう勧告が出たときに、こういうふうな動きを行政はしてくれる、自分はあらかじめこういうふうに備えていなければならないというのを共有していることが大事なことなので、そういう取組を今の答弁の中で読み取れますので、さらに具体的に作業を進めていただきたいと思います。

それで、あと3点目の部分で、福祉避難所の開設、運営について見直しを行って、マニュアルによって福祉避難所へ移送すべき要配慮者の判断など手順の整備を行ったところでありますと答弁いただいたのですが、マニュアル、今回福祉避難所ということでなくて、町の避難所運営マニュアルというのが新しく改訂されたということでホームページに出ておりました。見させていただきました。その中では、細則の中に、障害の程度、体力……要するに避難所での生活が困難な方については、福祉避難所または社会福祉施設等適切な施設へ移動ができるよう、行政担当者を通じて災害対策本部に要請しますというふうなことが書いてあります。これは、避難所運営に当たっている行政担当も含めて運営委員会組織をつくってやっているわけですけれども、そこの避難所の中の、一般避難所というのですか、の中の行政担当者が対策本部に要請しますというところで終わっているのです。私は、要請した後どうなるのかというのをつくって初めてマニュアルだと思っているので、具体的に聞くのですが、要請を受けた災害対策本部はどういうふうな動きをするのか教えていただきたいと思うのですけれども。

- ○議長(谷澤久孝君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 避難所から本部のほうに要請があって、その後ということでございます。 今度本部はその移送の準備にかかるということでございます。移送の担当の部署ございますので、そ の担当部署のほうに本部から指示を出しまして、そちらから移送に入るという流れでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) その部署で移送の準備を指示する。準備の指示を受けた部門というか、ところは、あらかじめそういう本部から移送の準備始めなさいとなったときに、人的な、誰がそれの準備を整えたり、また物、要するに移送ですから、車ですよね、はどういうふうにするかとか、もっと先を言えば、避難所からその方を受け入れて車なり乗せて福祉避難所に行って引渡しというか、そういうことのチェックするとか、そういったことはマニュアル化されているのですか。

○議長(谷澤久孝君) 総務課長。

○総務課長(國分利則君) 車の手配とか、細かい手順の件でございますが、まずその前に、今回このマニュアルを見直した際に、避難所の設置のタイミングというのを整理いたしました。昨年度ですと、警報が出てから、避難直前になって設置したという反省点を踏まえまして、今回見直しましたのは、災害警報が出る前、ある程度出るだろうという段階で、まずは避難所、さらには福祉避難所をまず設置しましょうということにしております。そこの中でまず避難所を設置いたします。それからの車の配置とか、どうするのかというご質問だと思うのですが、基本的には避難所の対応する所管課、さらにはそういった措置をする、移送する担当課というのがございます。そこの中で班なりメンバーを選びまして、そこの中で移送なり、そういった福祉避難所への移動をするという考えでございます。例えばこのときにこの車を使う、そこまで細かいのはつくっておりませんが、やはりなるべく災害発生する前の段階でそういった福祉避難所なり、避難所を準備しますので、当然優先的にその車なり、そちらに配置されるということで考えております。

○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。

どの車までは、そこは必要ないですが、結局災害対策本部の中でいろんな行 ○1番(野中寿勝君) 動範囲が出てきます。そのときに一般避難所では救護とか、支援かな、班とか、そういった方々が判 断して本部のほうに要請をすることになると思うのですが、いざ要請を受けたときに、その状態、こ ういう場合は、支援者の方の状態にもよるわけですね、身体の状態とかにもよるわけです。ですから、 その状況にあったらこういう車、普通の乗用車でいいのか、ワゴン車が必要なのか、車椅子を乗せら れる車があったほうがいいのかとか、そういうのはある程度想定をしたものを用意して、各班なり本 部、職員の皆さんが共有をしていないと、いざといったときに行動できない。そのためのマニュアル、 大きい方向性として。ただ、それが私としてはまだ見直しが十分ではないのではないかなと思うので す。あと、受け入れる側にもあらかじめスタッフが必要ですので、福祉避難所に今度受ける側、送っ ていって移送した方がスタッフとしてそのまま福祉避難所に入るわけではないので、事前に福祉避難 所のほうにもスタッフが待機して、送られてくる人の情報を得ながら体制を整えて待っていなくては いけないわけです。ですから、そういう流れをそういう状況のとき慌てないように、基本的な動きを 判断する目安となるものをつくるということがマニュアルなので、それが必要ではないのでしょうか ということなのです。そういう意味では、私が今回ホームページで見た避難所運営マニュアルと、答 弁の福祉避難所の開設、運営についてのマニュアルというのはちょっと違うのではないかと思うので すけれども、私の認識違っていたら違うというふうに教えていただければなのですけれども。

○議長(谷澤久孝君) 総務課長。

○総務課長(國分利則君) 議員今おただしのとおり、福祉避難所の専用、それだけのマニュアルというのはございません。なお、参考にしているのは福島県が策定しております福祉避難所の運営のガイドラインということで今動くというようなことでございます。今ご質問にありました、そういった

移送の車なり、当然場合によっては普通の乗用車では行けない場合もありますので、やはり今町はそういった車椅子も乗れるような、積載も可能な、当然手で持ち上げるしかない状況でございますが、そういったものを優先的に配置するような、もう少し細かいマニュアルは今後整備する必要があると思います。マニュアルといいましても、やっぱり今回コロナウイルス対策というのがございますので、当然これは固定したものでございませんので、今そういった運営をして、さらには反省踏まえながら、またあとほかの市町村なりのマニュアルを参考にして、どんどんマニュアルを改訂して、よりよい、職員がすぐ動けるような、活用できるようなマニュアル整備に努めたいと考えております。

○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。

○1番(野中寿勝君) ぜひもう少し踏み込んだというか、結局避難所を開設、運営する際に、その後々まで手間取らないような流れをきちっと共有しておくということが大事なので、やはり福祉避難所運営、開設マニュアルはきちっとつくっておいたほうがいいと思います。今県のガイドラインのお話されましたけれども、ガイドラインを見ていらっしゃるのであればなおさら、平時のときの取組について最初に書いてありますよね。ですから、平時のときにそういった関係する機関との事前の連携というのを打合せをして、いざ福祉避難所に受け入れるとなったときの体制について、平時のときにきちっと協議しておきなさい、人的、物的な部分も確保について努めておきなさいというのはガイドラインの最初に、なってからでなくて平時のときが一番大事なのですよね。ですから、ぜひガイドラインを見ているのであれば、今回のマニュアルとは別にちゃんと福祉避難所の開設、それをやはり災害対策本部の所管課である総務課が中心となって、今回組織機構見直したのも、総務課に防災の部門を置くということが、職員の参集等いろんな体制の中で、総務課に置くべきだということで組織が決まったわけですから、やはり総務課できちっと役場全体の、あと町民の方にも情報共有するような形でマニュアルを整備していくと、今後取り組んでいただきたいと思います。再度その点お願いします。○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問でございますが、当然そのために総務課というような ことで今回組織機構改革の中で見直しがされたところです。そういったマニュアルだけではなくて、 マニュアル実際使ってみた、そういった想定の訓練とか、災害の訓練もございますので、そういった

実際に訓練などを通した意見をいただきながら、マニュアルをよりよいものにしていきたいと考えて おります。

○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。

○1番(野中寿勝君) マニュアルについてつくっていくというお話なので、あとは時期というか、早めにということなのですが、なかなか今の状況の中で今すぐ、ほかの見直しも含めて、それを職員なり町民の方と共有する部分の時間的な部分もあると思うのですけれども、やはり早急につくっていくというスタンスだけは持っていただきたいので、ちょっとしつこくて申し訳ないのですが、早急にというか、そういう時期を迎えておりますので、早急に、それを念頭に置いた、分厚いマニュアルで

なくてもいいので、やはり早急に取り組むということで再度答弁いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 先ほど町長答弁にもありましたように、一定程度の見直しは行いました。 これが最終形ではないというのも重々承知しております。今議員よりおただしありましたそういった 内容、さらには車両、さらにそういった細かい点を随時加えながら見直しを行いまして、実際職員が、 我々が動ける、実際動けるマニュアルでつくっていきたいと。厚さだけではなくて、より実効性のあ るマニュアルにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) では、ぜひ進めてくださいということで、私の質問、以上で終わります。
- ○議長(谷澤久孝君) これで野中寿勝君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長(谷澤久孝君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

散 会 (午後 2時49分)

定例会6月会議

(第 4 号)

令和2年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第4号

令和2年6月8日(月)午前10時00分開議

- 第1 報告第 5号 令和元年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書について
- 第2 報告第 6号 令和元年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第3 報告第 7号 会津若松地方土地開発公社経営状況報告について
- 第4 議案第35号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第2号)
- 第5 議案第40号 会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業工事請負契約に ついて
- 第6 議案第41号 字の区域の変更について
- 第7 総括質疑
- 第8 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長		君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙	_	君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須 加	卩美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知 世	せ志	君
6番	石	JII	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	渡	部	英	敏	君
副町	長	鈴	木	直	人	君
会計管理	者	舩	木	宗	徳	君
総 務 課	長	或	分	利	則	君
政策財政課	長	鈴	木	國	人	君
産業振興課	長	金	子	吉	弘	君
町民税務課	長	横	山		優	君
健康ふくし課	長	原		克	彦	君
建設水道課	長	鈴	木	明	利	君
教 育	長	新	田	銀	_	君
教育文化課	長	松	本	由 佳	里	君
選挙管理委員書 記長 (兼		國	分	利	則	君
農業委員事務局長(兼	会 (f)	金	子	吉	弘	君
代表監査委	員	鈴	木	英	昭	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 高木
 朋子君

 総務係長
 歌川和仁君

開議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) これから本日の会議を開きます。

○議案の訂正

○議長(谷澤久孝君) まず、町長より議案の訂正の申出がありましたので、説明を許可します。 町長。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) おはようございます。議案の訂正の件についてご説明申し上げます。

議案第32号です。会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。6月3日に提出をいたしました議案第32号は、別紙のとおり、訂正正誤表のとおりでありまして、訂正したいので、会津美里町議会の会議規則第20条第2項の規定によって許可を求めるものであります。

本案は、制定附則について、項立てから条立てに改めるに当たり、第4条において「前2条及び次条」とすべきところを「前2項及び次項」と記載する誤りがあったため、訂正をしたいというものであります。

また、もう一つ、改正附則において、「改正後の附則第8条から第10条」とすべきところ、「附則」の2字が抜けておりました。「改正後の第8条から第10条」と記載する誤りがあったため、2つほど訂正いたしますので、私から説明は以上であります。

どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長(谷澤久孝君) お諮りします。

ただいま議案第32号に関する訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

議案第32号に関する訂正の件を許可することに決定しました。

○議長(谷澤久孝君) それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○報告第5号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、報告第5号 令和元年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書に ついてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

[政策財政課長(鈴木國人君)登壇]

○政策財政課長(鈴木國人君) おはようございます。それでは、報告第5号 令和元年度会津美里 町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書1ページ及び2ページ、あわせまして提出案件資料1ページの上の段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和元年度当初予算において議決をいただきました令和元年度の会津美里町一般会計継続費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして報告するものでございます。

議案書2ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、継続費の総額、令和 元年度継続費予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度逓次繰越額、その逓次繰越額に係る 財源内訳となってございます。

9款教育費、2項小学校費、事業名、新鶴小学校大規模改修事業でございます。令和元年度継続費予算現額1億1,558万円に対しまして、支出済額が1億57万円となりました。その残額1,501万円につきまして、翌年度に逓次繰越しをしましたので、報告するものでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

鈴木繁明君。

- ○7番(鈴木繁明君) まず、繰越しについてはいいのですけれども、今現在の工事の状況と、いつ頃というのは聞いてもよろしいのですか。工事終了というのは、今聞いてもよろしいのですか。ちょっと伺います。許可、いいですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 許可します。
- ○7番(鈴木繁明君) では、それをお願いします。
- ○議長(谷澤久孝君) それでは、答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの新鶴小学校大規模改修工事についてでございますが、 ほぼ遅滞なく計画どおりに進んでおります。今現在何%という資料手持ちに持ってきておりませんの で、後ほどご報告したいと思います。年度内の工期に合わせて完了する予定となっております。 以上です。
- ○議長(谷澤久孝君) 鈴木繁明君。
- ○7番(鈴木繁明君) では、年度内のその工期というのは、いつ終了になっておりますか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 申し訳ありません。それにつきましても後ほど併せてご報告したいと思います。申し訳ありません。
- ○7番(鈴木繁明君) はい、了解しました。

○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号を終了します。

○報告第6号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第2、報告第6号 令和元年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長(鈴木國人君)登壇〕

〇政策財政課長(鈴木國人君) 報告第6号 令和元年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書 についてご説明いたします。

議案書3ページ、4ページ、あわせまして提出案件資料1ページの下の段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和元年会津美里町議会定例会12月会議、令和2年会津美里町議会定例会1月会議及び3月会議におきまして議決をいただきました令和元年度会津美里町一般会計補正予算の繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

議案書4ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、 繰越額に係る財源内訳となってございます。

2款総務費、1項総務管理費、賠償・訴訟事務につきましては、弁護士委託料について繰越しをしたものでございます。

庁舎管理業務につきましては、設計委託料でございます。

その下であります若者定住促進事業につきましては、若者定住新築住宅取得支援事業補助金でございます。

- 4款衛生費、1項保健衛生費、感染症対策事業につきましては、医薬材料費でございます。
- 5 款農林水産業費、1 項農業費、産地パワーアップ事業につきましては、産地パワーアップ事業補助金でございます。

農業振興地域整備事業につきましては、計画策定業務委託料でございます。

2 項林業費、ふくしま森林再生事業につきましては、ふくしま森林再生事業業務委託料でございます。

森林資源活用推進事業(林道開設)につきましては、林道嘱託登記委託料、林道開設工事などでご ざいます。 7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁長寿命化補修事業につきましては、橋梁補修工事でございます。 防雪柵整備事業につきましては、防雪柵整備工事でございます。

- 8款消防費、1項消防費、除染対策事業につきましては、仮置場のり面復旧工事でございます。
- 9 款教育費、1 項教育総務費、I C T教育環境整備事業につきましては、学校施設整備工事でございます。
 - 5項保健体育費、学校給食センター改築事業につきましては、設計委託料でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農地等災害復旧事業、その下の林道災害復旧事業、さらに2項に参りまして、公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業につきましては、いずれも災害復旧工事でございます。

合計でございますが、議決をいただきました金額のうち、5億850万2,370円を翌年度に繰越しした ところでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

横山知世志君。

- ○14番(横山知世志君) この計算書の一番上の賠償・訴訟事務の弁護士委託料、もう1年になろうとしているのですが、これらの進捗と今後の見通しについてお伺いしたい。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、見通しということでございますが、町といたしましても弁護士のほうにお願いしましてそういった交渉のほうをお願いしているところでございますが、現在いつまでというようなことまだめどは立ってございませんが、町としましても誠意を持って相手方と交渉いたしまして、早期に解決が図れるよう努力してまいりたいと考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 横山知世志君。
- ○14番(横山知世志君) こんなに延びている原因は何なの。解決方法何かないのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) その要因といたしまして、相手方となかなか説明等が食い違う点がございますので、再度説明に伺いながら、町、そして弁護士と一緒になって交渉に当たりたいと考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号を終了します。

○報告第7号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第3、報告第7号 会津若松地方土地開発公社経営状況報告についてを 議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長(國分利則君)登壇〕

○総務課長(國分利則君) それでは、報告第7号 会津若松地方土地開発公社経営状況報告についてご説明を申し上げます。

議案書5ページ、提出案件資料2ページ上段になります。あわせて、別冊の令和元年度会津若松地方土地開発公社決算書及び令和2年度会津若松地方土地開発公社予算書にてご説明させていただきます。

まず、議案書5ページでございますが、本件は会津若松地方土地開発公社理事長より報告がありましたので、令和元年度決算書、令和2年度予算書について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告するものでございます。

まず、別冊の令和元年度会津若松地方土地開発公社決算書からご説明いたします。1ページを御覧ください。事業報告の概要でございます。総括事項でございますが、会津若松事務所のみの事業となっており、新たな用地取得はなく、市道整備事業の用地を売却しております。その面積は1,269.16平米で、売却金額は333万6,579円となったところであります。

次に、収益的費用につきましては、収益合計が345万2,066円に対し、費用合計が1,361万5,521円となり、差引き1,016万3,455円の当期純損失を計上しておるところでございます。

次に、債務額につきましては、令和元年度末で1,607万5,279円となったところでございます。

続きまして、2ページから3ページにつきましては、理事会に関する事項及び役員の任免に関する 事項となっております。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。借入金の状況でございますが、前年度末残高3,267万6,000円で、同年度に同額を償還いたしましたので、令和元年度末の長期借入金額はゼロとなったところでございます。

続きまして、6ページ、7ページは、決算報告書収益的収入及び支出について記載しております。 次の8ページ、9ページは資本的収入及び支出でありますが、支出のみの記載であります。

次の10ページが貸借対照表、11ページが損益計算書、12ページがキャッシュ・フローの計算書となっております。

次に、14ページ、15ページを御覧いただきたいと思います。それぞれ事務所ごとの貸借対照表でご ざいます。

15ページの左から2列目に会津美里町事務所が記載されておりますが、事業を実施しておりません

ので、下から5行目の前期繰越準備金189万9,197円に当期純利益の預金利息16円を加えまして、資本合計が189万9,213円になったところでございます。

次の16ページから19ページは、各事務所ごとの損益計算書、キャッシュ・フローとなっております。 次に、20ページを御覧いただきたいと思います。これは財産の目録となってございますが、5の資本金は1,000万円となっておりますが、うち会津美里町の資本金は150万円でございます。

続きまして、もう一冊の令和2年度会津若松地方土地開発公社予算書をご説明いたします。まず、 内容の説明に入る前に、土地開発公社の今後の方針についてご説明申し上げたいと思います。会津若 松地方土地開発公社は、昭和48年の設立以来、設立団体10市町村における土地の先行取得及び工業団 地造成を実施してまいりました。しかし、土地の価格の上昇が見られない近年におきましては、先行 取得の必要性が低下いたしまして、平成27年度以降の実績はなく、また会津若松市の工業団地造成事 業も令和元年度で終了いたしました。このような状況の中で、これまで今後の在り方を検討いたしま して、公社の主たる業務である土地の先行取得の必要性の低下及び10市町村全てにおいて今後公社の 利用計画がないことから今後解散する方針となっておりますので、令和2年度予算におきましては新 たな事業計画はございません。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思います。令和2年度会津若松地方土地開発公社予算でございます。第2条の収益的収入及び支出につきましては、まず収入でございますが、預金の利息などで収入合計を4万4,000円と定めたところであります。

支出でありますが、人件費等で889万7,000円、その他特別損失といたしまして4億5,148万7,000円で、支出合計4億6,038万4,000円と定めたところでございます。

なお、特別損失は、先ほどご説明いたしました公社の解散に伴う各事務所の準備金を各構成市町村 へ寄附するものでございます。

次の2ページ、3ページは、予算の実施計画及び資金計画でございます。

次の4ページ5ページは、予定貸借対照表、損益計算書でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。11ページ、左から2列目に会津美里町事務所がございますが、1ページの特別損失でご説明いたしました準備金の寄附金として、当期純損失、予算額を190万とし、資本合計をゼロとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終了します。

○議案第35号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第4、議案第35号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第2号) を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長(鈴木國人君)登壇〕

○政策財政課長(鈴木國人君) 議案第35号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案第35号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。 予算書とあわせまして、提出案件資料6ページから15ページ、また提出案件参考資料の13ページと14ページを御覧いただきたいと存じます。

なお、今回は、1号補正予算と同様、新型コロナウイルス対策で新たな実施事業がございますので、 事業概要につきまして提出案件参考資料13ページ、14ページとして添付させていただいたところでご ざいます。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,740万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ134億1,982万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。2枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為でございます。いずれも令和2年度末で債務負担行為の設定期間が終わるものでございまして、今年度指定管理の手続を進めることから、手続に入る前に債務負担行為の再設定を行うものでございます。事項、期間、限度額の順に読み上げまして説明とさせていただきます。

会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」管理委託事業、令和3年度から令和4年度まで、1,320万円。会津美里町高田児童クラブ館管理委託事業、令和3年度から令和7年度まで、4,850万円。会津美里町高田児童館管理委託事業、令和3年度から令和7年度まで、6,160万円。会津美里町保健センター管理委託事業、令和3年度から令和4年度まで、800万円。高田インフォメーションセンター及び上町駐車場管理委託事業、令和3年度から令和7年度まで、3,201万円。本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場管理委託事業、令和3年度から令和7年度まで、4,389円。高田温泉あやめの湯管理委託事業、令和3年度から令和4年度まで、3,058万円。新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとびあ新鶴管理委託事業、令和3年度から令和4年度まで、1億2,430万円。会津美里町せせらぎ緑地公園管理委託事業、令和3年度から令和7年度まで、5,445万円を計上するものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。歳入歳出の補正予算の内容に つきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。なお、各課等の補正内容につきましては提出 案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金630万1,000円の補正増につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴いまして、低所得者に係る介護保険料の軽減措置が拡大されたことから、4節の低所得者保険料軽減負担金を増額するものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金734万8,000円の補正増につきましては、国外転出者のマイナンバーカードの利用継続を図るため、戸籍システム及び住民基本台帳システムの改修費につきまして、1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額するものでございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金315万円の補正増につきましては、先ほどご説明いたしました民生費国庫負担金と同様でございまして、介護保険法施行令の一部改正に伴い、6節の低所得者保険料軽減負担金を増額するものでございます。

2項県補助金4,822万5,000円の補正増につきましては、2目民生費県補助金、3節の子ども・子育て支援交付金につきまして、児童クラブ申込者の増加による運営事業費の増額に対しまして224万1,000円の増額。

4目農林水産業費県補助金、2節のふくしま森林再生事業補助金につきまして、令和3年度以降の補助事業の事業継続決定に伴う計画作成業務に係る事業費の増額によりまして、4,498万4,000円の増額。

7目消防費県補助金では、福島県で新設いたしました1節の避難所の新型コロナウイルス感染対策 強化事業補助金につきまして、100万円を新たに計上させていただくものでございます。

4ページをお開きください。17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,190万3,000円の補正増につきましては、今回の補正における一般財源不足額を調整するため、増額するものでございます。

なお、5月会議の1号補正でもご説明させていただきましたが、国からの新型コロナウイルス対策 経費に係る臨時交付金につきまして、交付額が確定されたときに改めて計上させていただく考えでご ざいますので、今回につきましても財政調整基金の繰入れで調整をさせていただくものでございます。

続きまして、歳出ついてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費246万円の増額につきましては、職員の育児休業により会計年度任用職員を1名雇用するため、2節の一般職給料から4節の社会保険料までそれぞれ記載のとおり増額をするものでございます。

9目電算管理費235万円の補正増につきましては、電柱の移設に伴いまして光ファイバーケーブル の移転が必要となるため、12節の電柱添架委託料について増額するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費734万8,000円の補正増につきましては、歳入でもご説明いたしました国外転出者のマイナンバーカード利用継続を図るため、12節のシステム改修委託料につきまして増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費1,260万1,000円の補正増につきましては、歳 入でもご説明いたしました介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者の保険料軽減負担分でござい まして、27節の介護保険特別会計繰出金を増額させていただくものでございます。

6ページをお開きください。2項児童福祉費、6目児童館費512万5,000円の補正増につきましては、 歳入でもご説明いたしました放課後児童クラブ申込者の増加に伴いまして、児童支援員を増員するため、12節の児童クラブ運営委託料について増額させていただくものでございます。

次に、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費4,498万4,000円の補正増につきましては、 歳入でもご説明いたしました補助事業の事業継続決定に伴いまして、12節のふくしま森林再生業務委 託料について増額するものでございます。

次に、8款消防費、1項消防費、3目災害対策費230万円の補正増につきましては、歳入でもご説明いたしました避難所の新型コロナウイルス感染防止対策として、避難所で使用するマスクや消毒薬等の備蓄品を整備するため、主に10節の消耗品費を増額するものでございます。

7ページを御覧ください。12款諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金4,965万1,000円の補正増につきましては新型コロナウイルス感染症対策の新たな実施事業でございまして、提出案件資料8ページ、それから提出案件参考資料13ページ、14ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、提出案件参考資料の13ページでご説明をさせていただきます。事業名、感染症対策生活応援 事業でございます。事業概要でありますが、新型コロナウイルス感染症による町民、企業等の支援を 目的に、水道使用料基本料金を減免するものでございます。

支援内容でありますが、水道使用者を対象に令和2年6月分から令和2年9月分までの水道使用料 基本料金の半額を減免するものでございます。

事業費といたしましては、使用料減免分といたしまして3,434万7,000円。そのほか、料金システム 改修経費として別途55万円を水道事業会計において補正計上したところでございます。

続きまして、提出案件参考資料の14ページを御覧いただきたいと存じます。同じく感染症対策生活 応援事業でございまして、水道使用料と同様、公共下水道使用料等につきましても公共下水道等の使 用者を対象に、令和2年6月から令和2年9月分の基本料金の半額を減免するものでございます。

事業費といたしましては、使用料減免分として1,475万4,000円下水道事業会計で補正計上したところでございます。

なお、料金システムの改修経費につきましては、水道事業会計システム改修経費の中で併せて補正 計上してございます。

それでは、予算書7ページにお戻りいただきたいと存じます。18節の負担金補助及び交付金でございますが、参考資料の13、14ページでご説明いたしました支援事業の実施に伴いまして、公営企業会計の収入減少分とシステム改修経費につきまして、水道事業会計補助金3,489万7,000円、下水道事業会計補助金1,475万4,000円、合わせまして4,965万1,000円を増額するものでございます。

なお、次ページ以降につきましては人件費の内容でありますので、御覧いただきたいと存じます。 歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。 佐治長一君。

- ○10番(佐治長一君) 歳出のほう、6ページの款5、林業振興費の中での説明の中身のふくしま森 林再生事業業務委託料ということですが、事業内容と委託先はどういうふうなことになるのか、説明 願います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのふくしま森林再生事業補助金の内容でございます。この 事業につきましては、東日本大震災関連事業といたしまして、放射能関連対策として創出されたもの でございます。これにつきましては、令和2年までだった事業が令和7年まで延長されたということ に伴いまして、補助事業の内示を受けまして予算措置をするものでございます。

中身でございますが、一応今回の4,498万4,000円の事業費をもって令和3年度から令和5年度までの整備計画を予定してございます。対象区域につきましては本郷地域の穂馬地区を予定してございまして、対象面積は43ヘクタールを予定してございます。これから発注予定でございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 佐治長一君。
- ○10番(佐治長一君) 委託料ですから、委託先というのはどこなのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) これから発注予定でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 3点お願いしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、補正予算書6ページの民生費、児童館費です。児童クラブ運営委託料が512万5,000円ということで計上されております。資料を見ますと、申込者の増加に対応するためというふうに書いておりますけれども、各個別的にもうちょっと詳しく説明していただきたいのと、この増えた要因はどのように捉えればいいのか、お願いしたいと思います。

2点目ですけれども、消防費の消耗品費183万8,000円載っております。この調達している内容は、 備蓄計画にのっとってのものなのか。5月8日にこれ資料請求の中で頂いたものだと思うのですけれ ども、5月1日現在のストック状況、一覧もらっております。この内容も備蓄計画そのものがよく周 知されていないので、ほかに備蓄する必要がないのかどうなのかも含めてもう少し詳しく説明いただ きたいなというふうに思います。

3点目の諸支出金、公営企業会計補助金のいわゆる感染症対策生活応援事業の2件ですけれども、

私はこれを評価したいと思いますが、これによって水道会計全体に対する影響をどのように捉えておられるのか、今後の見通しも含めてもう少しご説明いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) それでは、順次答弁していただきたいと思います。 まず、1点目、教育文化課長、答弁。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) まず、6ページの児童館費の件でございますが、児童クラブ運営 委託料として512万5,000円の計上でございますが、内容といたしましては高田児童クラブと本郷児童 クラブが申込者が多かったものですから、その分の指導員の方を雇用するということでの委託料の増額でございます。内容といたしましては、高田児童クラブ、本郷児童クラブそれぞれ2名ずつ指導員の方を雇用する予定となっております。増えた要因といたしましては、申込みがあった方の家庭の状況を拝見させていただきますと、ご家庭の中に祖父母の方がいらっしゃったり、いろいろそれぞれご家庭で条件としては違うのですが、申込者が多くて、それぞれ家庭の状況を確認しましたところどうしてもやはり、例えば祖父母の方がいらっしゃってもどうしても児童クラブに預けたいというようなことのお話がありまして、申込者はほぼお預かりするような形で運営するようになりますと指導員が2名ずつ不足するということで今回予算計上したものでございます。それぞれやはり状況が違いますので、一概に増えた要因ということもなかなか難しいところではありますが、やはりそれぞれ親御さんが働いているということと併せて、ご家庭の中に先ほど言いましたとおり、保護者の方やお兄ちゃん、お姉ちゃんがいたとしても、兄弟がいたとしてもなかなか家庭では見れないというようなことがすごく多かったというところかと思っております。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 2点目、答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、災害対策費という中の備蓄品でございますが、今回補正いたしますのはあくまでもコロナ感染症対策に係る事業でございますので、新たに備蓄するものでございます。内容につきましては、先ほど概要を政策財政課長が申し上げたとおり、いわゆるアルコール消毒だったり、あとちなみにここの備品については検温器といいますか、体温を計るものの備品と。あと消耗品については、先ほど消毒薬とか、マスクとか、そういったものを準備する予定でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) それでは、3点目のご質問にお答えしたいと思います。

それで、今回の対策でございますけれども、それについて水道事業等に対する影響がないのかというご質問であったと思いますけれども、今回新型コロナウイルス感染症に対しまして、町民、企業等に生活支援をということで、水道料金の基本料金2分の1を補助すると、免除するというようなものでございます。それについて、ここで13ページ、14ページでお示ししました件数、そしてまた減免の金額になりますけれども、その分については一般会計のほうから御覧になりましたとおり補助される

ということでございまして、これのみの経営に対する影響ということはございません。 以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) では、答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 大変申し訳ありませんでした。それぞれの児童クラブの待機されている方の人数につきましてですが、高田児童クラブで34名の方、本郷児童クラブで22名の方にお待ちいただいているところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) まず、1点目の児童クラブの運営の在り方ですけれども、今前段の課長の説明は理解したいと思います。規則どおりにがちがちやっていた時代といいますか、ときもあったというふうに認識しておりますけれども、その状況判断を最終的に責任持って受け入れる、受け入れられないというふうに決める最終判断は誰なのか。本当に各家庭の実態からすると、先ほどの課長の説明が物すごく分かるのですよ、確かにそうもあらんでしょうと。ですから、預かってあげてほしいなという部分もありますけれども、いわゆる恣意的な判断で増えたり厳しくしたりというのがあってはならないと思います。そこはどのようにお考えなのか。待機者がこれだけいるとなるとね、やはりご父兄あるいはご家庭からすると、あのお子さんが預かっていただいていて何でうちのがというのは当然出てくる話だと思いますので、もう少しそこら辺の認識を伺いたいと思います。
- 2点目ですけれども、コロナ対策、それは分かっているつもりです。ただ、備蓄計画の中でしっかり私どもに、いわゆる議会側に備蓄計画がしっかり出されていないということがありますので、こういう備蓄計画があって、今マスクが不足ぎみなので、これお願いするというしっかりした資料が私はあってしかるべきだというふうに思いますので、そこの認識を伺いたいと思います。
- 3点目ですけれども、確かに一般会計から、一般財源のほうから補填されるという財源内容になっておりますので、それは分かっておるつもりですけれども、よその在り方からすると結構踏み込んだ応援事業になっているという意味合いで私は評価したいのですけれども、今後の財政計画に影響がないというのが今後も説明し切れるということの理解でいいのか、再度確認させていただきたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの児童クラブの利用の許可についてのご質問でございますが、まず申込みがありましたら、児童クラブの職員の方あるいは役場のこちらの担当者のほうと保護者さんのほう話をしまして、申請書の中で取りまとめた上で、このご家庭お家で見ていただけるのではないかというようなことをこの内部でお話をします。最終的に決裁としては、課長決裁ということで私のほうで決裁させていただいております。いろんな強い申出とか、いろいろある場合には教育長等にも相談しながら私のほうで進めさせていただいております。今回それぞれやはりいろいろ家庭の状況を聞いた上で全体数を取りまとめ、なおかつ申請書の中を確認して、家庭の状況等を確認しま

して、とても人数が多かったので、高学年の方についてはご家庭でなるべく見ていただくようなことで、お家に置いてはおけないと思われる低学年の子供さんを優先的に児童クラブの利用を許可したところでございますので、今お待ちいただいている方については高学年の方でございます。ただ、高学年の中でもやはりご家庭の状況を見ますと、親御さん1人、お子さんだけというところがありましたり、あと子供さんについても支援が必要な子供さんということもありますので、やはりそれぞれ家庭や子供さん本人の状況等を勘案しまして、こちらのほうで利用について許可をしているところでございます。そのようなことで全体的に、総合的に判断しまして許可しているところでございます。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、備蓄品のことでございますが、まず計画につきましては当然 コロナ対策ということで追加いたしておりますので、備蓄の計画にもそういったマスクや消毒液等の 計画の記入は必要かと思っております。その計画につきましては、随時ホームページ等で公表したい と考えております。

なお、ただいろいろなこういったどういうものが必要かというのは、やはり近年マスコミ、テレビ等でも避難所の設営とかいろいろ情報が入ってきます。なので、なかなか随時そういった必要が出てくる場合については随時計画を見直していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 3点目のご質問でございますけれども、これについては一般会計からの視点ではなく、水道事業、下水道事業会計のほうの視点からということでお答えさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、今回のその減免につきましては全て一般会計のほうから補助されるということでございまして、決算の時期が公営企業会計と一般会計で違うということでずれます。それで、公営企業会計のほうは3月決算、一般会計のほうは出納整理期間を入れまして5月末ということになりますので、そのときに公営企業会計のほうで3月までの収入、例えば料金の収入ですと、何月の1か月ずれるということになりますので、その3月末日の収入ということで考えますと、収入金額としてはその調定の水道事業で申しますと約85%ということになります。そうしますと、今回減免をしました15%分については、最終的な水道料金の収納率といいますと99%以上になりますけれども、その15%分については先に入ってくるような形になりますので、そのキャッシュ・フローの中で現金としては先に入ってくるというような状態になります。しかし、その調定は変わらずということでざいますので、今回の減免において影響はないというふうに言い切れるものでございますが、これ以降新型コロナウイルスで水道事業、下水道事業にどのような影響があるかということは、そこまでは見込んだ上での、趣旨の経営の影響ということは、まだこの場でお答えすることはできません。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 1点目ですが、総合的に判断して、行く行くは教育長まで判断を仰ぐ場合もあるけれども、ほとんどは課長の判断でと。再度申し上げたいのですけれども、決して恣意的にならないように、ぜひこれはしっかり規則にのっとってやっていただきたい。私らからすれば、住民からすれば、希望する子供たち全部預かってほしいというのがあります。でも、待機がこれだけあるということは、やはり一定程度の規則を設けないと、法的に設置されているものですから、そこは原則はしっかり守らなければならないでしょうけれども、決して恣意的にはならないようにそこは判断していっていただきたい。

あと、2点目、3点目については了解しました。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁よろしいですか。
- ○11番(根本謙一君) 1点目だけ。
- ○議長(谷澤久孝君) 1点目だけ。

では、教育文化課長、答弁。

- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいま議員のご指摘のありましたとおり、きちっと基準を共有しまして、その中で恣意的なことがなく進めていっているつもりでございますし、今後もそのような形で進めていきたいと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 今、同僚議員の児童クラブの件でお伺いします。1点です。

まず、今回支援する方が4名ということ伺いました。この内訳の中で当然人件費ということになるのだと思いますが、ちょっと細かくお願いしたいことと、あと期間はどうされるのか。年度内で支援員の、子供さんの関係なので、今後のことも将来ちょっと教えていただきたいということと、あと最後は、これは教育委員会でされるのか、支援員の方での。それとも社会福祉協議会でされるのか、まずその3点お願いしたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの児童クラブの人件費の件でございますが、まず児童クラブの指導員につきましてはそれぞれ受託先のほうで採用することになりますので、教育委員会のほうで採用するということではございません。期間といたしましては、7月からということで予定しております。それぞれの高田児童クラブと本郷児童クラブのそれぞれの費用でございますが、それぞれ同じく2人ずつ採用していただくような形で……約ですが、269万円ずつ計上しておりまして……

[何事か言う人あり]

- ○議長(谷澤久孝君) 細かいことはいいそうですから、分かりやすく説明してください、簡潔に。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) はい。それぞれ2名ずつ雇用する予定になっておりまして、7月

からの予定でございます。それぞれ269万円程度ずつ予算計上しておりまして、あとそのほかにほかの児童クラブで不要となった部分を26万ほど減額して、合計で512万5,000円ということになっております。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) さっきは7月からと言ったから、終わりが何月かと聞こえなかったです、 まず。

あと、支援員の採用ですよね。それは社協でやるのか、教育委員会でやるのかと、その3点聞いた わけなのですけれども、その辺までお答えしていただいていないと思いますが。

〔何事か言う人あり〕

- ○議長(谷澤久孝君) 採用は委託先でやるということを答弁したのですけど。
- ○13番(山内須加美君) 委託先ということで社会福祉協議会ということなのでしょうか、そうする と。
- ○議長(谷澤久孝君) では、答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 申し訳ありません。高田児童クラブにつきましては幼保連携型認定こども園ひかりのほうで採用し、本郷児童クラブにつきましては社会福祉協議会のほうで採用いたします。期間といたしましては、7月から年度内、3月末までということになります。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) それでは、ちょっと金額的、時給の問題でちょっとお伺いしたいと思います。

高田のほうは別にしても、本郷、高田あるいは新鶴の児童クラブのほうなのですが、今度支援員の方が時給でされるのだろうと思いますが、この辺については現在いらっしゃる方々と同じなのか。と申しますのは、やはり長く今現在支援員の方が勤めていらっしゃいますけれども、ほとんど同じ同額でやっておられます。これは今の状況を考えますと、やはりある各児童クラブの中、これ本郷、高田、新鶴なのですが、その中でやっぱり支援員の方のまとまり、運営というか、お願いする場合、やっぱり支援員同士のまとまり云々、柱、リーダーがやっぱりその中では必要ではないかと私は思うのです。そういう意味では、ある程度の支援員の中でのリーダーをつくっていただいて、その方に一応手当を上げながらやっぱり差つけていかないと、なかなか組織として私はまとまらないのではないかなと。いろいろ細かい点現場のほうで起きているようなので、これは何度も質問させてもらって、教育委員会も分かっていらっしゃると思いますが、そこはやっぱり子供さんも大事ですけれども、それにお願いする組織としてやっぱり今後長くやっていくのにはそういう時給を考えながら、手当を考えながらしていかないと、せっかく今回4名の方が入られても、長く続いてほしいですけれども、やっぱり今

まで見ていますと結局お辞めになったりして長く続かないケースというの結構あるのです。だから、 そこはやっぱり私心配しているものですから、まず核になる方をおつくりすることと、ある程度時給 については常識的にお願いするほうも受けるほうもやっぱりある程度バランスを取っていかないと、 一律であとそれが委託先にもお願いしたからというその教育委員会の姿勢が私はやっぱり問題だと思 っていますので、その辺これ以上言いませんけれども、よろしくお願いします。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいま山内議員よりいただきましたご意見のとおりでございまして、私のほうといたしましても社会福祉協議会のほうには、今ほど議員からお話ありましたような支援員さんたちの待遇の面ですとか核になる人が必要なのではないかとかということにつきましては、話合いをしております。社会福祉協議会のほうにも内部で話をしていただくように、検討していただくようなことでお願いしております。今回予算計上いたしましたのは、社会福祉協議会と話をしまして、今現在皆さん同じ時給単価でやっておられるそうですので、予算計上は同じ時給単価で計上させていただきました。この時給につきましても、今年度の時給単価は昨年度よりも若干アップしておりますので、年度当初からは昨年度よりも50円程度時給単価は上がっております。その委託料の中で、社会福祉協議会さんのほうで内部でよく検討していただき、指導員さんたちが働きやすいように、そして子供たちにきちっと放課後の安心した居場所を提供できるようにというような形で運営していただくようにお願いしているところでございます。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) それではですね、お金のことですので、やっぱり大事なことですので、やはりその辺は再度くどいようですが、任せるのではなくて、やっぱり所管課のほうでは足を運んで、委託先ではなくて私は現場のほうだと思うのですよ、現地のほう。委託先頼んでいるので、飛び越しているいろ難しいと言いながらも、やっぱり現場の声を聞くということがまず大事だろうと私は思います。

そこで、もう一つは別な点でですけれども、社会福祉協議会に今お願いしておりますけれども、単なるこの部分は児童クラブはもう人件費というか、人材派遣だけの問題だと思うのですので、これいろいろ内部的なものは問題があるかもしれませんが、これは社協ではなくて、例えば振興公社のほうにとか、そういう形でやっぱりひとつある意味考える必要が私あるのかなと思うのです。人材派遣と同じような感じに私は捉えていますので、それが法的に可能かどうか分かりませんが、それはちょっと検討するべきなのかなということと、あと本郷、高田地域の支援員の方は地元で近いからいいということもあるのでしょうけれども、ある意味子供さんのことを考えたりしたら、いい意味での風通しをする意味では支援員さんの交流ですか、前もお話ししたと思いますけれども、そういうこともぜひ、

やっぱり交流ということも、支援員さんの児童クラブごとの交流、そういうこともやっぱりしていかないと、ちょっとここ先々これからも継続するわけですので、その辺もひとつ再検討する必要があるのではないかと思いますが、よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 今の社会福祉協議会に委託している児童クラブの件でございますが、委託しておりますので、児童クラブ運営を委託しているということですので、単なる人材派遣だけではなく、消耗品等も含めてのいろんな必要なもの、運営に必要なものを含めての委託料となっておりますので、基本的には委託先のほうできちっと管理して運営していただくというのが基本だと思っております。

ただ、社会福祉協議会とだけ私どものほうで話をしているわけではなく、現場に行くこともありますし、また現場の指導員さんたち、高田も含めてですが、指導員さんたちを集めて、研修会、交流会等も年に2回、3回程度開催しておりますので、そういう中でも現場の声を聞いていきたいと思っております。

委託先につきましては、今ほど社会福祉協議会だけではなく、振興公社さんというようなお話ございましたが、特に私のほうでは必ずここというところではないのですけれども、きちっとそういった 意味で運営をしていただければいいのかなということで思っております。

現場の交流ということもありましたが、現場というか、指導員さんたちの交流という点につきましても、私どものほうから社会福祉協議会の事務局のほうにはお話をしておりまして、内部の指導員さんたちの交流であったり、あるいは誰か指導員が急に休まなければならなくなったときに、例えば宮川に登録している指導員さんが本郷に行けたり、本郷の方が新鶴に行けたりとか、その3つの児童クラブの中である程度交流したり、補っていけたりしたらいいのではないですかなんていうお話もしたりしているところでございます。今後も社会福祉協議会とよく話をしながら、運営をきちっとしていただけるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。

○4番(渋井清隆君) 7ページなのですが、諸支出金、これは水道会計の補助金なのですけれども、参考資料の13ページ、14ページを見ますと、事業期間2年の6月分から2年の9月分と、こうなっているのですが、6月分というのが、納付書が5月分のやつが6月来るのですよね。返信してやったものが1か月遅れて来るのでしょうか。そうしますと、5月分というのを言っているのが6月分。これは意味がちょっとここら辺であるが、そうならば舌足らずでないかというのは、5月分として調定する金額から、料金からというやっぱりここを調定して納付書を発送するのです。1か月分のこれ基本料金ならいいのです。使用料だったらばがらっと変わりますよ、これ。そこら辺この6月分というのは5月分なのか、6月分なのか、ここをきちんと言っていただきたい。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 今ほどの質問で6か月分ということでございますけれども、これは6月検針分ということで、7月徴収ということで考えております。1か月ずれるということでお考えしていただきたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) ですからね、私言っている6月分ということは7月という意味なのでしょう。 調定して納付書は発送するのだから、調定したというその調定というの入ればこれ分かるのです。これではどっち捉えていいか分からないの。説明がちょっと足りない、間違いではないですけれども。 やっぱりそこら辺をきちんとこれ広報とか何かのときも、減免ですから、やっぱり。基本料金ならいいのです。使用料の場合は違うでしょう、使った料金だって。基本料金というのは決まった料金だから、ゼロトンであろうとも、もう何十トンでも基本料金は基本料金だから。プラス使用料金だから。 ですから、それは構わないですが、解釈によってはいろいろ変わってきますから、これもう少し丁寧にこれ書いていただきたい。お願いしたい。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) ただいまのご指摘のとおり、丁寧な説明に努めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第35号の質疑を終了いたします。

○議長(谷澤久孝君) ここで、教育文化課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 先ほど冒頭の報告第5号 令和元年度会津美里町一般会計継続費 繰越計算書についての中で、新鶴小学校の大規模改修工事についてのご質問がありましたが、現在ま での進捗状況といたしましては6月1日現在で67%でございます。工期といたしましては、令和3年 3月25日までの工期となっております。

以上です。遅くなって大変申し訳ありませんでした。

○議長(谷澤久孝君) 鈴木議員、よろしいですか。

[「はい、分かりました」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) ここで、11時25分まで休憩いたします。

休憩 (午前11時14分)

再 開 (午前11時25分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

○議案第40号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第5、議案第40号 会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施 設整備事業工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長(松本由佳里君)登壇〕

○教育文化課長(松本由佳里君) それでは、議案第40号 会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業工事請負契約についてご説明いたします。

議案書12ページ、提出案件資料4ページ下段を御覧ください。本案は、会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業で、工事の内容といたしましては、今後1人1台のパソコンの利用や遠隔教育、動画等を活用した授業スタイルに対応するために、会津美里町立小中学校7校に対しまして高速通信環境の整備をするとともに、タブレットPC用充電保管庫を設置するものであります。

契約の方法は随意契約で、公募型プロポーザル方式であります。

契約金額は1億468万7,000円です。

契約の相手方は、福島県郡山市堤下町13番8号、株式会社エディソン代表取締役社長、酒井良胤であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本剛君。

- ○12番(根本 剛君) 今ほどの説明ですと随意契約ということでありますが、その随意契約をした 理由と根拠は何ですか。契約金がでかいものですから、ちょっと伺いたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 公募型のプロポーザルを行いましたので、プロポーザルで候補者となった業者と随意契約で契約したものでございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本剛君。
- ○12番(根本 剛君) それでは、公募型プロポーザルということですから、何社ほど応募があった のでしょうか、教えていただきたい。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 応募がありましたのは1社でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本剛君。
- ○12番(根本 剛君) これではまるっきりの随意契約ではないですか。公募型にということの名目上ですけれども、1社しかなかったということは何か違和感を感じますが、その点どうですか。再度の質問です。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 広く公募をしたところでございますが、今全国一斉にほぼこの事業を展開しておりますので、ある程度この大きな工事ができる通信関係の工事の業者というところで1社の応募であったかと思います。

以上です。

○議長(谷澤久孝君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第40号の質疑を終了いたします。

○議案第41号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第6、議案第41号 字の区域の変更についてを議題といたします。 ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長(國分利則君)登壇〕

○総務課長(國分利則君) それでは、議案第41号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。 議案書13から15ページ、あわせて提出案件資料5ページ下段、参考資料15、16ページをお開きください。提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、平成29年度から実施しております新鶴地域新屋敷新田地区における県営圃場整備事業において、今後農地の区画整理により字の一部を変更し、換地計画を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

概要についてご説明申し上げます。まず、新屋敷字反田に編入する区域といたしまして、新屋敷字 新田、新屋敷字家ノ西、鶴野辺字阿久津の一部の3区域でございます。

次に、新屋敷字南新田に編入する区域といたしまして、新屋敷字家ノ西、新屋敷字三百苅、新屋敷

字油田、鶴野辺字阿久津、鶴野辺字法師坊の5区域でございます。

次に、新屋敷字家ノ前に編入する区域といたしまして、新屋敷字新田、新屋敷字油田、新屋敷字三 百苅の一部の計3区域であります。

次に、鶴野辺字阿久津に編入する区域といたしまして、新屋敷字油田の一部でございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第41号の質疑を終了いたします。

○総括質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第7、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質問事項を告げて、その後質問事項に一問一答方式で行います。総括質疑は所管ごとの議案順に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 会津美里町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、議案第31号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」条例等の一部を改正する条例、議案第32号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号 会津美里町温泉施設等条例の一部を改正する条例を審議に付します。 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第36号 令和2年度会津 美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第37号 令和2年度会津美里町介護保険特別 会計補正予算(第1号)を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号 令和2年度会津美里町水道事業補正予算(第1号)、議案第39号 令和2年度会津美里町下水道事業補正予算(第1号)を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番(野中寿勝君) 38号、39号、両方基本的な考え方でお伺いしたいので、2つの補正予算について一括してちょっと教えていただきたいと思います。

参考資料の13、14を見ながらなのですが、まず3点ちょっと確認させていただきたいと思います。 聞くところによりますと、1点目ですが、今回のこの減免については減免の申請書を出さなくて減免 するというようなことも聞いているのですけれども、その根拠となる規定等についてはどういう規定 に基づくものなのかがまず1点です。

2点目は、条例、規則とも見ますと、その額を決定する基準なり、プロセスというか、そういうことがちょっと読み取れないということなので、今回6月分から9月分ということで、基本料の半額ということでやろうとしているわけですけれども、それを決定するプロセスとしてどういう例規上の段階を踏んだのか、そこを教えていただきたいと。

あと、3点目が、例えば7月とか8月に転入されてきて新しく使用を開始された方についてもこれ 該当するのかどうか、まずこの3点お伺いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございます。今回の申請書について要らないということで、その根拠についてということでございますが、今回その減免をします根拠としまして、水道事業であれば会津美里町水道事業給水条例の第37条によりまして料金等の減免。その内容は、災害または公益上特別の理由があるときというところで減免をしているところでございます。

それで、申請書についてでございますが、それに伴いまして会津美里町水道事業給水条例施行規程の第20条第2項によりまして、今回この減免をするに当たりまして、5月に改正ということで決裁をいただいております。その内容については、条例第37条の規定により減免を申請しようとする者は、水道料金等に係る減免等申請書を管理者に提出しなければならない。そこで、ただし、申請することが困難であると管理者が認める場合は、申請を省略することができるというような文面を入れております。これについては、申請については、もう今回コロナ関係でありますが、3密ということもございまして、申請書を送ってという手間もありますけれども、全体的な使用者の方について均等に割り引くということで、それで申請は今回省略をしたいというところでこの施行規程をつくったところでございます。

あと、2点目の額のプロセスということでございますが、半額にしたということでございますが、 いろいろと調査をしました。近隣町村と会津管内等も調査しまして、それで約半額、そしてまた4か 月というところが妥当ではないかというところで判断をした次第でございます。

それと、3点目の転入した方ということでございますが、その時点で転入された方について使用者があれば、当然減免の対象になるということでご理解していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。

○1番(野中寿勝君) それでは、1点目の申請書を省略してということなのですが、例規を開削する場合に、要は申請することは困難であると認める場合、状況として3密を避けるためにということなのですが、実際月平均で上下水合わせて八千八百八十何件かなのですが、その方々がその今言われた3密を避けるためにというのが申請が困難であると認める状態なのかどうか。ずっと細かいところ言って申し訳ないのですが、できる規定なので、してもいいわけです。ということは、困難であるという状態を、8,880件余りの人たちに対して困難だとする、困難と認めるということを最終的に町長、管理者が認めるわけですけれども、町長がその八千八百八十何件の使用者に対して、なるほど、これは困難だよというのはこの文言から読み取れない、理解できないですよね。ですから、私はちょっと踏み込んだこれは意見になってしまいますけれども、初めから規定をするのであれば、今回の新型コロナに対しては申請書を要しないというふうにはっきりと規定してしまったほうがいいのではないかなと思います。

それで、町長に決裁もらうわけですよね。所管課としてはその8,880件余りの人たちが申請が困難ですよということをどのように資料として提示して認めてもらうのかというのが、この例規上からはちょっと困難ではないかと。逆に実際この議場にいる美里町民の方々、申請が困難だという人は恐らくいないと思うのです。ですから、その困難だという状態をどのように、これはちょっと理屈になってしまうのですが、要するに初めから規定で困難と認める場合とか回りくどいこと言わないで、この新型コロナ対策に係る生活支援のため、今回のこの減免については申請書を要さないのだとはっきりうたったほうがすっきりすると。ですから、判断に悩むような規定ではなくて、すっきりさせたほうがいいのではないかという考えです。

3点目は分かりました。

あと、2点目の減免の額の決定について近隣を調査した。結局新型コロナ対策にとって影響を考えるのは、調査をするのは、町内の町民の生活支援のためにやるのですから、町内の状況を調査した結果、この基本料は半額、4月についてが妥当だという判断をすべきなのです。近隣町村と並べる問題ではなくて、美里町内の状況を調査して、勘案して決定するというのが筋だと思うのですが、規定上も減免することができる条例はあります、条例で。ただ、ではその額の決定はあくまでも申請に基づいて判断して初めて額が決定されるのです。行政側が額を一方的に決定するという指定はどこにもないのです。ですから、これについても本来であればきちっと特定して、私条例と思いましたけれども、条例でなくても規則でいいのですけれども、特定する令和2年のこの新型コロナウイルス感染症対策

に伴う地域及び町民生活の経済的な影響について、この減免の規定にそれぞれ条例なり、規定なり、 災害という言葉が入っています。ですから、災害に類するものとして減免の規定を適用すると。この 場合にあっては申請書は省略しますよと、ただ額については改めて管理者か町長が定めますというよ うなことを規則の中にうたわなければ、条例で委任された規定、規則で判断しなければならないもの は何の根拠もなく判断されたと、決定されているというのがやはりおかしいのではないかなというふ うに思っております。その点調査の仕方、それから例規、規定の仕方、その省略、申請書の提出を求 めないという規定の捉え方について再度教えていただきたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) それでは、1点目でございます。

なかなか困難と認めることが読み取れないというような、申請を要しないというところを読み取れないというところでございますけれども、今回このような災害なかなかない、それこそ大災害であろうかと思います。これについて特定してコロナということではなく、今後もこの条例にありますとおり、災害または公益上ということで、そういう捉え方をして今回申請をしないというところは、先ほども申しましたけれども、3密状態、そしてまた町民の方にその手間をかけさせたくないというようなこちらの思いもございまして、それで基本料金の減額というところで、2分の1の減額というところで決めさせていただいたところでございます。

あと、2点目についてでございますけれども、町内の状況を調査してというところは確かに先ほどの答弁で抜けていたところでございます。近隣町村というところはございましたが、実際に町内の様子も調査してこの額を決定したと言うべきであったと思いますし、今後は2分の1というところの減額の内容についても、一方的にこちらのほうで決めるというところであったのですが、それについても一律的な生活支援というところで2分の1の減額というところで今回提案させていただいたというところでございます。当然これを実施する場合には内部決裁でございまして、町長まで決裁をもらった上でこの減免を実行するというところになろうかと思いますので、その辺のほうはご理解していただきたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) 3同目なので……

[何事か言う人あり]

○1番(野中寿勝君) うん。今回申請省略できるということなので、してもいいわけですよね、例 規上は。その予算とはちょっと離れても、例規を今回のことで直したことによって。そうすると、新 型コロナで全額減免してほしいと、使用料も含めて減免してほしいというのは、それは当然可能だと いうことですよね。今後においてもこの規定、町長が認めれば、申請書なくても、この新型コロナに 関係しなくても、通常生活が困窮しているので、認めてほしいといった場合に、その人が申請するの が困難だという判断が、課長が町長に伝えて、そういう場合も今度適用されるということでよろしい

ですか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) そのようなことはないとは思いますけれども、申請してもよいというところで、その申請書は実際に申請をされた場合、状況の判断をしまして、当然内容的にこちらのほうで一方的に判断するのではなく、当然決裁の中で状況判断をしまして、実際にそれが必要であるかどうかというところは協議して決定をするというところであろうかと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長(谷澤久孝君) 日程第8、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長(谷澤久孝君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

散 会 (午前11時49分)

定例会6月会議

(第 5 号)

令和2年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第5号

令和2年6月12日(金)午後2時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 議案第30号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第31号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」条例等の一部を改正する条例
- 第 4 議案第32号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第33号 会津美里町温泉施設等条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第34号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第35号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第36号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第37号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第38号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第39号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第40号 会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業工事請負契約 について
- 第13 議案第41号 字の区域の変更について
- 第14 議員派遣の件について
- 第15 陳情第 1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就 学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

第15まで同じ

- 追加日程第1 発議第 2号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第42号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する 条例
- 追加日程第3 議案第43号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第3号)
- 追加日程第4 議案第44号 旧高田庁舎解体工事請負契約について
- 追加日程第5 議案第45号 道路改良工事(町道12009号線)請負契約について

追加日程第6 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分 な就学支援を求める意見書

○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長	_	君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙		君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須力	1 美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知 世	世志	君
6番	石	JII	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	渡	部	英	敏	君
副町	長	鈴	木	直	人	君
会計管理	者	舩	木	宗	徳	君
総 務 課	長	國	分	利	則	君
政策財政課	長	鈴	木	國	人	君
産業振興課	長	金	子	吉	弘	君
町民税務課	長	横	山		優	君
健康ふくし課	長	原		克	彦	君
建設水道課	長	鈴	木	明	利	君
教 育	長	新	田	銀	→	君
教育文化課	長	松	本	由 佳	里	君
選挙管理委員書 記長 (兼		國	分	利	則	君
農業委員事務局長(兼		金	子	吉	弘	君
代表監査委	員	鈴	木	英	昭	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 高木
 朋子君

 総務係長
 歌川和仁君

開議 (午後 2時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○常任委員会委員長の報告

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。 まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、横山知世志君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長(横山知世志君)登壇〕

○総務厚生常任委員長(横山知世志君) 6月会議の総務厚生常任委員会報告を申し上げます。

令和2年6月9日午前10時より本町議場において、委員7名全員、所管課、議会事務局出席の下、 総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託されたのは、議案6件であります。なお、 事前の論点提出はございませんでしたので、論点はなかったことを報告いたします。審議結果につい てはお手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号にて報告をいたします。

まず、議案第30号、委員より、限度額の改正による影響の問いに、当局からは、限度額改正による 超過分は511万円で、本算定において保険税900万円の増となるとの答弁がありました。ほかに質疑、 討論もなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

次に、議案第31号では、委員より、指定管理期間を5年間から5年以内とした背景について問われ、 当局から、建物の老朽化もあり、今後の個別計画の見直しも必要なことから管理期間を5年以内とし、 柔軟に対応するためとの答弁があり、ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり 可決されました。

議案第32号では、委員から、施行日が令和2年1月1日とした理由を問われ、当局からは、新型コロナウイルス感染が早くから発生している地域もあり、国の通知に伴い傷病手当金を支給できるよう制定したとの答弁がありました。ほかに質疑、討論なく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

議案第34号では、委員より、保険料率の減額は令和2年度だけに適用されるのかとの問いに、当局から、次年度以降は国の改正次第であるとの答弁があり、また減額保険料率の該当者は何人になるかとの問いに、当局から、約2,000人との答弁があった。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

議案第36号及び議案第37号にあっては質疑、討論もなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(谷澤久孝君) これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、産業教育常任委員会委員長、山内須加美君、報告願います。

[産業教育常任委員長(山内須加美君)登壇]

○産業教育常任委員長(山内須加美君) それでは、産業教育常任委員会の報告を申し上げます。

去る令和2年6月9日午前10時より常任委員会室において、委員7名、各所管課、事務局出席の下、 委員会を開催いたしました。本委員会に付託された案件は、議案3件、陳情1件です。なお、今回の 付託案件では、論点はないことを報告いたします。それでは、件名を省略して議案番号により報告申 し上げます。

まず、議案第33号、委員より、本郷温泉湯陶里の用途廃止に関して条項の削除の漏れはないのか。 また、本施設は令和3年2月28日で用途廃止になるが、4月1日オープンのためなのかとの問いに、 当局より、確認済みであり、漏れはない。また、この1か月の期間は、4月1日にオープンするまで の引継ぎ等の準備期間である。実際にはリフォームに必要な期間もあることから、オープンは4月1 日から遅くなることが予想されるとの答弁がありました。

また、委員より、譲渡先民間事業者に10年以上営業してもらうために必要な事項を契約書に特約事項として記載すべきではないのかとの問いに、当局より、相手方と協議を行い、必要な事項を検討したいと答弁がありました。

次に、委員より、条例改正に当たり、当初から5年ではなく、おおむね5年間とすべきではなかったのかとの問いに、当局より、条例改正の趣旨は施設の老朽化により5年間の営業は困難と見込まれるためであるとの答弁がありました。

また、委員より、湯陶里のオープン後における譲渡先への応援体制と従業員の再雇用について質問があり、当局より、料金を含めたサービス内容や住民の意向により対応したい。また、再雇用については、希望する従業員は全員雇用することが本施設譲渡の条件であるとの答弁がありました。

また、本施設民間事業者への譲渡について、住民への説明が必要ではないかの問いに、当局より、 コロナウイルスの影響により、譲渡先民間事業者と協議が進んでいない状況のため、協議後に住民に 対して周知を図っていく考えであるとの答弁があり、その後質疑なく、採決に入り、討論はなく、挙 手全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第38号は、委員より、一般会計から水道使用料金減免に係る減収補填分として補助金が 増額されているが、その財源は交付税対象となっているのかとの問いに、当局より、一般会計の財源 の内容であるため、詳細は把握はしていないが、感染症対策事業に係る交付金事業の一部と解釈して いる。一般会計の交付金事業のメニューで挙がっているため、交付税の対象にはならないとの答弁が ありました。 また、委員より、3,434万7,000円が営業収益で減額、営業外収益で増額となっているが、水道使用料減免の周知はどのような方法で行うのか。また、システム改修委託料で55万円計上されているが、どのような内容なのかとの質問に、当局より、町広報紙、ホームページのほか、水道メーター検針時にお知らせをする。また、システム改修については、料金調定システム、検針用のハンディターミナルの改修を行い、基本料金減額等の設定を行い、減免期間終了予定である9月分検針以降は再度元の設定に戻すまでの改修内容になるとの説明がありました。

また、委員より、水道使用料は口座振替、納付書納付による毎月発行することになると思うが、減免の明細書等は印字されるのかとの質問に、当局より、水道料金は基本料金と超過料金合算で請求されるが、今回は基本料金の半額となる。納入通知書には合計のみが表示となるが、水道メーター検針の際に発行する水道料金、下水道等使用料のお知らせで半額減免のお知らせを行うとの説明があり、その後質疑なく、採決に入り、討論はなく、挙手全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第39号、委員から、下水道事業ではシステム改修委託料が計上されていないが、どのような対応になるのかとの質問に、当局より、下水道事業使用料については、水道事業に徴収委任し、同一のシステムを使用していることから、水道事業で一括してシステム改修を行うとの説明がありました。

また、委員から、使用料減免の内容は明細書に印字し、お知らせするのかとの質問に、当局より、 水道メーター検針の際に発行する水道料金・下水道等使用料のお知らせに減免をする旨のお知らせを 記載する。また、下水道使用料のみの方については、改めて別途通知をするとの答弁がありました。

また、委員から、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別合併処理浄化槽事業、全て同じ対応かとの問いに、当局より、全て同一の対応となるとの答弁がありました。

また、当局に対し、水道料金・下水道等使用料のお知らせ、納入通知書の様式を本委員会に速やかに提出を要請し、その後質疑なく、採決に入り、討論はなく、挙手全員で本案は可決いたしました。

次に、陳情第1号については、委員より意見はなく、採決の結果、挙手全員で本案は採択となり、 最終日に議員発議することで決定をいたしました。

以上で産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長(谷澤久孝君) これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第30号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第2、議案第30号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例を議題といたします。 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第31号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第3、議案第31号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」条例等の の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第32号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第4、議案第32号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第33号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第5、議案第33号 会津美里町温泉施設等条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第34号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第6、議案第34号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第35号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第7、議案第35号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第2号) を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第36号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第8、議案第36号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予 算(第1号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第37号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第9、議案第37号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第 1号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第38号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第10、議案第38号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第39号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第11、議案第39号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第 1号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号を起立によって採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第40号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第12、議案第40号 会津美里町立小中学校情報通信ネットワーク環境施 設整備事業工事請負契約についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第41号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第13、議案第41号 字の区域の変更についてを議題といたします。 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議員派遣の件について

○議長(谷澤久孝君) 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

○陳情第1号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第15、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、 被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第1号を起立によって採決いたします。

この陳情を委員長報告のとおり採択するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、陳情第1号は原案のとおり採択されました。

ただいま15番、山内長君より追加議案提出の申出がありました。ここで議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩します。

休 憩 (午後 2時20分)

再 開 (午後 2時28分)

○議長(谷澤久孝君) 再開いたします。

○日程の追加

○議長(谷澤久孝君) ただいま追加送達された事件は、15番、山内長君より発議第2号です。 お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、 提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○発議第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第1、発議第2号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、山内長君。

[15番(山内 長君)登壇]

○15番(山内 長君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

発議第2号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

この条例の一部改正案は、国難ともいうべき新型コロナウイルス感染症に打ち勝つための一助として、議員全員の令和2年6月期の期末手当を10%減額し、新型コロナウイルスの対策費に充てるため、改正をするものであります。

趣旨ご理解の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号を起立によって採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本件は原案のとおり決しました。

ただいま町長、渡部英敏君、13番、山内須加美君より追加議案提出の申出がありました。ここで議 会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2時31分)

再 開 (午後 2時59分)

○議長(谷澤久孝君) 再開いたします。

○日程の追加

○議長(谷澤久孝君) ただいま追加送達された事件は、会津美里町長より議案第42号から議案第45号の4議案、13番、山内須加美君より発議第3号の計5議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、 提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第42号ないし議案第45号の議題及び提案理由の説明

○議長(谷澤久孝君) 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

[町長 (渡部英敏君) 登壇]

○町長(渡部英敏君) それでは、追加提案いたしました議案4件の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第42号は、会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例であります。本案は、新型コロナウイルス感染拡大が地域経済に影響を及ぼしている状況を踏まえ、令和2年6月支給分の期末手当について、町長は30%、副町長及び教育長は20%、一般職の管理職に当たる職員は10%それぞれ減額をするものであります。

次の議案第43号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第3号)であります。既定の歳入歳 出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,578万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億3,560万 8,000円とするものであります。

次の議案第44号は、旧高田庁舎解体工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条 第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条 の規定によって、議決を求めるものであります。

次の議案第45号は、道路改良工事(町道12009号線)請負契約についてであります。本案は、地方 自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す る条例第2条の規定によって、議決を求めるものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第42号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第2、議案第42号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

[総務課長(國分利則君)登壇]

○総務課長(國分利則君) それでは、議案第42号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページ、併せまして提出案件資料1ページ、参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。提出案件資料よりご説明申し上げます。この案件は、新型コロナウイルス感染拡大によりまして地域経済に影響を及ぼしている状況を踏まえまして、町長、副町長、教育長及び管理職に当たる職員の令和2年6月支給の期末手当を減額するため、所要の改正をするものでございます。

まず、第 1 条の会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例では、町長については30%減額するため、手当の月数を1.65月から1.155月分に、副町長及び教育長につきましては20%減額するため、手当の月数を1.65月から1.32月分に改正するものでございます。

次に、第2条の会津美里町職員の給与に関する条例では、管理職に当たる5級及び6級の職員について10%減額するため、手当の月数を1.275月から1.1475月分に改正するものでございます。

なお、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第3 議案第43号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長(鈴木國人君)登壇〕

○政策財政課長(鈴木國人君) 議案第43号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第3号)に つきましてご説明いたします。

予算書と併せまして追加提出案件資料3ページから7ページ、また追加提出案件の参考資料の2ページ、3ページを御覧いただきたいと存じます。新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算でございまして、新たな実施事業がございますので、その事業概要につきまして追加提出案件参考資料として2ページ、3ページを添付させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,578万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ135億3,560万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金66万3,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてこども園で使用するマスクや消毒液等を整備するため、2節の保育対策総合支援事業費補助金を新たに計上するものでございます。

5目教育費国庫補助金4,198万7,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として小中学校児童生徒1人1台のPCタブレット端末等を整備するため、1節の公立学校情報機器整備費補助金を増額するものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,313万5,000円の補正増につきましては、今回の補正における一般財源不足額を調整するため、増額するものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。なお、歳出の各款項目にございます3節職員手当等に係る人件費の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により地域経済に影響を及ぼしている状況を踏まえ、議会議員、町長、副町長、教育長及び一般職の管理職員の期末手当につきまして、合わせまして225万円を減額するものでございます。

それでは、4ページを御覧いただきたいと存じます。下の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,141万4,000円の補正増につきましては新型コロナウイルス感染症対策の新たな実施事業

でございまして、追加提出案件資料5ページ及び追加提出案件参考資料の2ページを併せてお開きください。参考資料の2ページのほうでご説明を申し上げます。事業名、感染症対策リフレッシュ事業でございます。事業概要でありますが、新型コロナウイルス感染防止対策による活動自粛等により、疲れた心身のリフレッシュを促すため、全町民に対しまして温泉招待券を配布するというものでございます。町民1人につき2枚を配布いたします。期限を令和3年2月28日までとするものでございます。事業費といたしましては、温泉招待券2,081万円を計上するものでございます。

予算書の4ページにお戻りいただきまして、7節報償費におきまして今ほどご説明申し上げました 温泉招待券2,081万円を計上させていただいております。それから、事務費といたしまして10節の消 耗品費、5ページに参りまして、11節の通信運搬費をそれぞれ記載のとおり増額するものでございま す。

続きまして、2項児童福祉費、5目認定こども園費66万4,000円の補正増につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、こども園で使用するマスクや消毒液等を購入するため、10節消耗品費を増額するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費4,827万円の補正増につきましては、まず7節で雇用調整助成金相談会謝礼33万円を増額してございまして、これも新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の支援事業といたしまして、社会保険労務士による雇用調整助成金等の相談会につきまして既に2回ほど開催したところでございますが、さらに10回追加をして開催するため、増額をさせていただくものでございます。

次に、18節のみさと応援プレミアム付商品券事業補助金4,800万円の増額でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の新たな実施事業でございまして、追加提出案件資料の6ページと追加提出案件の参考資料の3ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件の参考資料3ページのほうでご説明を申し上げます。事業名、感染症対策プレミアム付商品券事業でございます。事業概要でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の停滞に歯止めをかけ、地域における消費を喚起、下支えすることにより、町内事業所の事業継続等を応援するため、会津美里町商工会が実施いたしますみさと応援プレミアム付商品券事業に対しまして補助金を交付するものでございます。

事業内容であります。(1)番から読み上げて説明いたしますが、額面総額は1億9,500万円で、うちプレミアム分が4,500万円でございます。販売総額が1億5,000万円でありますので、プレミアム率は3割でございます。購入限度額を1世帯につき5万円といたしまして、商品券販売日は8月上旬を予定してございます。予定の使用期間は販売開始日から11月下旬まで、取扱い店舗につきましては公募により決定するということとしてございます。商品券の種類でございますが、1冊1万3,000円分、これを1万円で購入でありますので、3,000円がプレミアム分となります。うち、全店舗共通商品券として1,000円が10枚、小規模店用商品券といたしまして1,000円が3枚の13万円というふうにするものでございます。事業費といたしましては補助金でありまして、プレミアム分4,500万円、事務費分

300万円、合わせまして4,800万円を計上させていただくものでございます。

予算書にお戻りいただきまして、予算書6ページを御覧いただきたいと存じます。続きまして、9 款教育費、1項教育総務費、2目事務局費4,721万2,000円の補正増につきましては、まず10節の消耗品費19万3,000円の増額についてでありますが、新型コロナウイルス感染症対策として小中学校の英語授業において発音指導時に使用いたしますフェースシールドを配備するため、増額するものでございます。

次に、13節のコンピューター機器賃借料243万1,000円、17節のハードウエア購入費4,494万2,000円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしました小中学校児童生徒1人1台のPCタブレット端末等を整備するため、増額するものでございます。

なお、次ページ以降につきましては人件費の内容でありますので、御覧いただきたいと存じます。 歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番(根本謙一君) 3件お願いいたします。

まず、予算書4ページですけれども、温泉招待券、これぜひ町民の皆さんに使っていただきたいなとは思いますけれども、でも冷静に考えますと……まず、質問事項3件先言うのですね。それから、2件目が5ページのみさと応援プレミアム付商品券事業補助金、3件目が6ページの教育費、需用費の消耗品費、いわゆるフェースシールドということですけれども、この件に関して伺いたいと思います。

まず、1点目ですけれども、温泉利用券、これ冷静に考えますと各家庭で人数分を頂戴いたしましても、なかなか使い切れない、あるいは使いたくてもなかなか温泉には行けないといういろいろなことが想定できます。過般こういうものをお配りしたときに、人に与えていいとか、それはまかりならぬとか、いろいろ課題が過去にあったかと思います。今回のこの温泉券、うちではあまり使わないので、使う人におあげするということが許容されるのか、可能なのか、まずそれを伺いたいと思います。

2点目の商品券ですけれども、いわゆる1世帯につき5万円が限度額だと。当然5万円を購入されるお家、それから小家族なので、1万とか、2万とか、そういう中で再度もし買い入れたいとなった場合に、そのチェックはどういうふうになっていくのか。過去のいわゆる不信を招くような事案も踏まえますと、ここはしっかりルールをつくっておかないといけないのかなというふうに思いますので、お伺いをしたいと思います。

3点目の健康管理事業として上がっておりますけれども、このフェースシールド、先日あるご父兄、 ご家族の方から伺った話で、子供がもうマスクしっ放しでいろいろ大変なようだと。ある学校では、 私が知る範囲では先生が使っているということだったのですけれども、子供に使わせてあげられない だろうかというお話をいただきました。現状の子供の状態、マスクをしっ放しで勉学にいそしんでいるという状態で、いろいろ心配事はないのか。あるいは、こういうフェースシールド、このようなものも使うことがひとつ考えていく必要があるのかなというふうに思うところですので、現状の認識とこれからのことを考えた場合にどんな感想をお持ちか、何いたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、まず健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 温泉招待券でございますが、譲渡は可能かというようなご質問かと思います。ぜひとも基本は疲れた心身のリフレッシュということで町民の方にお使いいただきたいところでございますけれども、付随して町外にお住まいの娘さんですとか、そういった方にもお世話になったりとか、そういうこともあろうかと思います。基本は使っていただきたいということですが、譲渡もやむを得ないというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(谷澤久孝君) 産業振興課長、答弁。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 2点目のおただしの1台当たり5万円の限度のチェックの体制をどのようにするのかというふうなおただしだったと思うのですが、これにつきましてはまず参加店を公募をするような形になります。その後に一応家庭向けにこういうふうなことでちょっと商品券事業を始めますということで、参加店はこういうふうな形になりますということでお知らせするような形になります。そのときにそのプレミアム付商品券の引換券というふうなことでそのチラシに入れさせていただきます。それを事前にお名前を書いてきていただいて、あと当日販売のときにお持ちいただいて、本人の確認をさせていただいて、5万円までの限度とさせていただきますということでご購入のほうをいただく、そういう予定にしておりまして、そこでそういった形のチェックをして販売したいというふうに考えてございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまのフェースシールドについて、子供のマスク着用についてのご質問でございますが、基本的にフェースシールドだけでは感染症対策にはならないようでございまして、いろんな報道で見ましてもマスクの上にフェースシールドをするという、学校の様子で子供たちや先生がマスクをして、その上にフェースシールドしているというような状況でございますので、フェースシールドだけで感染予防になるかというのがちょっとまだ分からないところかなと思っております。今回フェースシールドを購入したいということにつきましては、英語の授業の際に指導者側の先生あるいはALTがフェースシールドをつけて口元の動きが子供たちに見える、児童生徒に見えるようにということで購入したいという学校からの希望がありまして、指導者側のほうのためのフェースシールドということで考えております。

以上です。

○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。

○11番(根本謙一君) では、まず1点目ですけれども、町外の親族というところまではちょっと及びませんでしたけれども、いわゆるご近所とか知り合い、町民の中でおあげしてもいいというふうに理解したいと思います。

2点目の商品券ですけれども、いわゆるそれぞれのお宅が5万円限度額購入するというのはなかなかちょっと考えにくいなというふうに思っています。過去の事例見ますと、いろんな建築業も含めて応募店として載っていたかと思います。そういう部分では使い勝手がよくなるかなと思いますけれども、全業種対象というふうに理解してよろしいのか、再度お伺いしたいと思います。

それから、3点目のフェースシールドですけれども、私が新聞かテレビかで見たのはマスクもしないで確かにフェースシールドを使って先生がいろいろやっている場面でした。ですから、これは必要だというのは分かります。ただ、子供たちにとって現在、これからまだまだ暑くなる。確かにエアコンも入っておりますけれども、ご家族の中からそういう話が出たということは多分子供にもいろいろ聞いてのことかなというふうに推察しました。その辺はどうぞ気をつけて見ていっていただきたいなというふうに思います。お願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 産業振興課長、答弁。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまの業種の対象についてでございますが、これにつきまして は参加の応募のあった全業種対象にしたいというふうに考えてございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 教育文化課はいいですか、答弁。
- ○11番(根本謙一君) すみません、では。教育長がそのとおりですという、分かりましたという首振られたので、あえて答弁求めません。
- ○議長(谷澤久孝君) それでは、佐治長一君。
- ○10番(佐治長一君) 先ほどのプレミアム付商品券に関連したことなのですが、私はさっき根本議員が質問したのは、1回で5万最初から買えなかったけれども、追加でそのあれ買うときはどうなのだと聞いたと思ったのだけれども、課長その辺の答弁がなかったのだ。チラシ入れて、本人の確認で持ってきた人にやると言ったけれども、だから1回で、その辺分割で買えることができるのかできないのかと私返答があるのだと思ったけれども、その辺なかったので、その辺はどうなのですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、基本的には今回のプレミアム 付商品券につきましては一応発行冊数でございますが、1万5,000冊を予定してございまして、一応 全て販売して売り切れるというふうな想定でそういった冊数作ってございますので、余るというか、売り切れるというふうな予定でこの仕組みを構築しておりますので、基本的には追加購入はできないというか、ないというふうに思ってございます。

[何事か言う人あり]

○産業振興課長(金子吉弘君) 大変失礼いたしました。ちょっと趣旨を取り違えておりまして、分

割でも購入はできますが、今のところ8月の上旬にその販売を予定してございますので、取りあえず 2日間で販売のほうを一応する予定でございますので、分割でも購入はできるのですが、その2日間 で売り切れてしまう場合もございますので、そうした場合は後から購入するということがちょっと不 可能になってくると思います。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) 予算書で4ページの民生費、社会福祉総務費の温泉招待券、それから次、5ページの民生費でこども園の消耗品、それから教育費でやはり消耗品、それから備品購入費のハードウエア購入、4か所についてお尋ねいたします。

まず、温泉券ですけれども、参考資料のほうには配布日がないので、いつ配布されるのか教えていただきたいのが1点。

それから、民生費のこども園の消耗品と教育委員会の消耗品、これ併せてなのですけれども、結局 マスクにしても、フェースシールドにしても需要の部分があるので、今臨時でこういう形で補正を上 げて、議決後に速やかに確保して対応できるのかという見通しはどうなのかというのを教えていただ きたい。

それから、大きく3点目なのですが、今度ハードウエアの部分については1人1台タブレットということですが、これについても今回臨時でこうやって補正を上げて、1人1台この4,494万2,000円分が速やかに購入可能なのかどうか、その見通しがあるのかどうか、以上大きく3点お願いしたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) まず、温泉招待券の配布でございますが、議決をいただいた後に温泉券を印刷という形になろうかと思います。したがいまして、早くても7月かなと。7月以降に町民の方に配布させていただきたいと考えております。

それから、消耗品の件でございますが、こちらは宛名に貼るタックシールでございます。

〔何事か言う人あり〕

- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 大変失礼いたしました。
- ○議長(谷澤久孝君) 消耗品は教育文化課だな。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまのこども園費の消耗品でございますが、マスクと消毒関係を予定してございまして、今結構業者さんのほうからはいろいろ情報提供がございますので、購入できる見通しでおります。

また、教育費の教育総務費、事務局費の消耗品、フェースシールドにつきましても、いろんな業者 さんから情報提供はいただいておりまして、購入できる見通しでございます。

タブレット関係、パソコンの関係につきましては、本当に全国一斉でございますので、なかなか難 しいところもあるのかなとは思っておりますが、できるだけ早く準備をしまして、購入できるように していきたいと思っております。ただ、タブレットにつきましては、これからいろいろ手続を進めて、 またそれを買えばいいだけではないので、設定ですとか学校で使えるようにということになりますの で、できるだけ早く入れるようにしてまいりたいと思っております。

- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) 教育委員会のほうのマスク、消毒液、それからフェースシールド、それから タブレットについては、本当速やかに導入できるようにしていただきたいと思います。

最初の1点目の温泉招待券なのですが、7月頃これが入札を含めて発注したいということなのです が、参考資料では一応年明け2月28日までが期限ということになるのですが、温泉施設についてもや はり招待券頂いて、要は3密に、多くの方が利用されるのは大いに結構なのですが、3密ということ も考えれば、期限を限定しない招待券というのもありなのかなと。ゆっくり、そんな慌てて使わなく てもいいのかなと。せめて7月に作られるのであれば、1年ぐらいの有効期間のものをお渡しすると いうのが一番有効に使っていただけるのかなというふうに思うので、これは提案になってしまうので、 なかなかなのですが、その辺のお考えは想定していなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。

○副町長(鈴木直人君) それでは、私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います が、今ご質問がございました期限という点につきましては、まずこの前にご議決をいただきました湯 陶里温泉が2月いっぱいで用途を廃止するということで、3施設を隔てなく使っていただくという意 味、それからあとこれを補正という形で取りましたのは、毎月単位にその無料招待券をお使いいただ いた方、分について精算をしていくという形、それを年度内の予算で確定をしたいという意図がござ いまして、その使用期限ということも理解できないわけではないのですが、やはりこういった状況を 踏まえれば、できるだけ皆さん単期間の間にリフレッシュといいますか、そういったことの効果を発 揮をしていただきたいという意味合いで期限を設定をさせていただいたという次第でございます。

○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。

○1番(野中寿勝君) 湯陶里の関係想定していなかったので、考え方ですけれども、新しく受けら れる、湯陶里を受けて運営される方についてもご理解いただければ、期限的な問題についてはいろい ろこれから協議の中でも対応可能なのかなと。ましてや湯陶里については、今度運営される民間の業 者の方が替わるので、町民の方もどうなのかな、どういうサービス、今と変わりなくできるのかなと いうのもありますので、そういうことも普通に今までどおり利用していただけるのであれば、業者の 方、相手方と協議をしながらこれを1年ぐらいの有効期間の中で、残り何か月かですけれども、ぜひ 町民の方にも呼び水ではないですけれども、できるというのも1つ考えかなと思うので、まだこれか ら印刷して中での体制があると思うのですけれども、できればそういうこともちょっと考え、再考し

ていただければなということで、これなかなかちょっと聞きづらいところなのですが、一応そういう ことは考えていただけないかなということでお願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、副町長。
- ○副町長(鈴木直人君) ご要望は理解できるわけですが、先ほども若干申し上げました年間のこの予算の中でやはり消化をするという形からすると、なかなか年度をまたいでその部分についてということは、それは繰越しということも可能ではございますが、先ほど申し上げたようにやはりこのリフレッシュという趣旨からすれば、できるだけ期間の短い中で皆さん疲れた体を癒やしていただきたいというところ。当然そこには密ということは、施設を管理しているほうにおいてもしっかりとそこに対応するということをお願いをして、できるだけ皆さんご利用いただくという考え方ですのでご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- \bigcirc 5番(堤 信也君) 2 点お願いいたします。

5ページの児童福祉費の認定こども園費の10番、あと商工費……

- ○議長(谷澤久孝君) ちょっともう一回言ってください。聞こえないのです。
- ○5番(堤 信也君) プレミアム付商品券についての2件です。

1点目の今ほど同僚議員から質問ありましたけれども、マスク外すか、こども園の消毒液、今ほど答弁ございましたけども、業者さんに頼んでありますので、物が入ってくると。確認していますから、物が入ってくると言っていましたよね。まあいいです。あと認識の中で、これはこども園は4件ございます美里町には4件。その分の全てという解釈でいいのですよね。1問目。

- ○議長(谷澤久孝君) 2問目。
- ○5番(堤 信也君) 2問目は、同じこと言うのか。みさと応援プレミアム付商品券、これについては町内に在住の方だけのような感じがするのですけれども、それについてをお伺いしたい。これいろんな方とちょっとお話ししている中で、美里に勤めていられる方、例えば金融機関の方であったり、介護施設等々でお勤めになっていられる方が、美里町に協力したいとおっしゃっている方が多々いらっしゃるわけです。介護施設に勤めていられる方々も、町のほうからマスクのないときにマスクなども贈答といいますか、寄附をしていただいて、それに対して町のほうに我々もちょっと貢献したいというようなお話を伺っておりますので、それについてこの中で、決まった中でそういった話もなかったのかどうか、その辺の確認。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの認定こども園費の消耗品の件ですが、私業者に頼んであると言ったつもりはございませんで、いろんな業者から情報提供はいただいておりますと。マスクや消毒液についてこういったものがありますと、手に入るというか、今用意できるものがこういうも

のがありますということをいろいろ情報提供をいただいているということでお話を申し上げたところです。

あと、こども園についてでございますが、これは町立の本郷と新鶴こども園ということで、国の国庫補助での補助金が町立、公立のこども園ということでの補助金でございましたので、町立のこども園分ということで歳出のほうも予算計上しております。私立のほうにつきましては、私立のほうまた別なルートがあるかと思いますので、そちらについては一応今回については予算措置はしておりません。ただ、今までもいろいろいただいたものですとか、町で持っていたものなどにつきましては、ひかりやきぼう、私立のこども園にもその都度同じようにお渡しして、使っていただくようにしてはおりまして、あと足りないようなことはないかどうかというようなこともいろいろ情報交換しながらお話を聞いておりますので、今回につきましてはその国庫補助で来る分ということで、町立分だけの予算措置だということでございます。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、一応そのプレミアム付商品券の対象者というふうなことだったかなというふうに思いますが、これにつきましては今のところ町内の在住者というふうなことで考えてございます。ただ、議員おっしゃるとおり、町にお勤めいただいている方についてもこの状況下を十分把握なされて、町のほうに協力したいというふうな話も聞き及んでございます。ですが、今回の場合につきましては当然ちょっとプレミア率もかなり高く設定してございますので、まずは町民の方を対象者とさせていただいて、広くご購入いただいて、地域経済活性化のために何とか檄をお願いしたいというふうな考え方でございますので、ご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 堤信也君。
- ○5番(堤 信也君) では、こども園についてもう一点お伺いしたいのですけれども、国庫補助金のために公営の部分だけということで、その辺は了解しました。ただ、今ほど課長のほうからいろいろ情報公開しているという話は伺ったのですけれども、実際先週あたりも全然民間、私立のこども園のほうには消毒液がもうなくなってきていて、もう既に今ないので、石けんだけでの手洗いになっているというようなお話も聞いております。ですから、その辺もしっかりと連絡等々取りながら、補助できるものについてはぜひとも補助をしていただきたいと。というのは、やはり民間、私立のほうが多いのですよね、どうしても。ですから、同じ量の部分、マスクであったり、消毒液であったり、配布したにしてもやっぱり消耗のほうが当然早いという部分も理解できると思いますので、その辺は今後しっかりと応対していただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(谷澤久孝君) 横山義博君。
- ○9番(横山義博君) 1点だけ教えてください。5ページの商工費、報償費の雇用調整助成金相談

会謝礼、これ社会労務士さんが相談を受けているということなのですが、実際どういうふうな相談会 というか、なっているのか、実際的に教えてください。中身ちょっと分かりません。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまの個別相談会の実施状況というか、内容についてのおただしであったと思うのですが、これにつきましては今のこのコロナウイルスの関係で国含めまして県から様々な支援金、交付金が来てございます。ただ、その中には、雇用調整助成金、お休みいただく方に対するいわゆる支援でございますが、日額1万5,000円ほど出るというふうなものでございますが、これにつきましてはかなり手続が煩雑になってございます。この煩雑さがあるがゆえに、なかなかその申請をためらってしまうとか途中でやめてしまう、あと記入の仕方が分からないとかというふうな相談が窓口または電話等でお寄せいただいているところでございます。そういったことを社会保険労務士さんのほうにお願いしまして、かみ砕いてご説明いただくことによって、その記入方法ですとか、申請の仕方ですとか、そういったものを分かりやすくお教えいただいて申請いただく。少しでも減収になった分、そういったもので補填をしていただくというふうな内容で実施をさせていただいているところでございます。ただ、それ以外にも様々な雇用関係の問題につきましてもご相談をいただいて、全て指導をいただいているというふうな中身で進めておりまして、5月に2回ほどやらせていただいたのですが、かなりその後も問合せがございますので、今回予算措置をさせていただいて、8月までこの雇用調整助成金の申請も延びたというふうなこともございますので、また続けて相談会のほうさせていただきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 横山義博君。
- ○9番(横山義博君) あまりなじみないので、漠然としか分からないのですが、いろんなニュースで、国、県で支援している部分についていろんな書類を出さなくてはいけないと。ところが、ニュース聞くと書類が不備で支払われないというようなのが最近出ているわけ。ですから、それに対するその辺の書き方か考え方をまず指導しているのでしょうけれども、先ほどの説明だと10回程度というふうな今予定で捉えているのですが、その程度で間に合うのかどうか。結局は希望者、前言ったように、手続をすれば幾らかでも助成してもらえる人たちにPRしているとは思うのですけれども、これから10回くらいで8月まで間に合うのか。間に合うと想定して予算組んでいるでしょうけれども、やっぱり十二分にやってあげないと、こういう手続というのは初めてなものですから、その点担当課の考え方等教えてください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまの個別相談会の回数でございますが、今のところお問合せいただいている件数、またこういった説明会がないのですかというふうなことでお問合せいただいている件数というのが4件ございます。また、こういったことで今度お知らせするような形になるわけ

でございますが、そのお知らせ号に来る件数としましても大分増えるのかなというふうな予想はございます。今のところ、6月に2回、7月に4回ですか、8月に4回というふうな合計10回というふうに予定をしておりまして、毎週今のところ火曜日に行うというふうなアナウンスをさせていただければ、あっ、毎週火曜日にやっているのだなというふうなところで分かりやすく周知ができるかなと思いますので、そういった形で周知をさせていただいて、そういう相談に乗っていただく方を、事業者様を募集したいというふうに考えてございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) すみません。それでは、商工費の商工振興費になります。

みさと応援プレミアム付商品券事業補助金のほうを1点だけちょっと確認、また教えていただきたいと思います。今回の商品券なのですが、消費者、買っていただく側とすれば、当然30%の補助が、30%プレミアムがついてくるということに関しては非常にいいことだなと思うのですけれども、換金される場合、商店、小規模事業であったり、個人事業者のほうが換金する場合の手数料、これはちなみに商工会さんのほうで何%かかかってくるというような事前の話なんかは、お聞きしているところあるのでしょうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまの換金手数料の話でございますが、基本的には手数料はかけないというふうに聞いてございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) それですと非常によかったなと思っております。実はこの前の子育てに関する応援のほうですね、あの2万円の町の補助金の商品券のほうだったのですが、そちらのほうに関しては換金手数料が発生するということもありましたので、町内の事業者の特に中小企業であったり、小規模の商店を守る上では、やはりこのようなプレミアムつきの商品券を作る場合、ぜひとも今後も換金の手数料がかからないような方向でぜひともお願いしていきたいと思います。答弁は結構でございます。ありがとうございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内長君。
- ○15番(山内 長君) 2点お願いします。5ページのみさと応援プレミアム付商品券の事業と、6ページの教育費のハードウエア購入費でございます。

まず、1点目のプレミアム付商品券ですが、今ほど何回も出ていますが、まだ5万円限度ということでありますと、5万円ということで6万5,000円分となるということが限度ということでよろしいのかが1点と、あと教育費のハードウエアについてはタブレットということでパソコンタブレットですが、これについてはどのような使用目的を考えているのかについて、お願いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、まず使用料を使用をできる金

額として6万5,000円が限度というふうなことでございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) タブレットの使用についてなのですが、1つは今回のコロナのような有事のときのオンライン授業の道具というふうにまず1つは考えております。それからもう一つは、普通平常時においては、それぞれの授業の中で調べ物をしたり、それから実際に画像のやり取りをしたりという形で考えております。そしてもう一つ、行く行くは生徒への貸出しによって、宿題の確認とか、家庭学習の確認とか、そういう通信用に使えればと考えております。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 村松尚君。
- ○2番(村松 尚君) プレミアム付商品券について、公募をして使える店をこれから決めるということですが、今までもやっておりますので、これについては町内の店舗全てほぼ対象に今までなっているのか。例えば飲食ですと、居酒屋さんとか、コメリとか、あと飲み屋さんとか、食堂とか、いろいるあると思うのですよ、JAとか、コンビニとか。薬屋さんもここ出てきていますし、そういうもの全て対象になるというふうに考えてよろしいかというのをお願いしたいと思います。

あと、教育費関係については、タブレットこれ国の補助事業で今回4,198万7,000円ということで国から出ますので、大変いいと思うのですが、タブレットということなので、パソコンとは違うと思うのです。ですから、今ほど教育長お答えになったような使用にはなるのかなと思うのですが、ということは最終的には個人が持って帰って、貸出しというか、常に持っていってもいい、携帯用というような考え方で進めていくということなのか、あと授業の中でパソコンとして使っていくのかというところをちょっと確認したかったので、その辺をもう少しお願いしたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、業種につきましてはほぼほとんどの業種の方が対象になってきていると思います。今回の場合はこれから公募になるわけでございますが、今まで昨年度やった商品券事業の中でもかなり飲食店さん、あとは宿泊業の方、あとは大きな小売業の方ですとか、あとはガソリンスタンド並びにそういう交通業をやられている方、ほとんど全ての業種の方々がご賛同いただいて、ご参加いただいているというふうな状況でございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) まず、1点目の貸出しについてなのですが、現在全く家庭においてのタブレット等はやっておらないので、家庭におけるそのタブレット等の使い方、そういうものについてまず指導をして、そして行く行くは宿題とか、それから家庭学習の確認とか、そういう方向に持っていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の授業についてはということなのですが、授業については現在も、この前とある 小学校では既にタブレットを使って自分で高跳びしたのを映して、そしてそれを見ると、そういうこ ともやっておりますので、また、電子教科書ですか、そういうものも入れて授業の中で使えると、そ ういうふうに先生方と研修を積んでなるべく早く利用できるようにしていきたいというふうに考えて います。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 15番、山内長君。
- ○15番(山内 長君) 最後です。

商品券についてですけれども、全店共通のが1万円と小規模が3,000円分がついてくるということなのですね。その小規模店とそこの区分け、これ例えば小規模店のを全店に使用できないのか。逆もあるのですが、まだ全店はいいのです。ですから、その辺の小規模店との区分けはどのようにするのかということでお願いしたいと思います。

あと、タブレットについては1人1台ということですので、1年から3年……これは中学校で全部です。要はずっと1年間使って、このままどうなのでしょう、これ。使い回しというか、学校の備品としてご使用していただいて、終わったら返していただくという形を考えているというふうに思うのですけれども、その辺の使用関係のについてお願いしたいと。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまの小規模店とそれ以外の店舗の区分けについてはどうするのかというふうなおただしだったかと思います。これにつきましては、商品券そのものが1冊13枚つづりになってございまして、そのうち10枚につきましては全店で使えるものというふうなことになってございます。残り3枚、プレミアム分でございますが、これにつきましては色分けをさせていただいて、小規模店においてのみしか使えないというふうなことで明確に区分けをさせていただいて、誰が見てもはっきり分かるようなことで取扱いするというふうなことで、違いを明確にするというふうな予定で今進めておるところでございます。

〔何事か言う人あり〕

- ○産業振興課長(金子吉弘君) 小規模店と大型店の定義につきましては、今小規模店というのはあれなのですが、まず従来やっているやり方としましては大きい店舗というところで区分けしておりまして、例えばリオンドールさんですとか、かねか、ブイチェーン、コメリ、ツルハドラッグさん、ウエルシア等の大型店舗以外について小規模店というふうな定義づけをしておりますので、今回についてもそういうふうなことで進むのかなというふうなところを考えているところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまのタブレットについてでございますが、学校の備品といたしますので、基本的には必要なときに貸出しするということで、そのままずっと貸し出すということではなくて、備品として学校のほうで保管しまして、必要なときに貸し出すものでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第44号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 続いて、追加日程第4、議案第44号 旧高田庁舎解体工事請負契約について を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長(國分利則君)登壇〕

〇総務課長(國分利則君) それでは、議案第44号 旧高田庁舎解体工事請負契約についてご説明いたします。

議案書2ページ、併せまして提出案件資料2ページ上段、参考資料4ページをお開きください。提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、旧高田庁舎解体工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要でございますが、まず解体撤去工につきましては、旧高田本庁舎及び旧法務局等の解体でございまして、面積2,730.69平米でございます。その他の構造物撤去工といたしまして、ブロック塀や門柱などの撤去でございます。あと、敷地内の整地といたしまして、5,400平米を敷き砂利等で整地する予定でございます。なお、北庁舎入り口の改修につきましては、本施設は今後文書書庫棟として利活用を図るため、取り壊す廊下と接続しております箇所につきまして改修を実施するものでございます。契約金額は、9,009万円でございます。契約の相手方は、福島県大沼郡会津美里町字西裏1783番地、江川建設工業株式会社代表取締役、波田野悦男であります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第45号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第5 議案第45号 道路改良工事(町道12009号線)請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長(鈴木明利君) 登壇〕

○建設水道課長(鈴木明利君) それでは、議案第45号 道路改良工事(町道12009号線)請負契約 をご説明いたします。

追加議案書3ページ、提出案件資料2ページから参考資料の5ページも併せて御覧ください。本案は、道路改良工事(町道12009号線)請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、道路改良工事(町道12009号線)でございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札でございます。

工事の内容は、延長284.2メーター。幅員、車道部が5.5メーター、全幅が9.25メーター。表層工、車道部厚さ5センチ、面積2,013.1平米。上層路盤工、車道部厚さ15センチ、面積1,959.5平米。下層

路盤工、車道部厚さ35センチ、面積2,095.8平米。表層工、歩道部厚さ3センチ、面積723.1平米。路盤工、歩道部厚さ10センチ、面積702平米。排水構造物工、延長558.4メーター。縁石工、延長257.4メーター。区画線工、延長769.5メーター。付帯工、一式でございます。

契約金額は、8,018万7,800円でございます。

契約の相手方は、福島県大沼郡会津美里町勝原字竹原312番地、株式会社齋藤工務所代表取締役、 齋藤正直でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

山内須加美君。

○13番(山内須加美君) 伺います。

結果は結果としてなので、これ偶然でしょうけれども、最低制限価格、これはどうのこうのという 立場ではないと思います。ただ、今後、1,000万近い請け差が出てきております。従来の公共事業等 々見ますとやむを得ないのでしょうけれども、再契約ということが結構多いのです。ほとんどが再契 約になっておりますので、本来であればきちっと当初契約をしてやるという方法になるのだと思いますが、その請け差の問題の扱いとしてあまり大幅であればやはり再契約という形も私は取ってしかる べきかなと思うのですが、その辺担当課としてどのようにお考えなのか、何います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 今回落札されましたのは、本当に最低制限価格で落札されたということでございます。それで、今回の業者の努力によりまして、競争原理の中で適正な入札が行われました結果このような結果になったというふうに理解をしているところでございますが、再契約、請け差の状況については今後工事が進んでいく中で、そういう変更等がございましたときに請け差については有効に使っていきたいというふうに思いますし、再契約ということは今現在のところ考えておりません。
- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 一つ一つ今回の行政報告も見させていただくと、日程的なこともありますので、できるのであればやっぱり早め早めに、分かるのであればやはり次の展開、再契約というのですか、再契約の変更というものは早めにやっぱり手続をするというふうな形で進むべきではないかと思いますが、その件についてお伺いします。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 契約の変更ということでございますけれども、それも実際やってみませんと分からないところがございますので、早めの展開ということでございますけれども、当然雪が降ってまいりますとなかなか工事のほうも進行してこないということでございますので、その辺も

考慮しましていろいろと変更点がございましたら、落札された業者さんと協議を進めながら早めに変 更の手続をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) すみません。1点、ちょっと単純な質問なのですが、この延長284.2メートルで、庁舎前の新しい道路を今度高田中学校のほうの延長かと思うのですが、実際にどこまでの工事なのか、信号機まで行くのか、ちょっとその辺教えていただきたいと思うのですが。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) これにつきましては、信号機、交差点の手前ということになろうかと思います。あの取付けまでです。
- ○議長(谷澤久孝君) 野中寿勝君。
- ○1番(野中寿勝君) そうすると、発掘の関係はある程度、高田……の関係とかあるのですが、先ほども工期のこと少し出てまいりましたけれども、契約上本当に年度内完了が見込まれる、見込むということで手を挙げられて落札されたと思うのですが、そこを年度内に完了するという当然前提だと思うのですが、そこだけちょっと確認させてください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) おっしゃいますとおり、発掘等々そういう状況も重なっている地区でございますので、その辺につきましては教育文化課と打合せをしまして、スムーズな工事の進行ということでしてまいりたいと思いますし、当然工期のほうは年度内完成を目指して、施工していただくということで契約を締結するという思いでございます。

以上でございます。

○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発議第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第6、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被 災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

13番、山内須加美君。

〔13番(山内須加美君)登壇〕

○13番(山内須加美君) それでは、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

内容は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学、修学を保障するため、 令和3年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

地方自治法第99条に基づき、意見書を提出いたします。

なお、提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣です。

以上、議員各位のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号を起立によって採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(谷澤久孝君) 起立全員。

よって、本件は原案のとおり決しました。

○散会の宣告

○議長(谷澤久孝君) 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしま した。

これで令和2年会津美里町議会定例会6月会議を散会いたします。

散 会 (午後 4時19分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 谷 久 長 澤 孝 議 員 長 佐 治 員 根 本 謙 議